

**南海トラフ地震臨時情報
防災対応マニュアル
【暫定版】**

令和4年3月
愛媛県宇和島市

目次

総則

- 1 本マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域防災計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 取組の経緯と防災対応方針について・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 南海トラフ地震臨時情報とは・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 南海トラフ地震臨時情報とは・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 「臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 臨時情報発表までの流れ・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 防災対応の考え方・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 検討対象地域・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 ガイドライン等に基づく防災対応の考え方・・・・・・・・・・・・・ 8

- 1 地震発生後の防災対応の流れ・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 最も警戒すべき期間・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 津波に対する「事前避難対象地域」・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 臨時情報発表時に防災対応の検討を促す対象者・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 本市における事前避難対象地域の設定・・・・・・・・・・・・・ 12

- 1 事前避難対象地域の設定・・・・・・・・・・・・・ 12

第5章 本市の防災対応方針・・・・・・・・・・・・・ 70

- 1 災害対策本部の設置基準（庁内体制）・・・・・・・・・・・・・ 70
- 2 臨時情報が発表された際の防災対応・・・・・・・・・・・・・ 71
- 3 避難所の開設・・・・・・・・・・・・・ 75

第6章 市役所・学校・保育園等の対応・・・・・・・・・・・・・ 78

- 1 臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間・・・・・・・・・・・・・ 78
- 2 臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間・・・・・・・・・・・・・ 79

第7章 配慮事項・・・・・・・・・・・・・ 80

- 1 臨時情報の理解促進・・・・・・・・・・・・・ 80
- 2 訓練等の実施・・・・・・・・・・・・・ 80

参考資料・・・・・・・・・・・・・ 81

- 1 市民、事業者の方々の検討の際の参考・・・・・・・・・・・・・ 81
- 2 用語集・・・・・・・・・・・・・ 82

総 則

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合の災害対策（警戒）本部の設置のほか、高齢者等避難の発令範囲や伝達方法、市民への周知啓発等の基本的事項を定め、適時適切に後発地震の発生の備えを強化し、市民の生命と身体を守ることを目的とする。

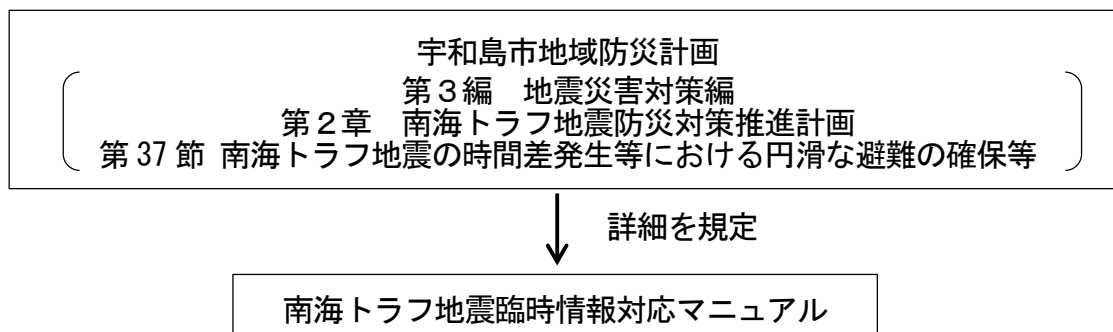
なお、本マニュアルは、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第1版】」（令和3年5月（一部改訂）：内閣府（防災担当））や「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の検討に係る事前避難対象地域の設定に関する県指針」（令和元年10月：愛媛県）のほか、現時点での知見に基づき暫定的に取りまとめたものであることから、今後、国のガイドラインの改訂などを契機に、適宜見直すものとする。

2 地域防災計画との関係

本市の防災対策における基本計画である「地域防災計画」の「第3編 地震災害対策編 第2章 第37節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等」に、南海トラフ地震に関連する情報の発表や時間差発生等における円滑な避難の確保等の方針を定めている。

本マニュアルは、「地域防災計画」に基づく、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害対策（警戒）本部の設置や高齢者等避難の発令、市民への周知啓発等の詳細を規定したものである。

本マニュアルの位置づけ



第1章 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提

1 南海トラフ地震臨時情報の活用に係る前提

- 平成29年、気象庁は南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）」を発表することとした運用を開始しましたが、南海トラフ地震は臨時情報の発表がないまま、突発的に発生することを十分に考慮し、**従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を強力に推進する必要があります。**
- 一方で、南海トラフ地震の発生形態は多様であり、本市として臨時情報が発表された際は、これを最大限活用し、「より安全な防災対応」を取ることで、南海トラフ地震の被害が最小限に軽減されるよう努めていきます。

2 取組の経緯と防災対応方針について

(1) 国・県の動向

○ガイドライン等の公表

◇平成29年11月

国（気象庁）は、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時情報を含む）」を発表することとした運用を開始しました。

◇平成31年3月

国（内閣府）は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を公表し、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体・指定公共機関・企業等が取るべき防災対応について基本的な考え方を示しました。

◇令和元年10月

愛媛県は、防災対応を検討する上で参考となる「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内「巨大地震警戒時の事前避難」の指針（以下「県指針」という。）」を公表しました。

- 市町村には、「事前避難対象地域」の指定など、臨時情報が発表された場合の防災対応の作成が求められました。

(2) 本市の防災対応方針について

- 本方針は、「ガイドライン（令和3年5月一部改訂）」及び「県指針」に基づき、南海トラフ地震発生の可能性が高まったと評価され、気象庁が臨時情報を発表した際に、本市が取るべき防災対応を取りまとめたものです。

第2章 南海トラフ地震臨時情報とは

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件

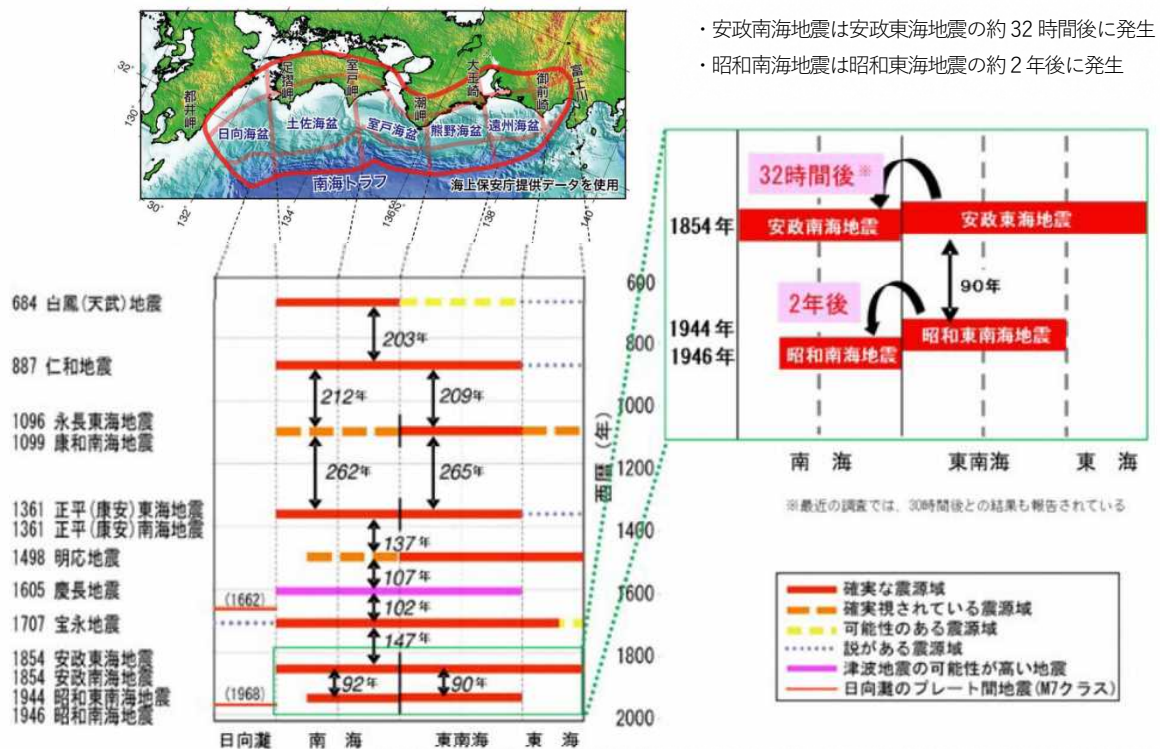
○「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁から発表される情報で、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合

2 南海トラフ地震臨時情報とは

○南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、過去に大きな災害をもたらしてきた大規模地震です。マグニチュード（以下「M」という。）8クラスの大きな地震が約90年から150年間隔で繰り返し発生するほか、複数の領域で同時又は時間差で発生するなど、周期性や連続性があることが知られています。

○臨時情報は、南海トラフ地震の周期性や連続性を活用して、想定震源域又はその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりなど、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合に、それらに対する調査開始の旨、そして有識者による「評価検討会」において調査した結果、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報です。



(参照：ガイドライン「南海トラフ沿いで過去に起きた大規模地震の震源域の時空間分布」を加筆修正)

＜臨時情報が発表される3つのケース＞

半割れケース (被害甚大ケース)	南海トラフの想定震源域内の領域で、M8.0 以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の発生の可能性が高まったと評価された場合
一部割れケース (被害限定ケース)	南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震 (M7.0 以上) の地震が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合
ゆっくりすべり (被害なしケース)	南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の発生の可能性が高まったと評価された場合

■半割れ (M8.0 以上) 被害甚大ケース

南海トラフ西側で大規模地震 (M8クラス) が発生

7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度

※M8.0 以上の地震発生後に隣接領域でM8.0 クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度 (7事例/103事例)

■一部割れ (M7.0~8.0) 被害限定ケース

南海トラフで地震 (M7クラス) が発生

7日以内に発生する頻度は数百回に1回程度

※異常な現象が観測される前の状況に比べて数倍程度高い (6事例/1,437事例)

■ゆっくりすべり/被害なしケース

※南海トラフでは前例のない事例で、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性を定量的に評価する手法や基準はない。

(参照：ガイドライン概要版「防災対応を取るべきケース」を加筆修正)

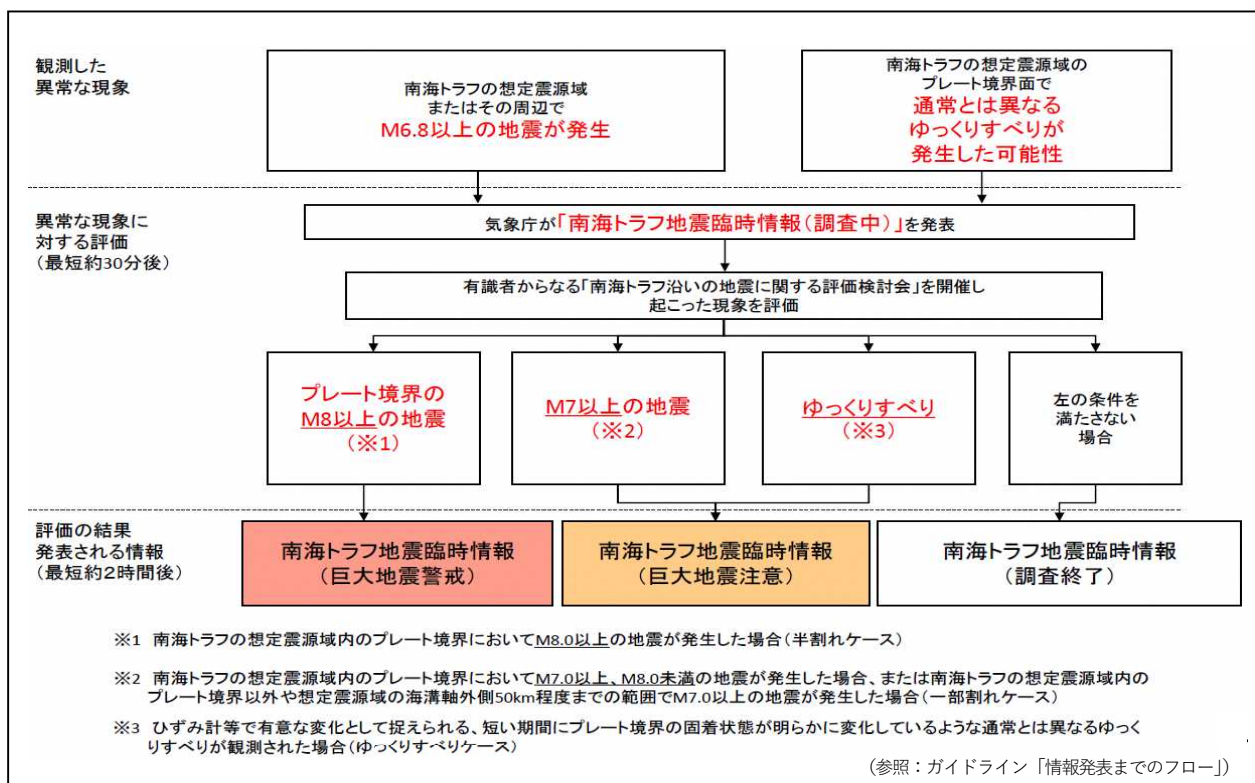
3 「臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件

○「臨時情報」は、情報発表後の防災対応を行いやすくするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のようにキーワードを付して発表されます。

キーワード	発表条件
(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合
(巨大地震警戒)	「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 ※南海トラフ沿いで M8.0 以上の地震が発生したと評価された場合
(巨大地震注意)	「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 ※南海トラフ沿いで M7.0 以上 8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合等
(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

4 臨時情報発表までの流れ

○上記の発表条件に該当した場合に臨時情報が発表されることとなります。臨時情報発表までの流れは次のとおりです。



5 防災対応の考え方

○臨時情報が発表された場合の本市の防災対応の考え方については、下表のとおりガイドラインで示された防災対応を実施することを基本とします。

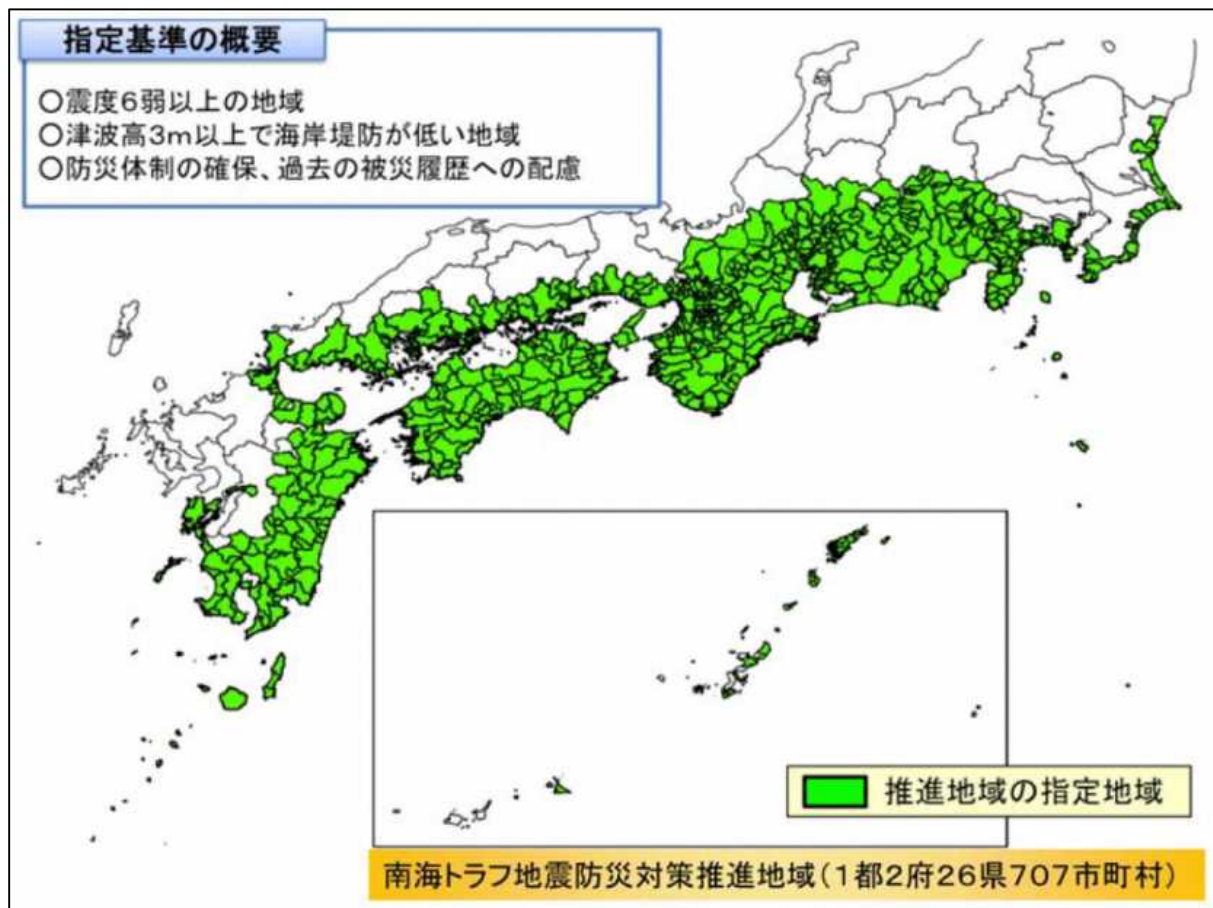
区分	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<p>巨大地震警戒対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 <p>対応：事前避難対象地域に避難情報を発令</p>	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施) 	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	<p>巨大地震注意対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う 	
すべてが収まったと評価されるまで	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う 		
大規模地震発生まで			<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(参照：ガイドライン「住民、企業の防災対応の流れ」を加筆修正)

6 検討対象地域

○ガイドラインにおいて、防災対応を検討する対象地域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法第3条において「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と定義されている南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とされています。

○愛媛県は、平成26年3月に、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていますので、宇和島市全域が臨時情報発表時に防災対応を取る検討対象地域となります。



(参照：ガイドライン「推進地域の指定範囲(令和3年5月現在)」)

第3章 ガイドライン等に基づく防災対応の考え方

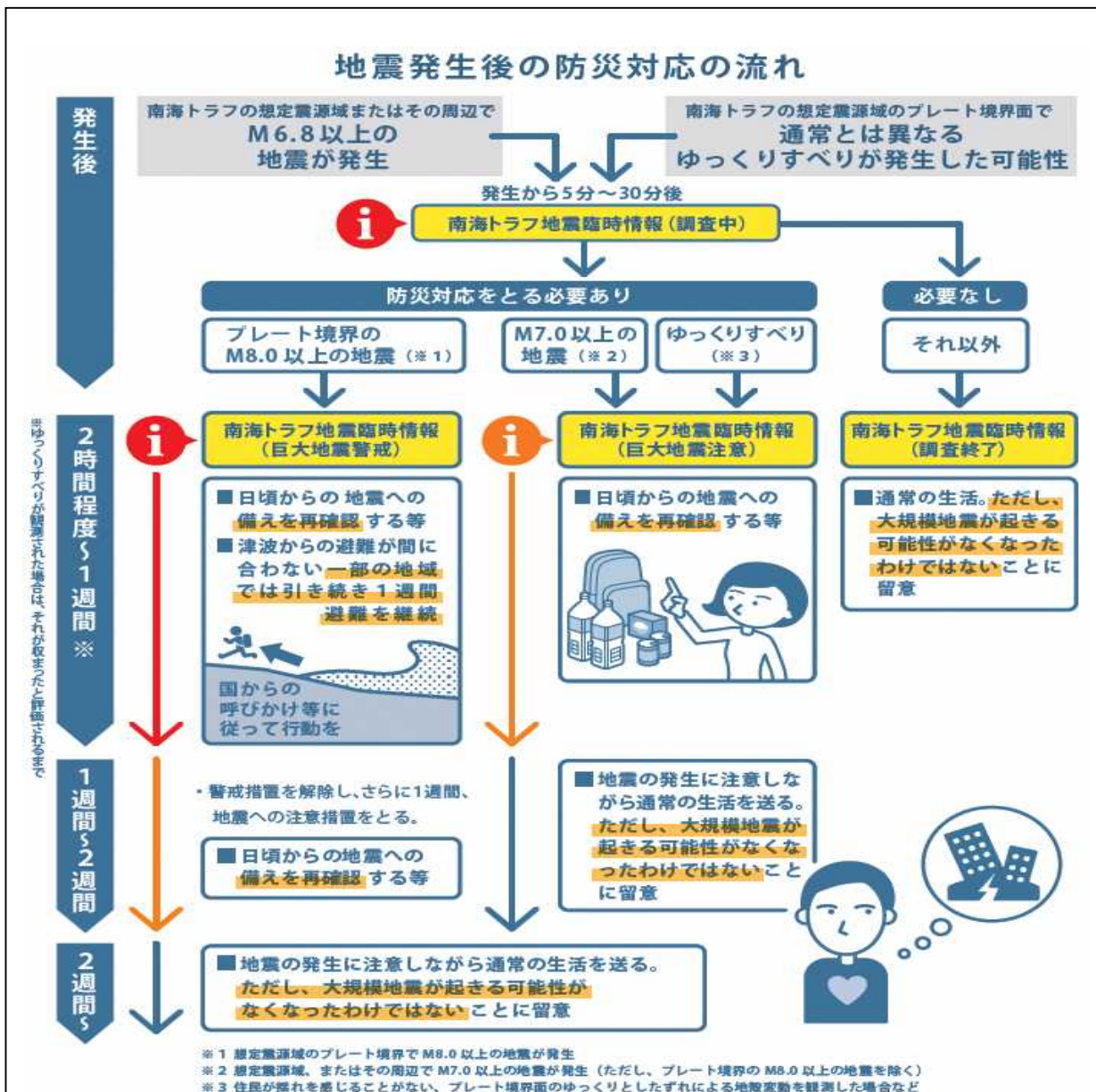
1 地震発生後の防災対応の流れ

○ガイドライン及び県指針（以下「ガイドライン等」という。）において、本方針第2章4のフローに従って発表された臨時情報に応じて、以下の内容を基本とした防災対応を取ることが示されています。

○本市の防災対応についても、ガイドライン等に応じた防災対応を取ることとします。

キーワード	防災対応
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・発表後 1 週間までは、事前避難対象地域^{※1}の市民は事前避難。それ以外の市民は、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。 ・発表後 2 週間までは、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・発表後 1 週間までは、日頃からの地震の備えの再確認等を実施。

※1 事前避難対象地域については、第3章3で記述



2 最も警戒すべき期間

○第3章1の図で示したように、ガイドラインでは、①「巨大地震警戒」及び「巨大地震注意」に係る防災対応で、最も警戒すべき期間については、社会的な受忍の限度を考慮して、最初の地震（臨時情報発表の起因となった地震）発生後「1週間」を基本とすること、②「巨大地震警戒対応」の場合は、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられ、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切替え後1週間を基本とすることと示されています。

○本市の防災対応についても、ガイドラインで示された1週間（上記②の場合を含めると2週間）を基本とします。

3 津波に対する「事前避難対象地域」

○事前避難対象地域は、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際に、M8.0以上の地震が発生した直後に発表された大津波警報又は津波警報が津波注意報に切り替わった後も、継続避難が必要となる地域のことです。

○継続避難の必要性の判断は、ガイドラインで後発地震が発生した後の避難で間に合うかどうかを検討することが示されており、具体的には「30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」を検討対象地域とし、事前避難対象地域とした地域には、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難情報を発令することとされています。

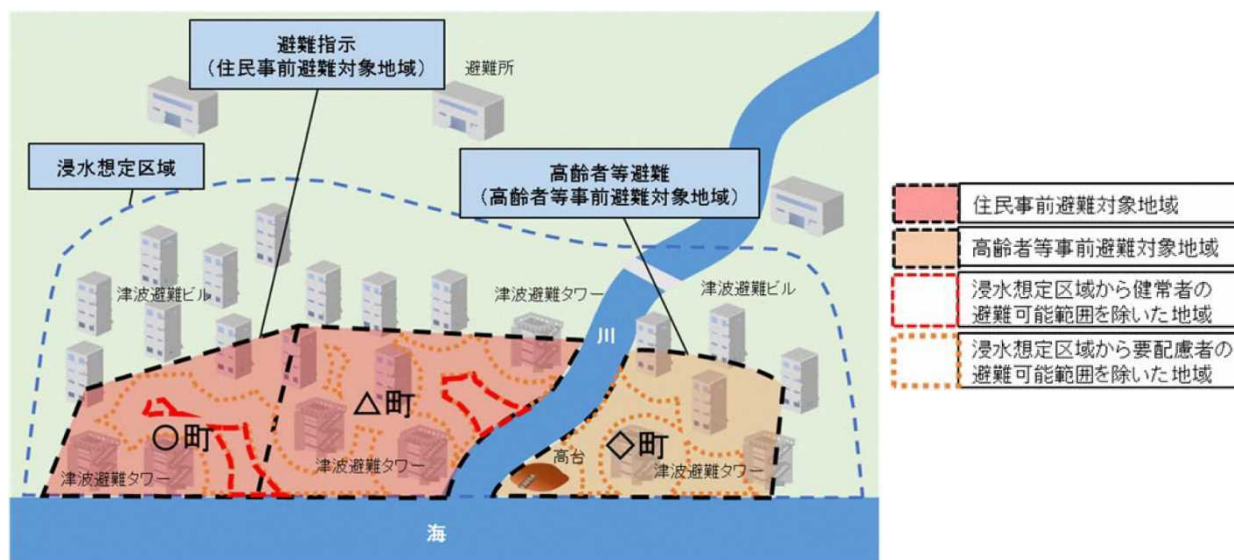
○事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、さらに2種類の地域に分かれます。

○本市においては、臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、高齢者等避難を発令します。

種類	対象者	避難情報の発令	指定の検討
住民事前避難対象地域	全住民	避難指示	30 cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本に各市町村が設定
高齢者等事前避難対象地域	避難に時間のかかる高齢者等	高齢者等避難	

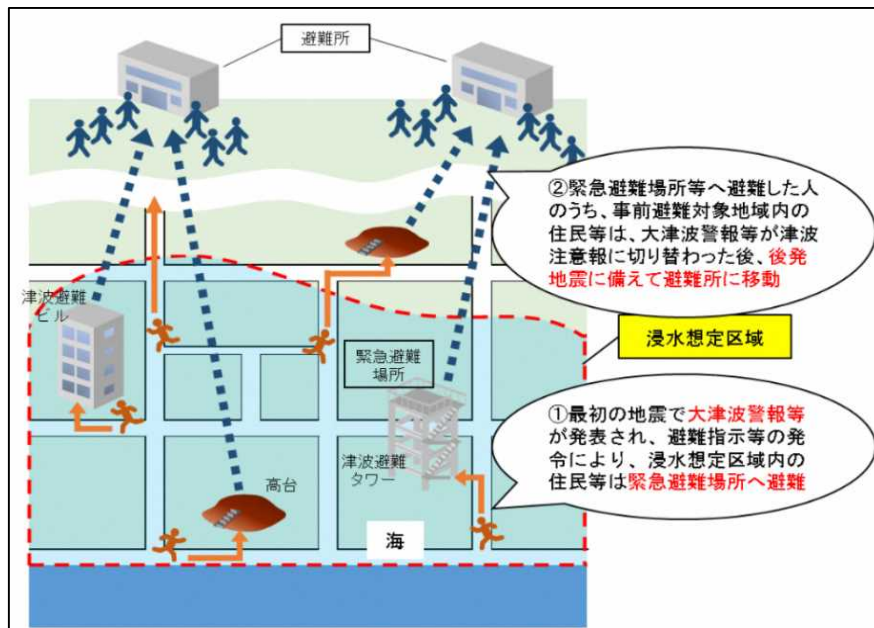
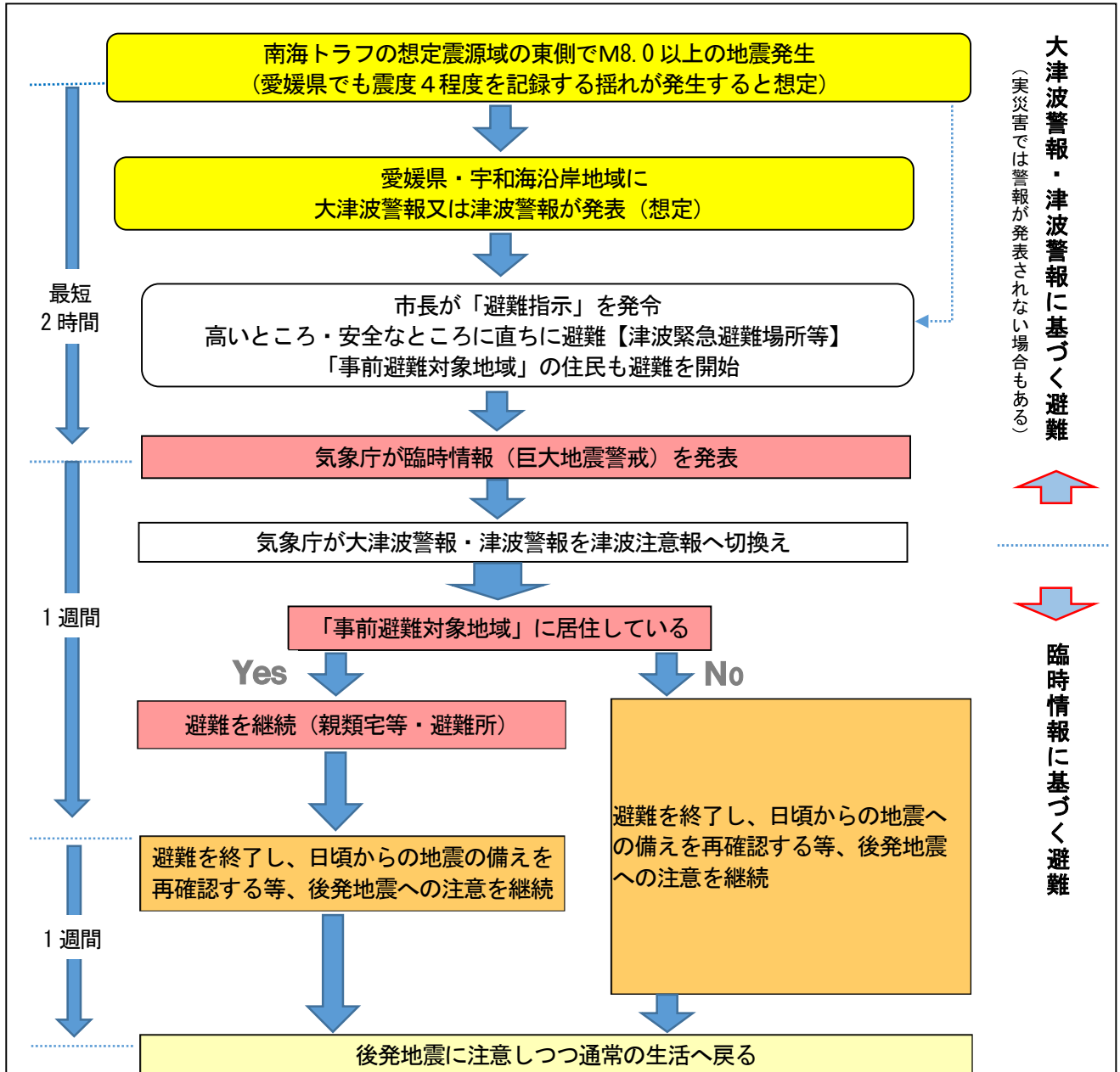
<参考（ガイドライン P51 の該当部抜粋）>

○津波に対する避難の検討は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本としつつ、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を対象とする。
○その際、自治会組織や町丁目等の境界等を考慮しつつ、安全を見て上記区域よりも広めに設定することが望ましい。



(参照：ガイドライン「図34 事前避難対象地域の概念図」)

南海トラフの東側でM8.0以上の地震が発生（半割れケース）した場合の避難イメージ



4 臨時情報発表時に防災対応を促す対象者

(1) すべての市民

○ガイドライン等では、後発地震に備えるため、臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際には、事前避難対象地域に関わらず、すべての市民が「日頃からの地震への備えの再確認」をするとともに、「日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な防災行動をとる」ことが重要とされています。

○本市においても、すべての市民に対し、上記の防災対応を取ることを促します。

<日頃からの地震への備えの再確認の例>

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

<できるだけ安全な防災行動の例>

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない
- ・できるだけ安全な部屋で就寝する など

（参照：ガイドライン「日頃からの地震への備えの再確認等の例」を加筆修正）

(2) 土砂災害の不安がある市民等

○ガイドライン等では、土砂災害に対する防災対応の考え方を次のとおりとしています。

- ・地震に伴う土砂災害は、発生危険度の高い箇所の特が困難である。
- ・地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。

○本市においても、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。

(3) 耐震性の不足する住宅の居住者

○ガイドライン等では、住宅の倒壊に対する防災対応の考え方を次のとおりとしています。

- ・住宅については、倒壊を防止するため耐震化を推進することが重要である。
- ・耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民は、親類宅や知人宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。

○本市においても、普段からの耐震化の推進に加え、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。

第4章 本市における事前避難対象地域の設定

1 事前避難対象地域の設定

○ガイドライン等では、第3章のとおり「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」を基本としつつ、地域の実情に応じて事前避難対象地域を検討することとしていますが、本市における「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」は、広範囲に及ぶ地域はありませんが、ほぼ全ての沿岸部に点在しています。

○本市では、これまで南海トラフ地震に備え、津波避難対策として津波避難路の整備や避難ビルの指定などに併せて、自治会や自主防災組織との訓練や研修など発災後の避難体制づくりを行い、避難の実効性を高めています。避難に一定の時間が必要な高齢者等※1は、事前に避難することで安全性を大きく高めることができます。

○以上のことから、本市では、後発地震が発生してからの避難で間に合うか否かではなく、事前に避難することが望ましい範囲はどこかという観点で検討し、国、県の基準のよる「30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域」が含まれる行政区に加えて、その隣接する沿岸部の行政区を「高齢者等事前避難対象地域」に設定します。※1高齢者等：避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、妊産婦、乳幼児等）とその支援者

「高齢者等事前避難対象地域」とする地区

高齢者等事前避難対象地域

【宇和島地区】（80地区）丸之内5丁目、新町2丁目、栄町港1丁目、栄町港2丁目、恵美須町1丁目、新田町1丁目、新田町2丁目、新田町3丁目、新田町4丁目、文京町（4・5）、明倫町1丁目、明倫町2丁目、明倫町5丁目、榊形町2丁目、榊形町3丁目、弁天町2丁目、築地町1丁目、築地町2丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町3区、大浦1区、大浦3区、赤松、蛤1区、蛤2区、百之浦、本九島1区、本九島2区、平浦、蕨、小池、小浜、大小浜、石応1区、石応2区、白浜、坂下津1区、坂下津2区、坂下津3区、保手1丁目、戎山、船隠、天満1区、天満2区、豊正園、豊浦、尾崎、大内、安米、大池、神崎、柿之浦、東、結出、西、島津、狩津、明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎、番匠、魚泊、水荷浦、津の浦、高助、横浦、豊の浦、宮市、宿の浦、大島、矢ヶ浜、本浦、小内浦、嘉島、郡、喜路、明海、能登

【吉田地区】（40地区）桜丁、西小路、魚棚1、魚棚2、魚棚3、川口、横網代、君ヶ浦、向山、新田、鶴間、鶴間団地1、鶴間団地2、浅川、知永、板ノ浦、中浦、古浦、船間1・2、大良、南君西、南君東、立目、牛川、筋、池の浦、深浦下、深浦上、宮の浦西、宮の浦東、浜、与村井西、与村井中、与村井東、脇中島、先新浜、畦屋三つ尾、花組、茜荘

【津島地区】（48地区）港町一、港町二、港町三、寿町、芳原、巽団地、玉ヶ月、白鷺、胼ノ江、干拓、若葉、塩浜団地、佐近谷二、田之浜、曾根、脇、田風、泥目水、坪井、弓立、嵐鳴、横浦、嵐、針木、浦知、塩定、柿之浦、曲烏、平井、漁家、成、須下、後、竹ヶ島、鶴之浜、宗清、国延、面浦、網代、家次、木浦松、牛之浦、尻貝、掛網代、福浦、大日提、小日提谷、小日提浜

【合計】（168地区）

高齢者等事前避難対象地域

世帯数・人口合計 (R3. 4. 1 現在)

地区数 : 168地区

世帯数 : 9,383世帯 65歳以上 39.6%

人数 : 19,553人 **65歳以上 約7,742人**

宇和島 4,263人、吉田 1,674人、津島 1,805人

宇和島地区

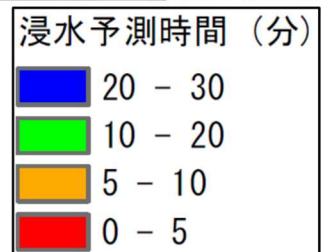
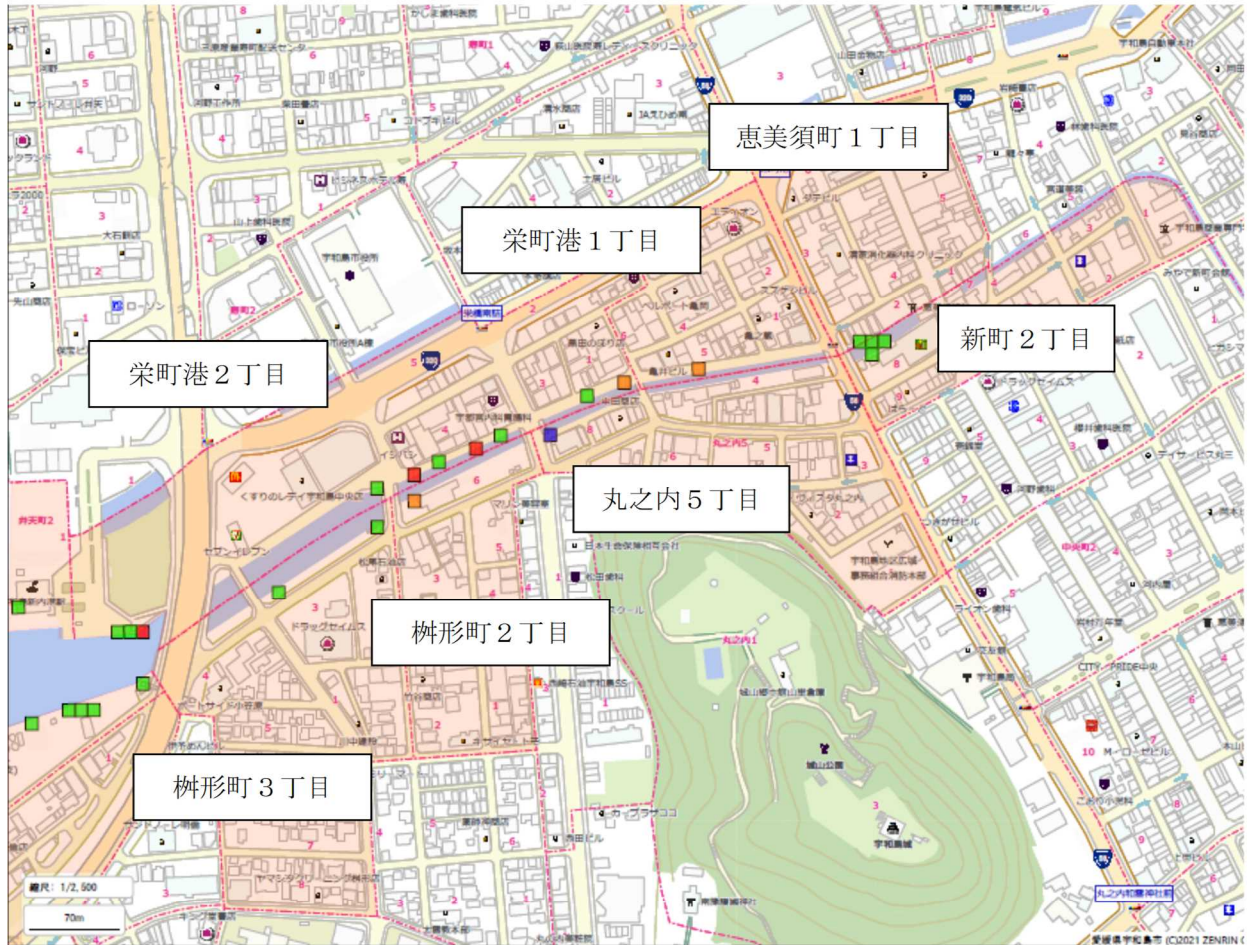
行政区	事前避難対象地域						行政区	事前避難対象地域								
	20分(見なし10分)以内		20~30分(見なし20分)以内		沿岸地区			20分(見なし10分)以内		20~30分(見なし20分)以内		沿岸地区				
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数		人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数			
丸之内5丁目			1	165	100		戒山	1	83	39						
新町2丁目	1	92	58				船隠	1	106	58						
栄町港1丁目	1	149	100				天満1区	1	96	41						
栄町港2丁目	1	92	52				天満2区	1	137	63						
恵美須町1丁目	1	127	83				豊正園	1	43	43						
新田町1丁目	1	197	106				豊浦	1	225	129						
新田町2丁目	1	149	77				尾崎					1	10	4		
新田町3丁目				1	266	136	大内<宇和島>	1	150	73						
新田町4丁目	1	276	139				安米	1	96	50						
文京町(4・5)	1	0	0				大池					1	15	9		
明倫町1丁目	1	35	24				神崎	1	118	49						
明倫町2丁目						1	162	91	柿之浦<宇和島>	1	121	51				
明倫町5丁目	1	273	153				東	1	84	50						
桃形町2丁目	1	160	93				結出	1	83	44						
桃形町3丁目	1	290	159				西					1	109	54		
弁天町2丁目	1	44	33				島津	1	70	29						
築地町1丁目						1	230	125	狩津				1	74	35	
築地町2丁目	1	158	92				明越	1	33	14						
住吉町2丁目	1	376	184				矢の浦	1	62	19						
住吉町3丁目	1	0	0				小矢の浦	1	91	29						
住吉町3区	1	68	32				甘崎	1	105	48						
大浦1区	1	399	208				番匠	1	108	33						
大浦3区	1	1,088	538				魚泊	1	126	45						
赤松	1	131	67				水荷浦	1	105	40						
蛤1区	1	186	82				津の浦	1	133	53						
蛤2区	1	103	53				高助	1	76	33						
百之浦	1	157	76				横浦<宇和島>	1	52	21						
本九島1区						1	181	92	豊の浦	1	29	20				
本九島2区	1	171	98				宮市	1	31	16						
平浦	1	128	54				宿の浦	1	39	20						
蕨	1	120	47				大島					1	21	10		
小池	1	71	30				矢ヶ浜					1	32	20		
小浜	1	36	17				本浦					1	137	69		
大小浜				1	163	72	小内浦	1	119	55						
石応1区	1	171	81				嘉島					1	67	33		
石応2区	1	147	81				郡	1	4	2						
白浜	1	210	102				喜路				1	142	67			
坂下津1区	1	124	64				明海				1	65	34			
坂下津2区	1	299	176				能登				1	88	41			
坂下津3区	1	108	50				宇和島(計)	63	8,839	4,475	6	889	450	11	1,038	542
保手1丁目	1	179	99				宇和島(合計)	80	10,766	5,467		4,263		65歳以上(率)		

吉田地区、津島地区

行政区	事前避難対象地域						行政区	事前避難対象地域									
	20分（見なし10分）以内		20～30分（見なし20分）以内		沿岸地区			20分（見なし10分）以内		20～30分（見なし20分）以内		沿岸地区					
	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数		人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数				
桜丁					1	163	79	巽団地	1	104	53						
西小路					1	74	34	玉ヶ月	1	160	79						
魚棚1					1	47	25	白鷺				1	78	40			
魚棚2	1	75	36					餅ノ江	1	121	58						
魚棚3	1	108	55					干拓	1	57	26						
川口	1	110	55					若葉				1	21	13			
横網代	1	22	15					塩浜団地				1	83	37			
君ヶ浦	1	66	38					佐近谷二	1	33	17						
向山	1	34	22					田之浜	1	148	61						
新田	1	62	28					曾根<津島>	1	96	36						
鶴間	1	348	141					脇	1	87	29						
鶴間団地1	1	60	51					田風	1	71	31						
鶴間団地2	1	60	34					泥目水	1	63	30						
浅川					1	232	91	坪井	1	89	37						
知永	1	206	71					弓立	1	55	22						
板ノ浦				1	94	44		嵐鳴	1	86	34						
中浦					1	130	55	横浦<津島>	1	81	30						
古浦					1	101	36	嵐	1	195	86						
船間1					1	101	44	針木	1	89	29						
船間2	1	140	52					浦知	1	91	36						
大良	1	47	25					塩定						1	56	19	
南君西	1	194	80					柿之浦<津島>	1	103	51						
南君東	1	159	71					曲島	1	95	32						
立目	1	199	86					平井	1	83	35						
牛川	1	158	73					漁家	1	15	8						
筋				1	97	35		成	1	112	50						
池の浦				1	67	30		須下	1	150	67						
深浦下	1	57	24					後				1	6	5			
深浦上	1	80	32					竹ヶ島				1	23	13			
宮の浦西	1	88	31					鶴之浜	1	200	110						
宮の浦東	1	132	45					宗清	1	95	37						
浜					1	121	53	国延	1	67	31						
与村井西	1	104	43					面浦	1	146	71						
与村井中	1	69	28					網代	1	138	67						
与村井東					1	70	30	家次	1	108	49						
脇中島	1	92	38					木浦松	1	92	46						
先新浜					1	87	34	牛之浦	1	103	42						
畦屋三つ尾					1	69	29	尻貝	1	173	77						
花組					1	60	26	掛網代	1	123	46						
茜荘	1	46	46					福浦	1	71	28						
吉田（計）	25	2,716	1,220	3	258	109	12	1,255	536	大日提	1	127	58				
吉田（合計）	40	4,229	1,865	1,674	65歳以上(率)			小日提谷	1	145	62						
港町一				1	12	7		小日提浜	1	126	56						
港町二				1	60	31		津島（計）	38	4,021	1,781	9	481	251	1	56	19
港町三	1	123	64					津島（合計）	48	4,558	2,051	1,805		65歳以上(率)			
寿町				1	100	56		計	126	15,576	7,476	18	1,628	810	24	2,349	1,097
芳原				1	98	49		総合計	168	19,553	9,383	7,742		65歳以上(率)			

【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(1) 丸之内5丁目	対象：100世帯	165人
新町2丁目	対象：58世帯	92人
恵美須町1丁目	対象：83世帯	127人
栄町港1丁目	対象：100世帯	149人
栄町港2丁目	対象：52世帯	92人
榊形町2丁目	対象：93世帯	160人
榊形町3丁目	対象：159世帯	290人





浸水予測時間 (分)

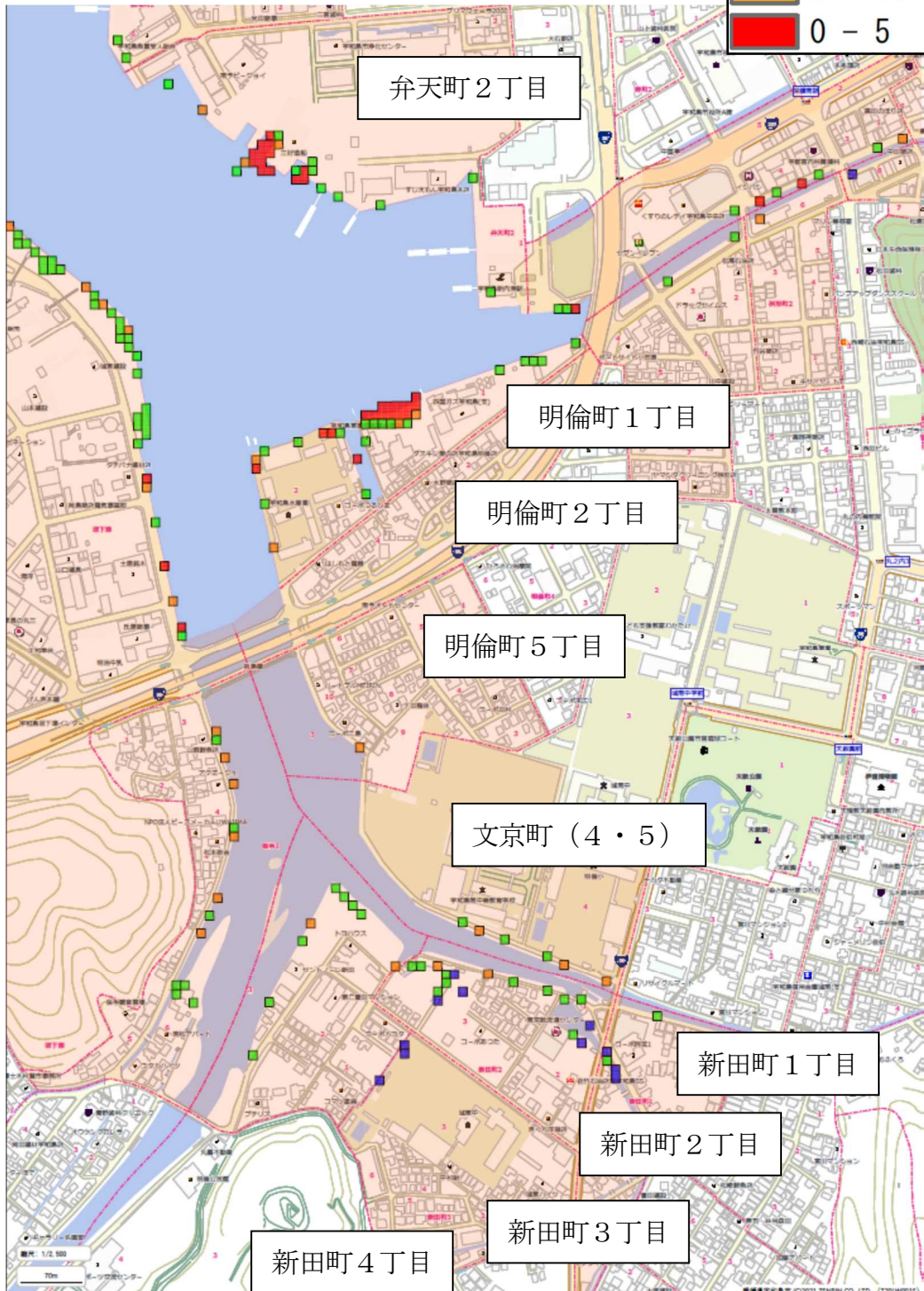
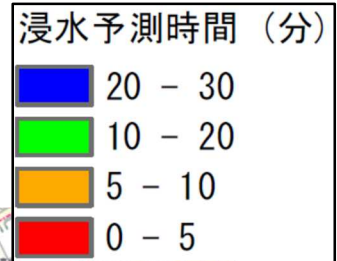
- 20 - 30
- 10 - 20
- 5 - 10
- 0 - 5

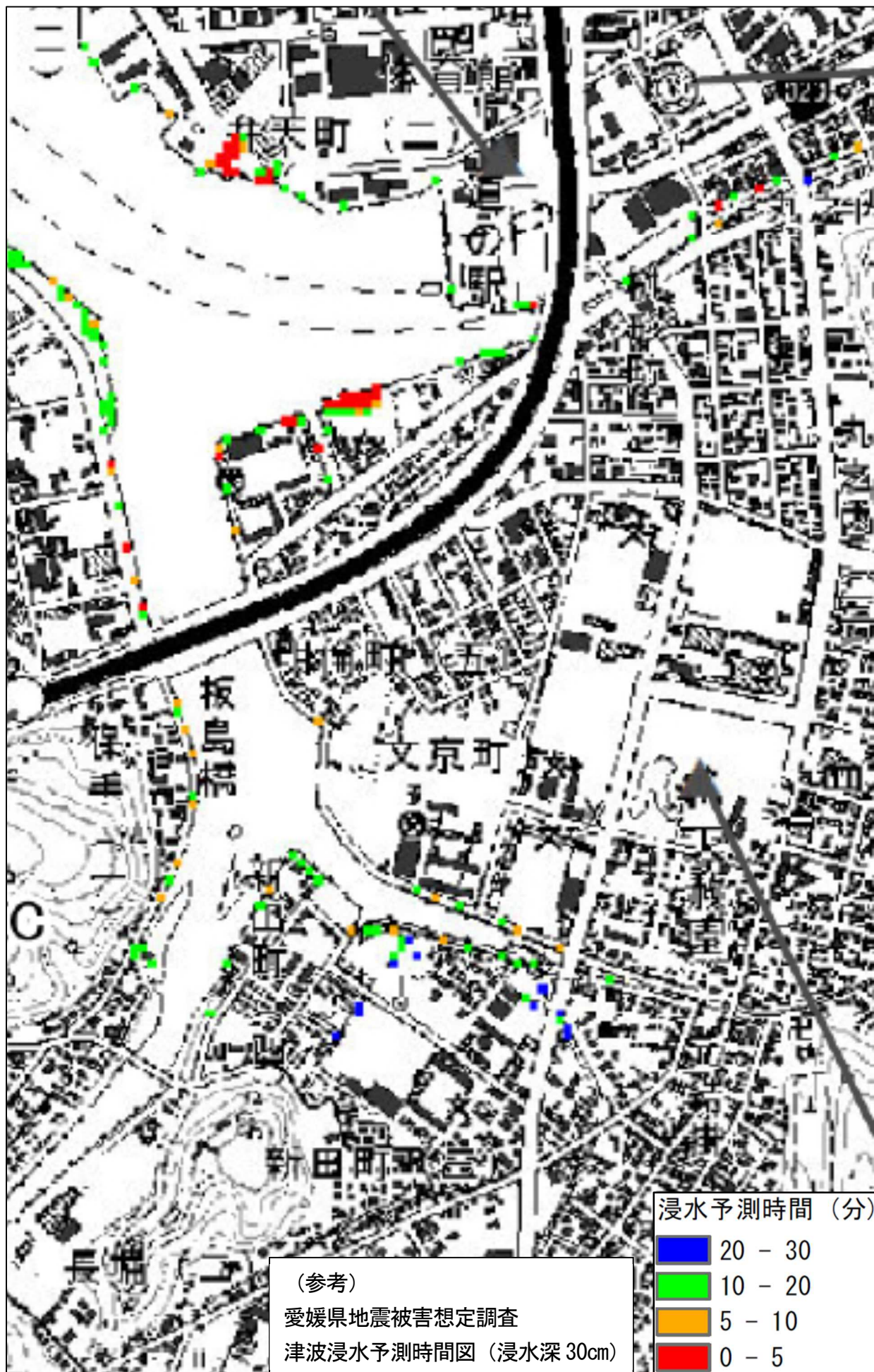
(参考)

愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

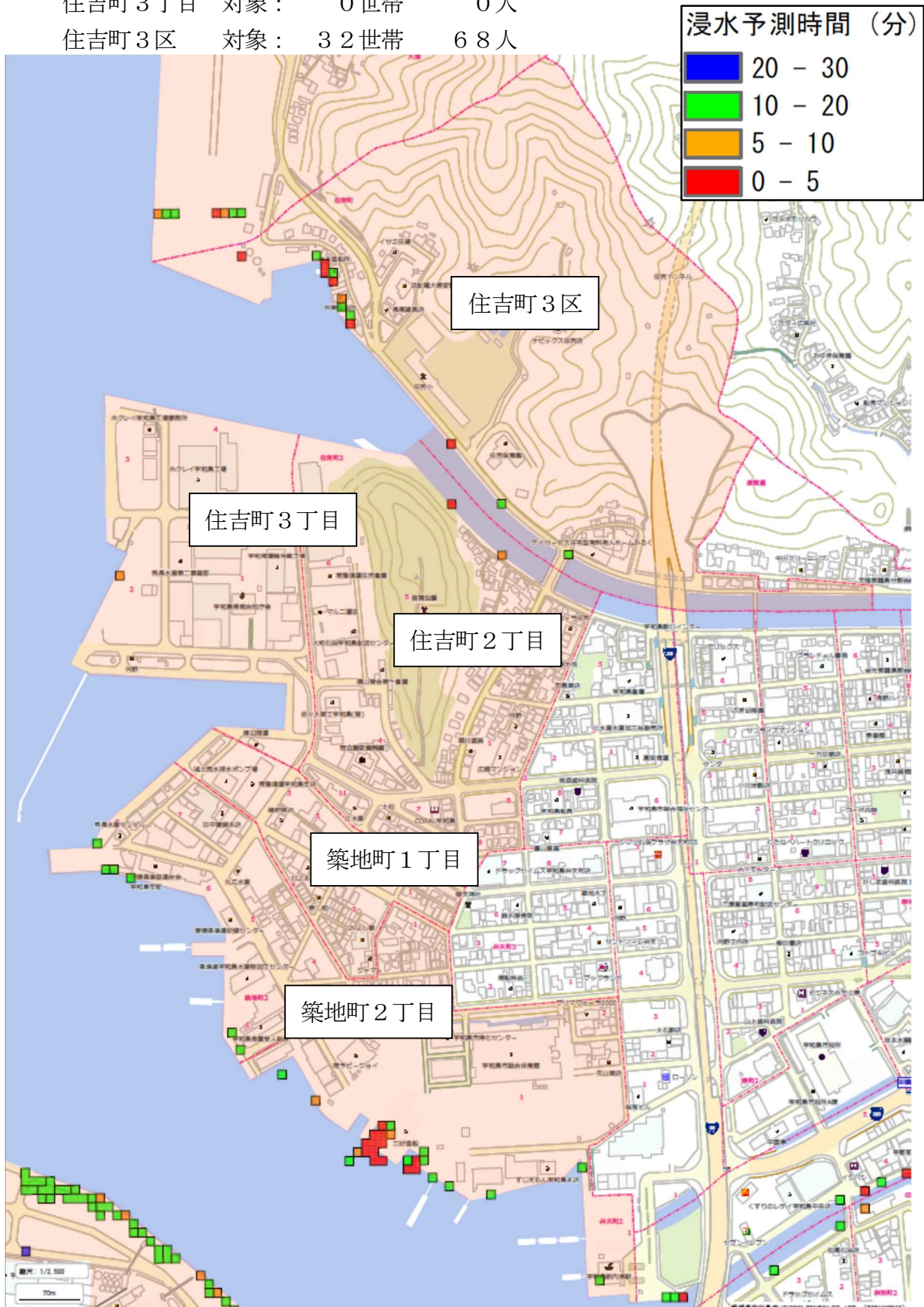
(2) 新田町1丁目	対象：106世帯	197人
新田町2丁目	対象：77世帯	149人
新田町3丁目	対象：136世帯	266人
新田町4丁目	対象：139世帯	276人
文京町(4・5)	対象：0世帯	0人
明倫町1丁目	対象：24世帯	35人
明倫町2丁目	対象：91世帯	162人
明倫町5丁目	対象：153世帯	273人
弁天町2丁目	対象：33世帯	44人





【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

- (3) 築地町1丁目 対象：125世帯 230人
- 築地町2丁目 対象：92世帯 158人
- 住吉町2丁目 対象：184世帯 376人
- 住吉町3丁目 対象：0世帯 0人
- 住吉町3区 対象：32世帯 68人





浸水予測時間 (分)

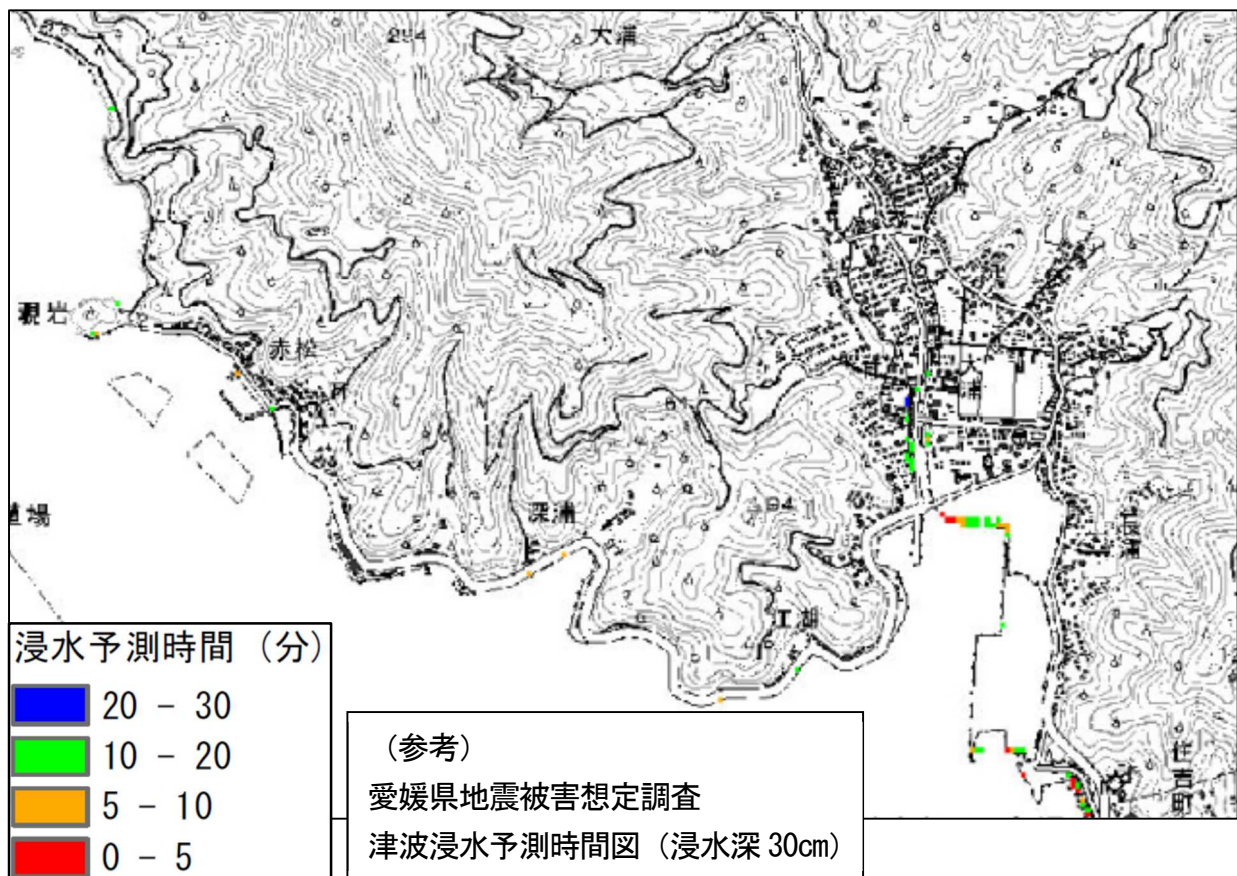
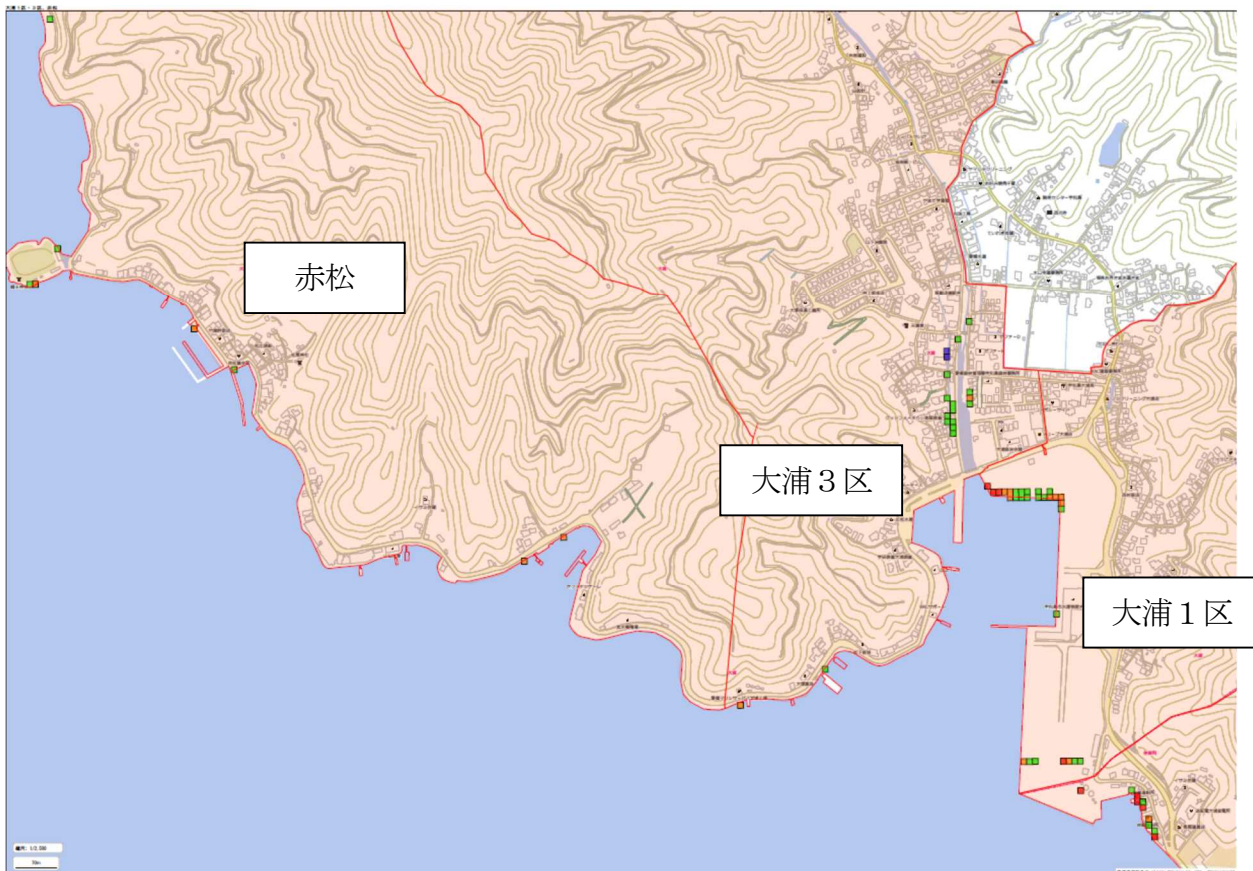
- 20 - 30
- 10 - 20
- 5 - 10
- 0 - 5

(参考)

愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

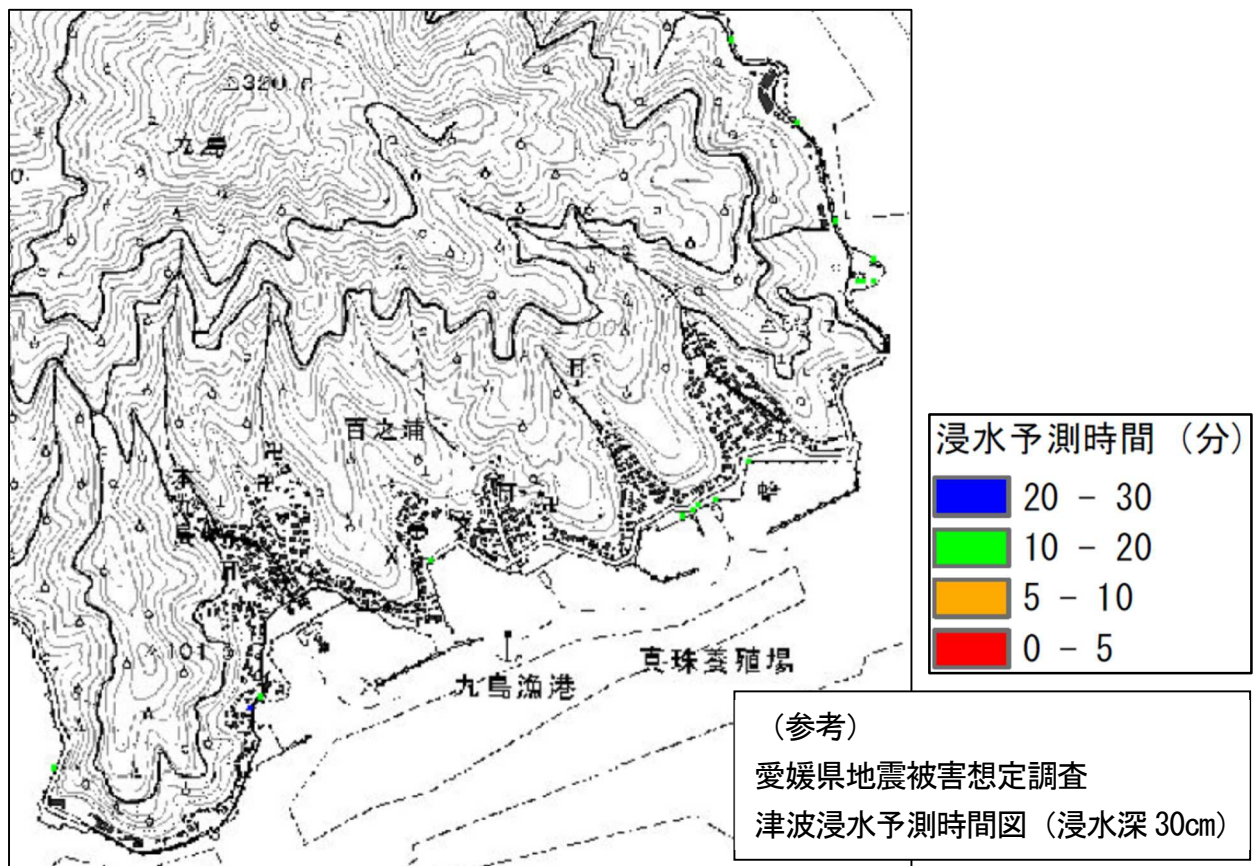
【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(4) 大浦1区	対象：208世帯	399人
大浦3区	対象：538世帯	1,088人
赤松	対象：67世帯	131人



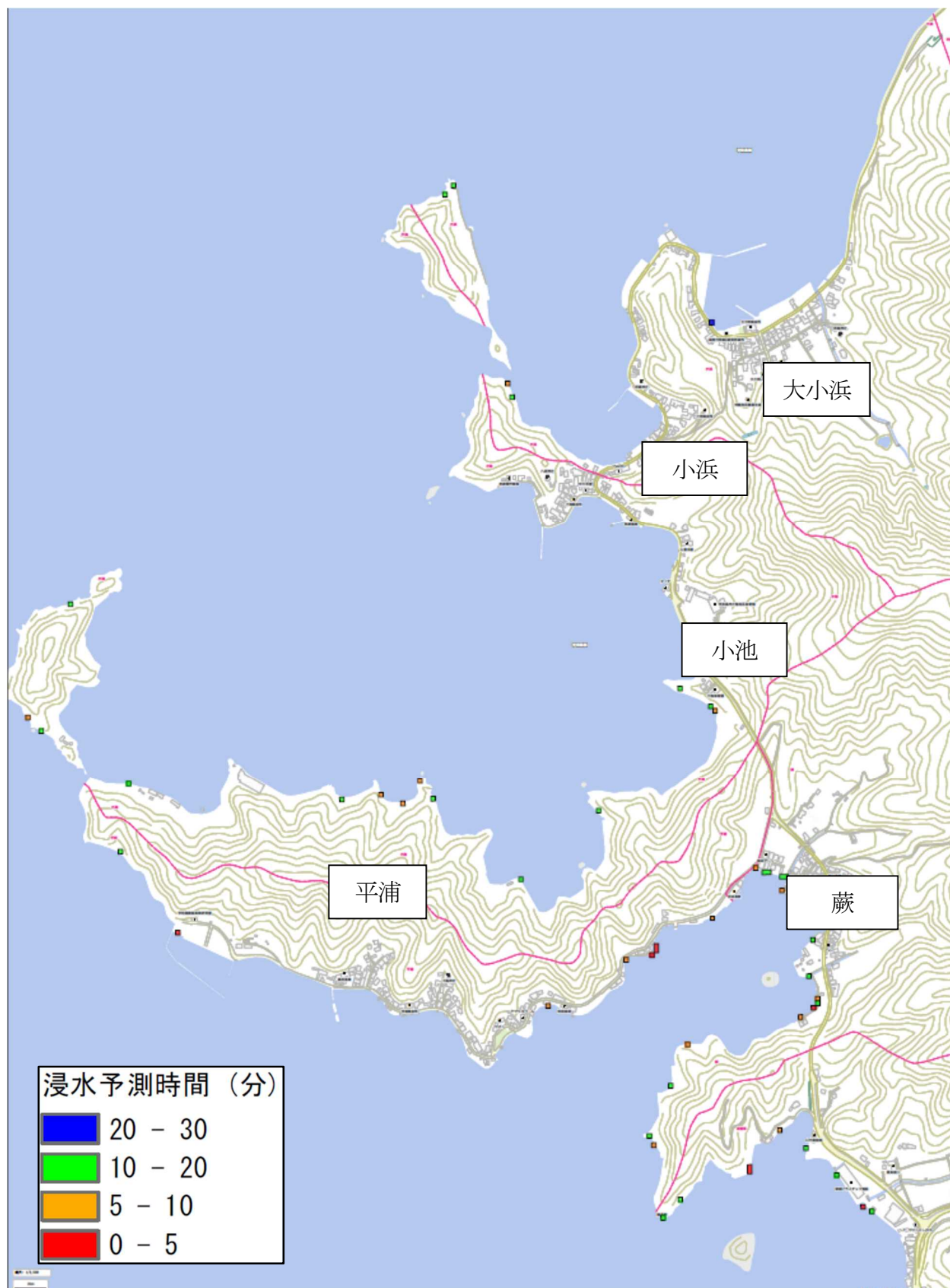
【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

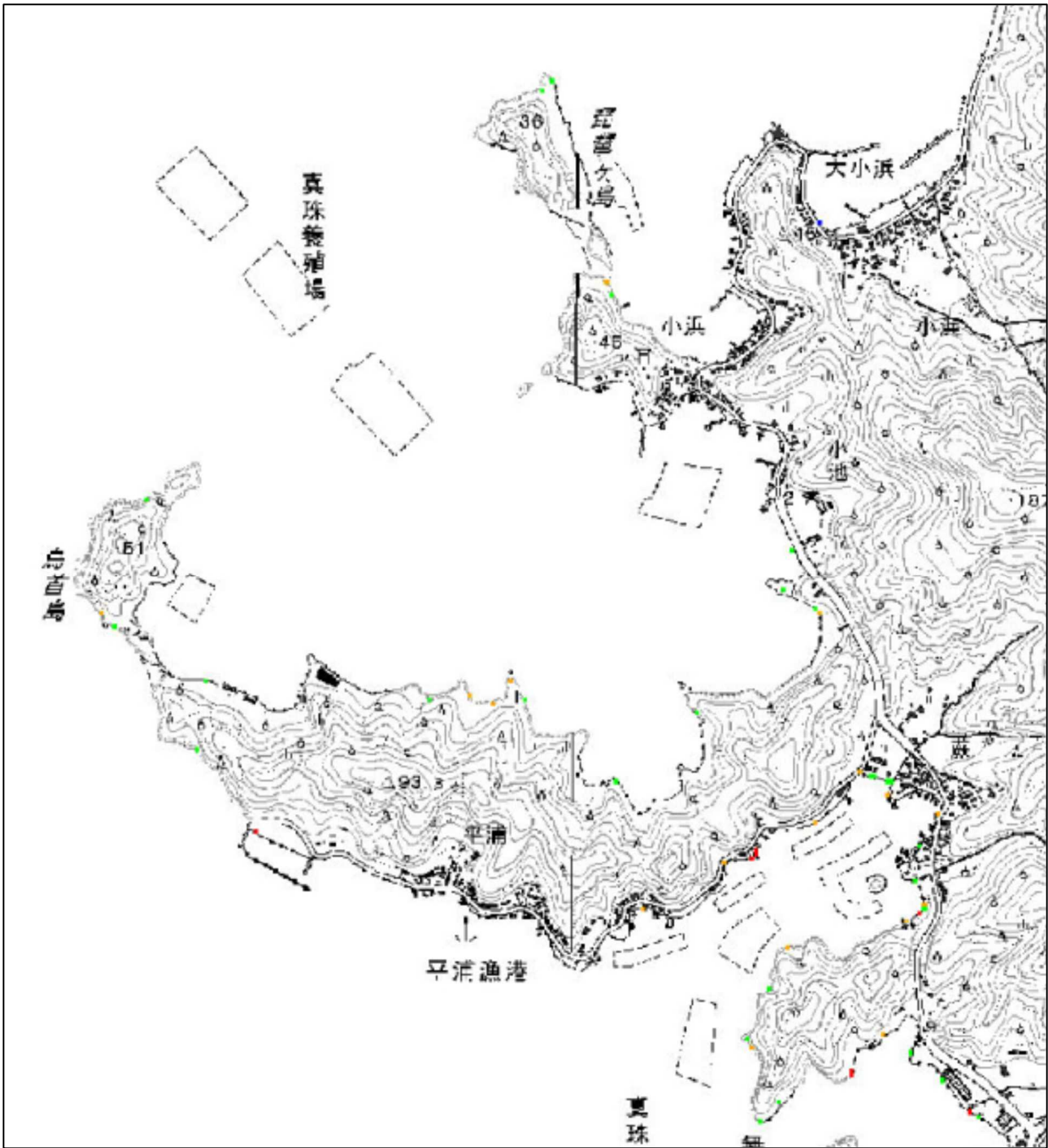
(5) 蛤1区	対象：82世帯	186人	蛤2区	対象：53世帯	103人
百之浦	対象：76世帯	157人	本九島1区	対象：92世帯	181人
本九島2区	対象：98世帯	171人			







【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(6) 平浦	対象：54世帯	128人	蕨	対象：47世帯	120人
小池	対象：30世帯	71人	小浜	対象：17世帯	36人
大小浜	対象：72世帯	163人			



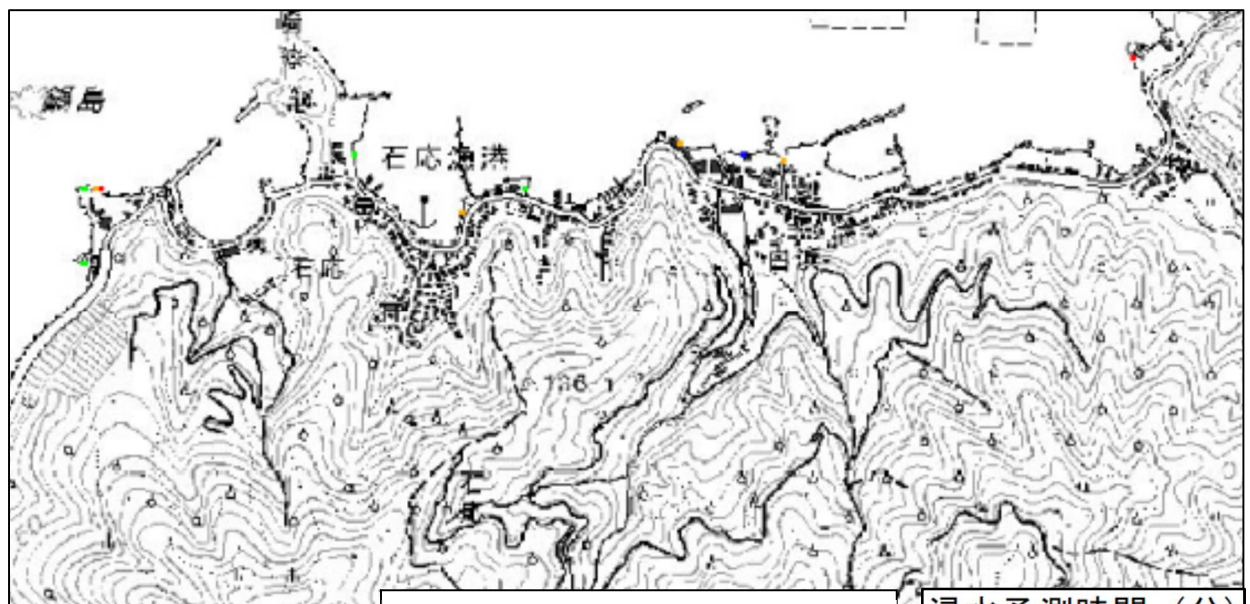
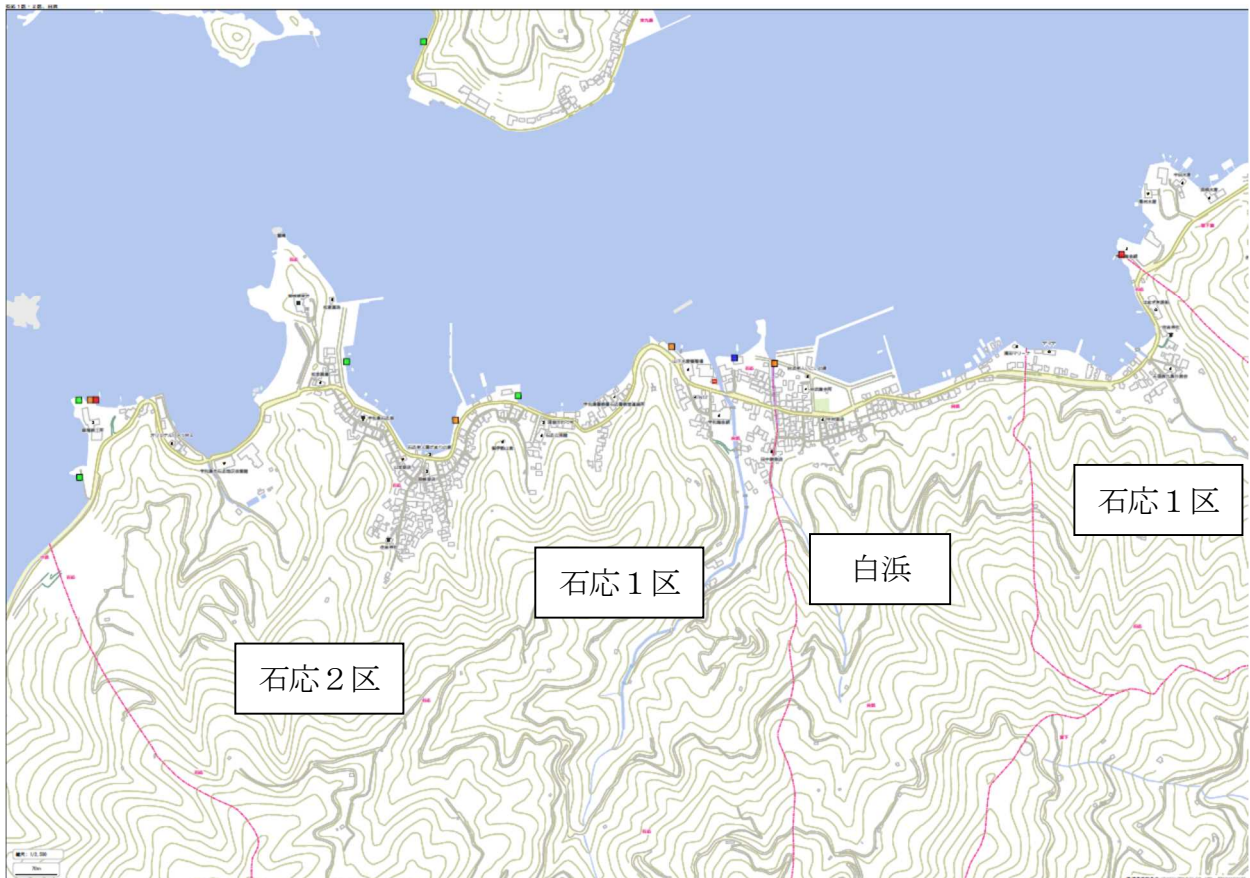


浸水予測時間 (分)	
	20 - 30
	10 - 20
	5 - 10
	0 - 5

(参考)
 愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(7) 石心1区 対象： 81世帯 171人 石心2区 対象： 81世帯 147人
 白浜 対象： 102世帯 201人

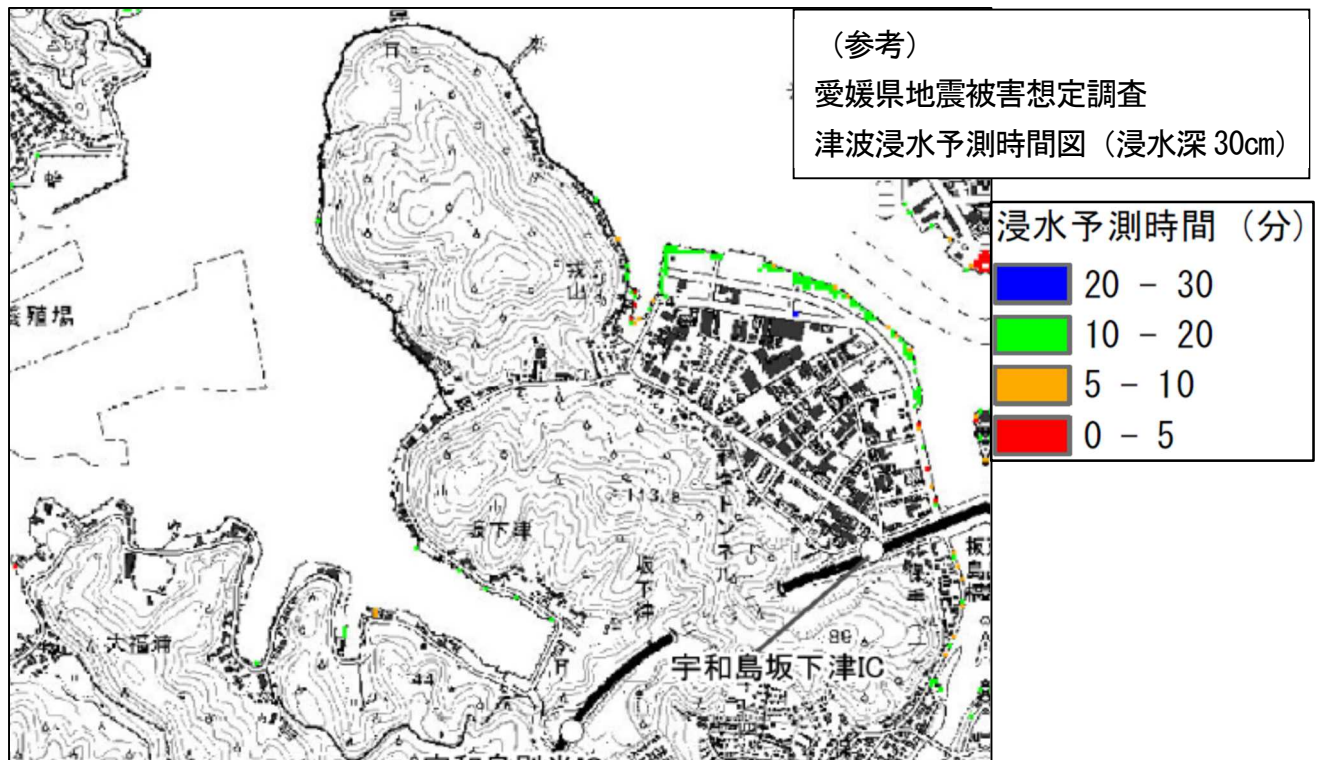
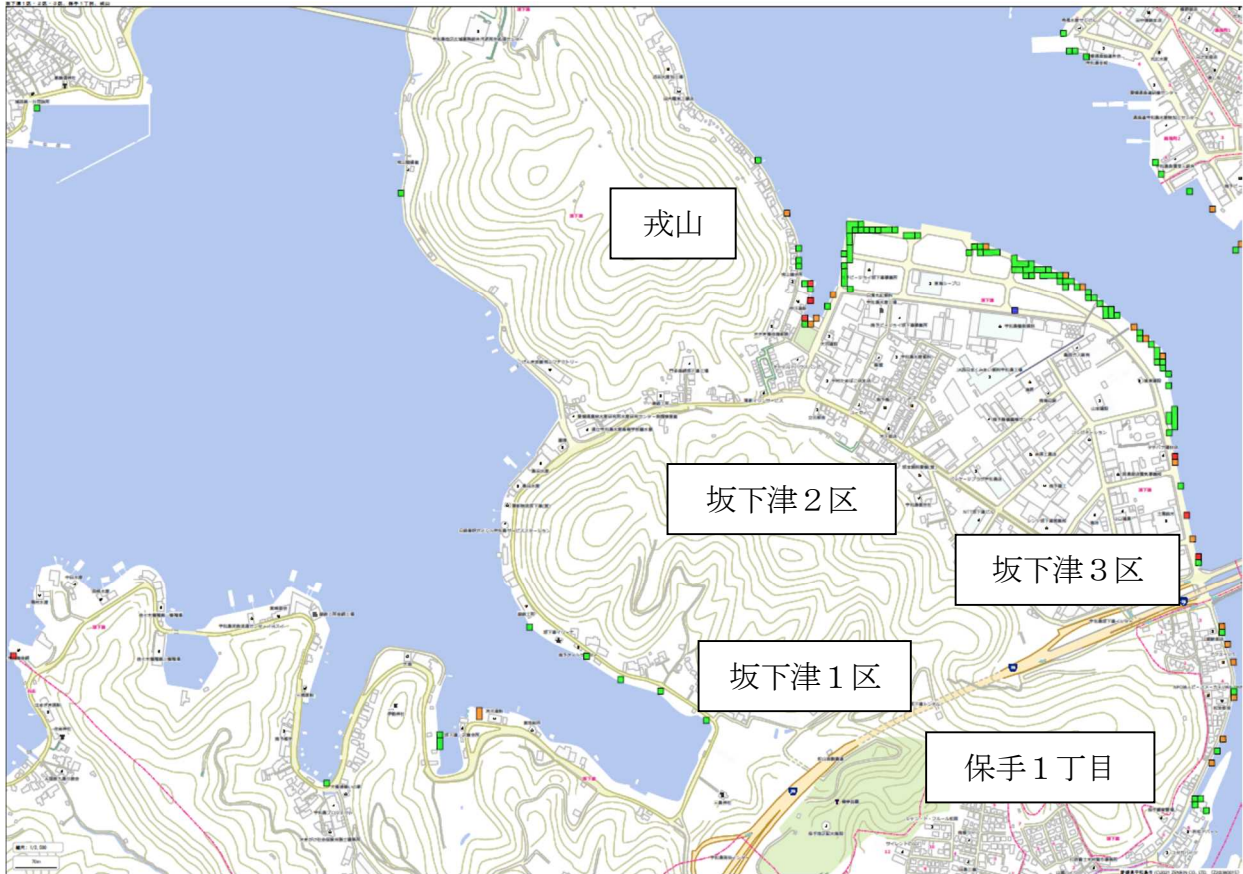


(参考)
 愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

浸水予測時間 (分)	
■	20 - 30
■	10 - 20
■	5 - 10
■	0 - 5

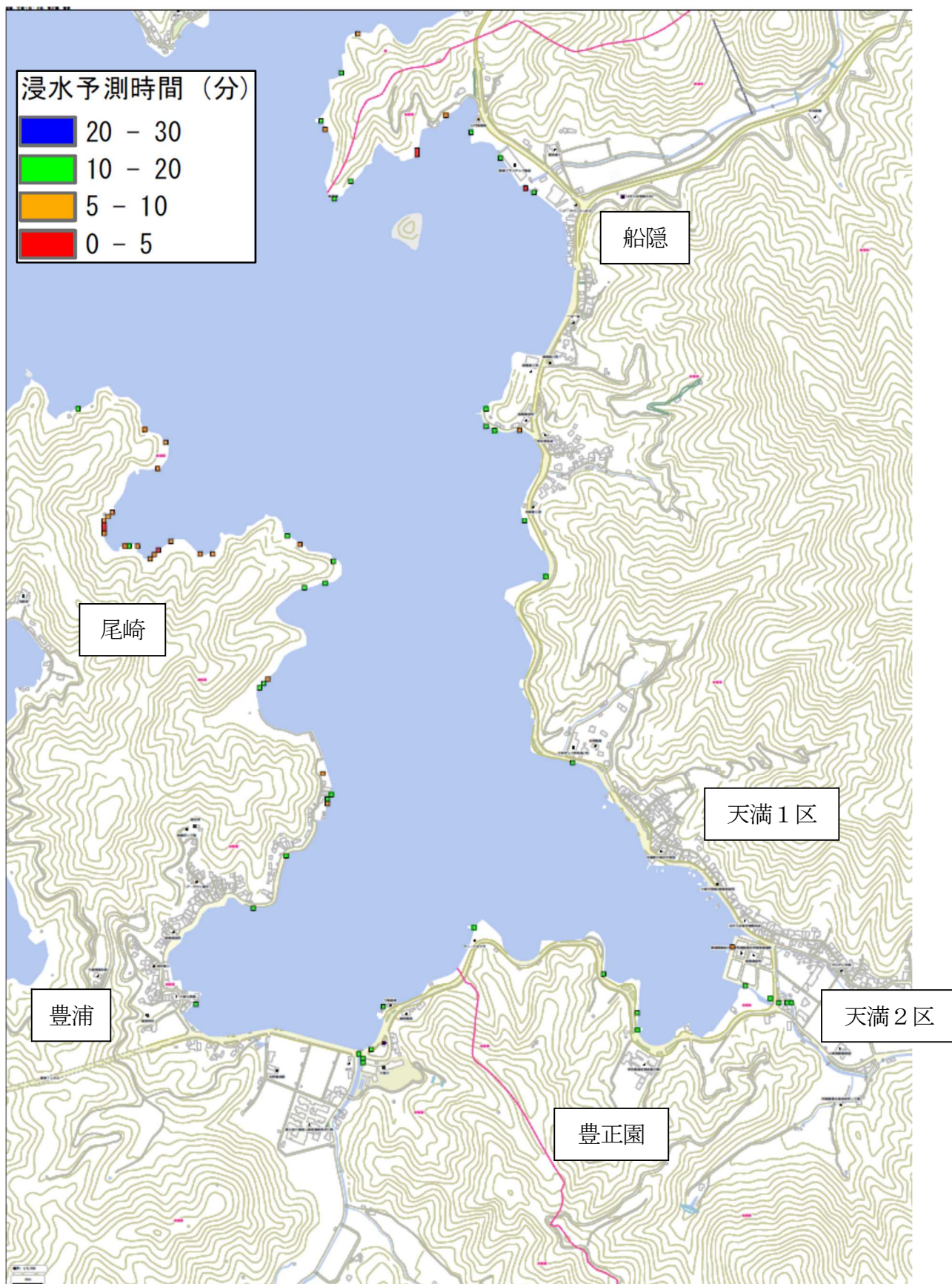
【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

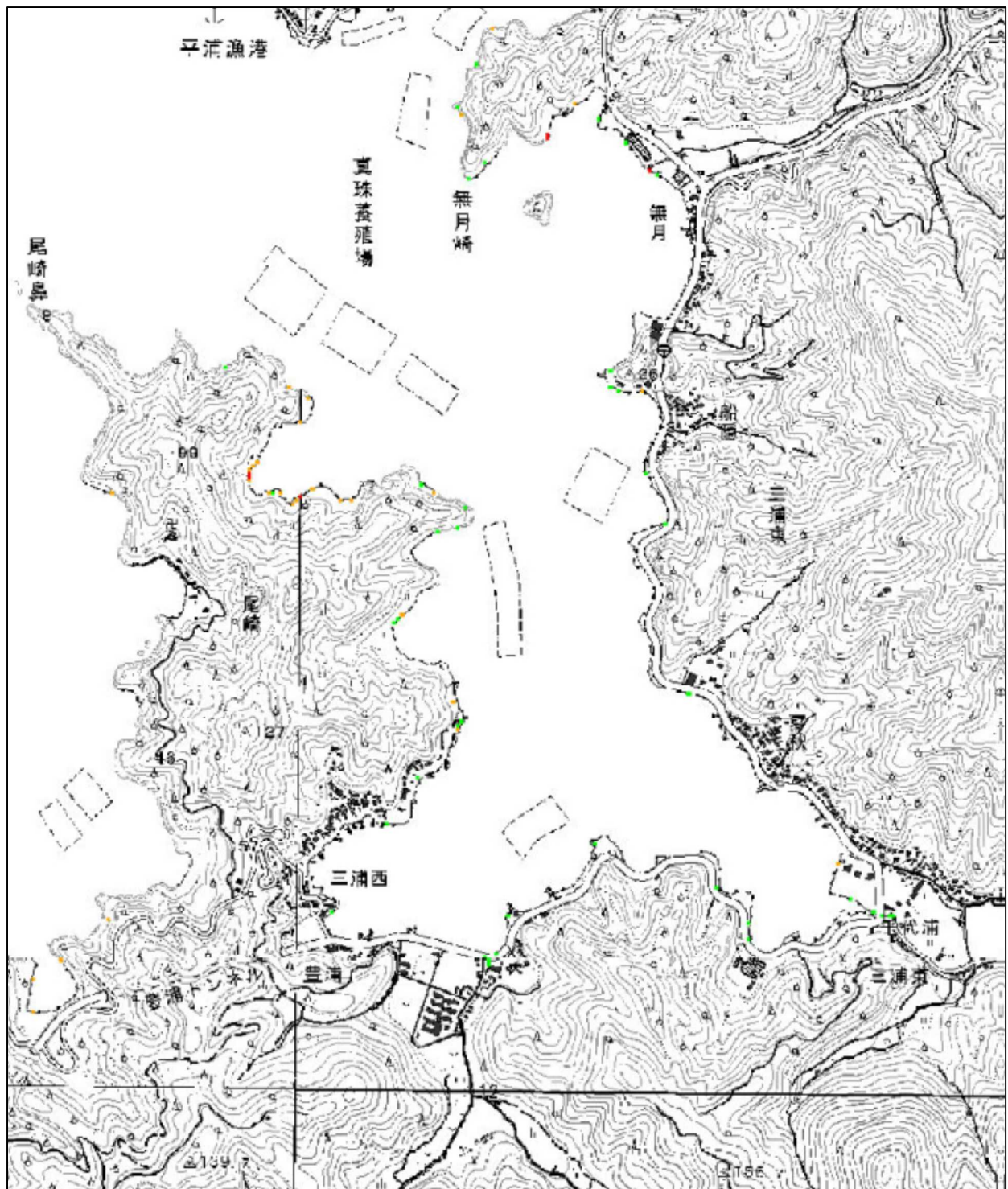
- (8) 坂下津1区 対象： 64世帯 124人
- 坂下津2区 対象：176世帯 299人
- 坂下津3区 対象： 50世帯 108人
- 保手1丁目 対象： 99世帯 179人
- 戎山 対象： 39世帯 83人



【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(9) 船隠	対象： 58世帯 106人	天満1区	対象： 41世帯 96人
天満2区	対象： 63世帯 137人	豊正園	対象： 43世帯 43人
豊浦	対象： 129世帯 225人	尾崎	対象： 4世帯 10人





浸水予測時間 (分)

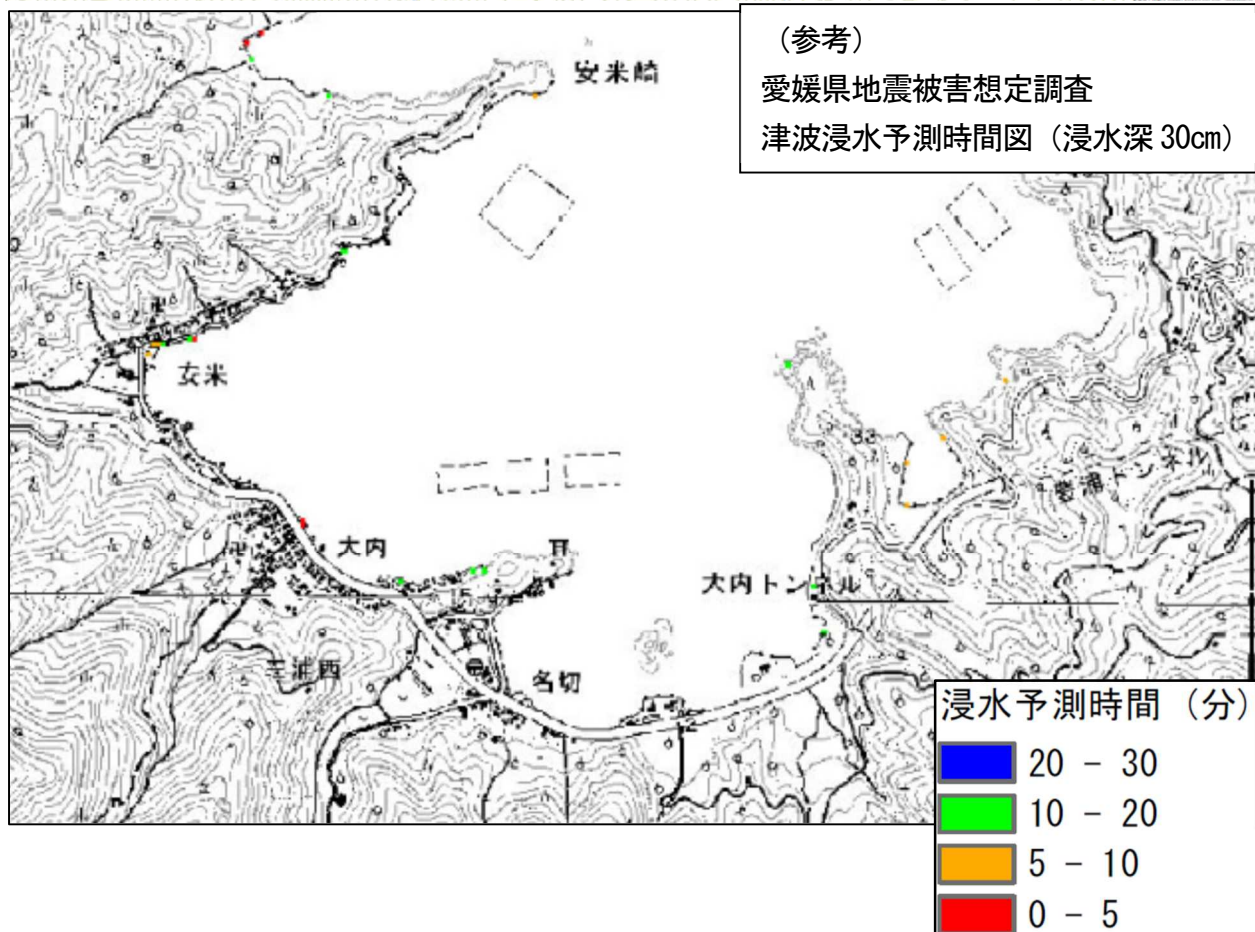
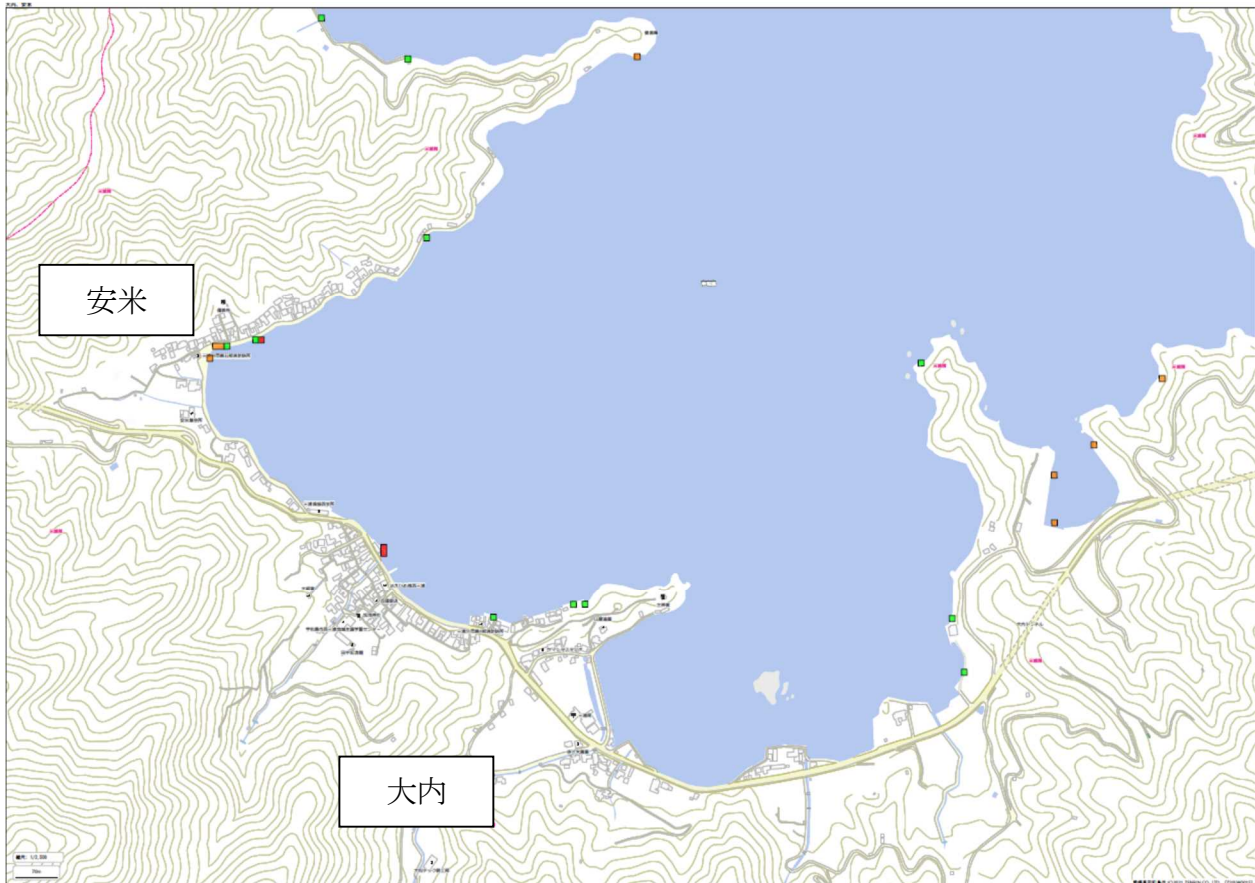


(参考)

愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

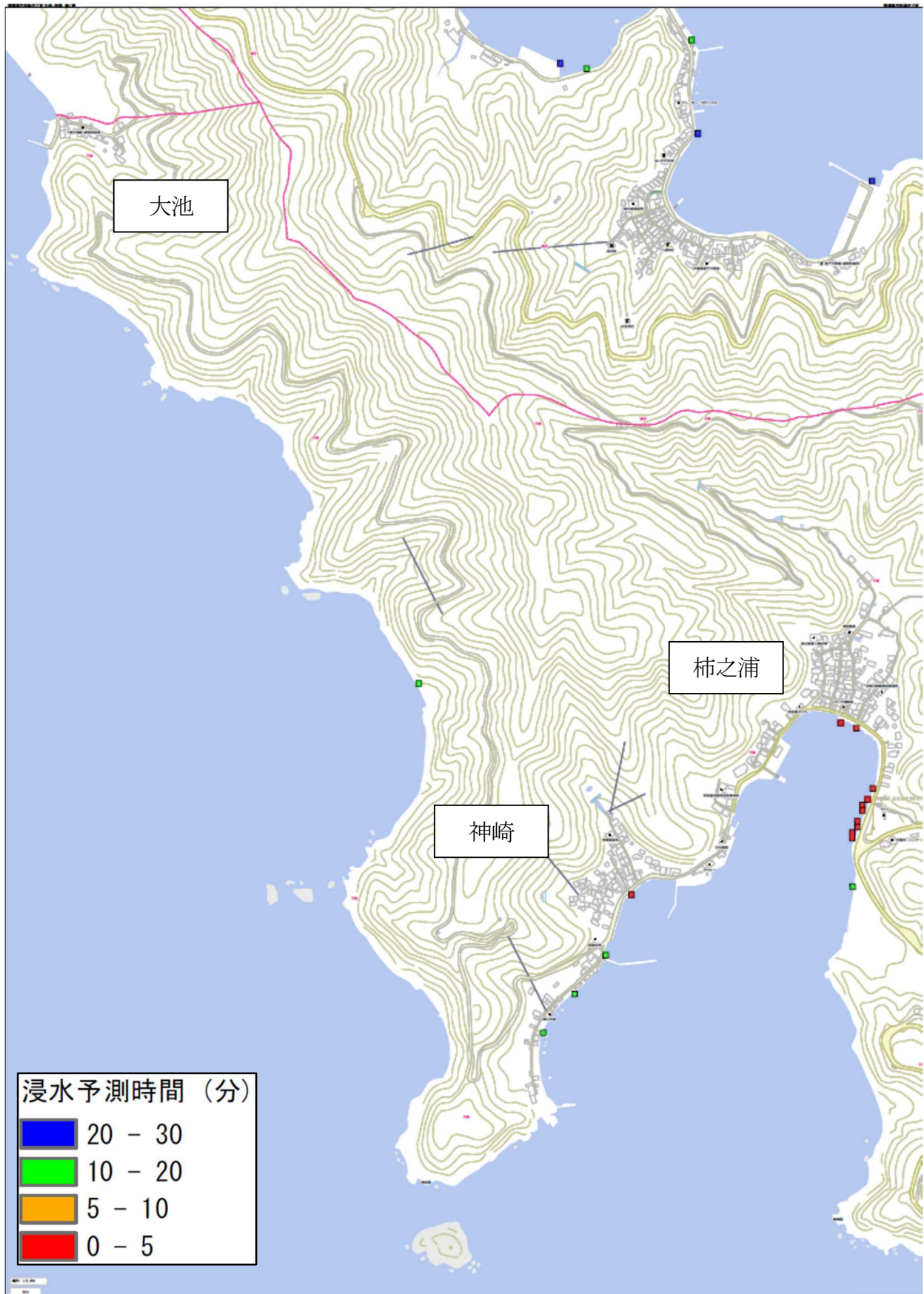
【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(10) 大内 対象：73世帯 150人
 安米 対象：50世帯 96人



【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

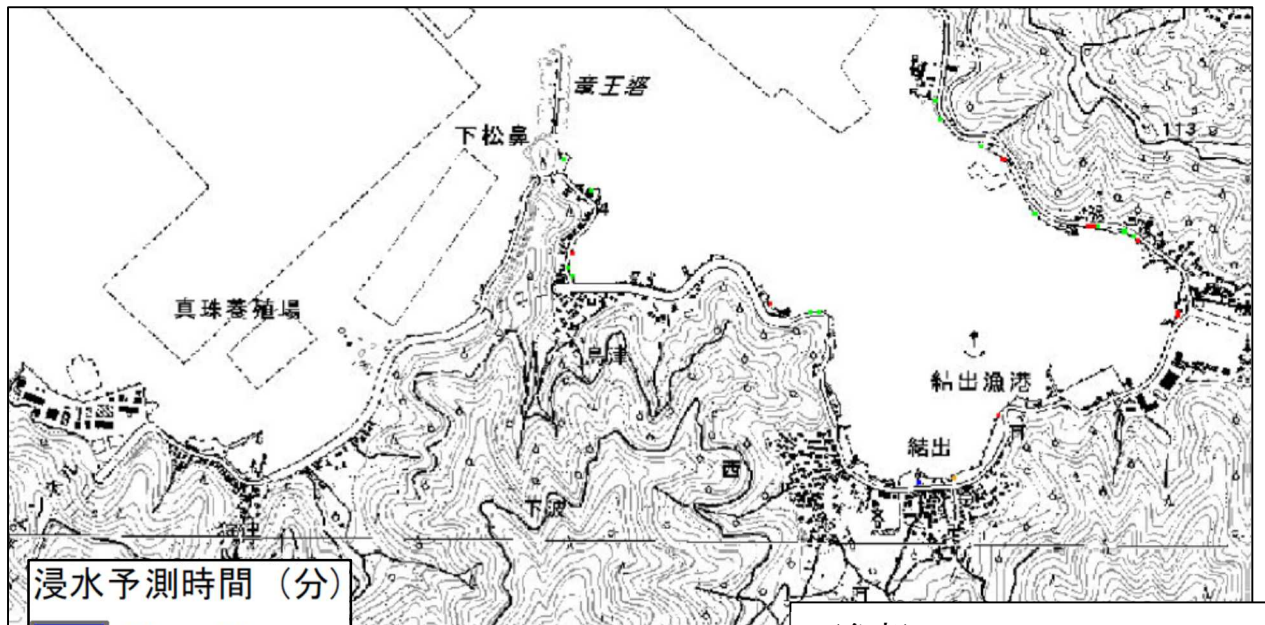
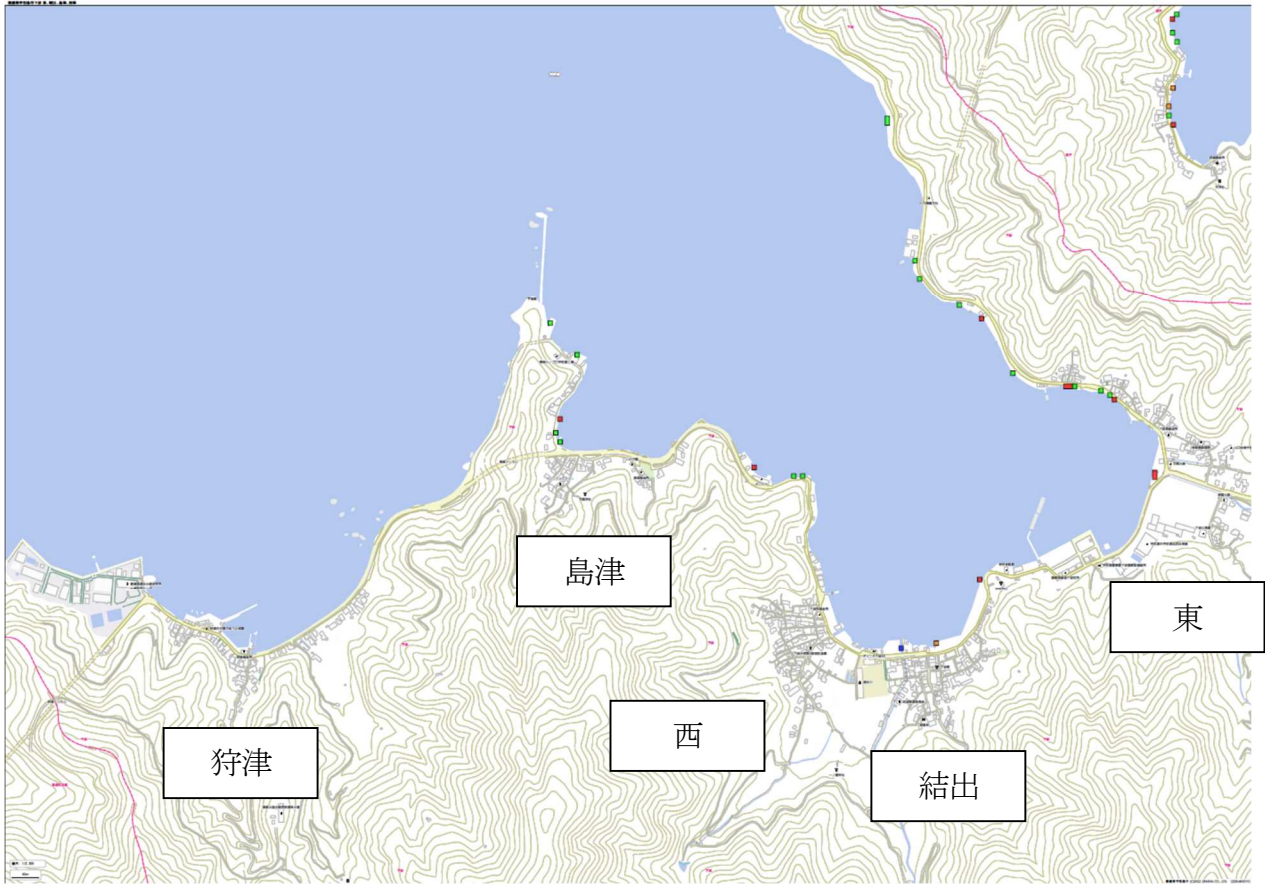
(11) 大池 対象： 9世帯 15人 神崎 対象： 49世帯 118人
柿之浦 対象： 51世帯 121人





【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(12) 東 対象：50世帯 84人 結出 対象：44世帯 83人
 西 対象：54世帯 109人 島津 対象：29世帯 70人
 狩津 対象：35世帯 74人



浸水予測時間 (分)

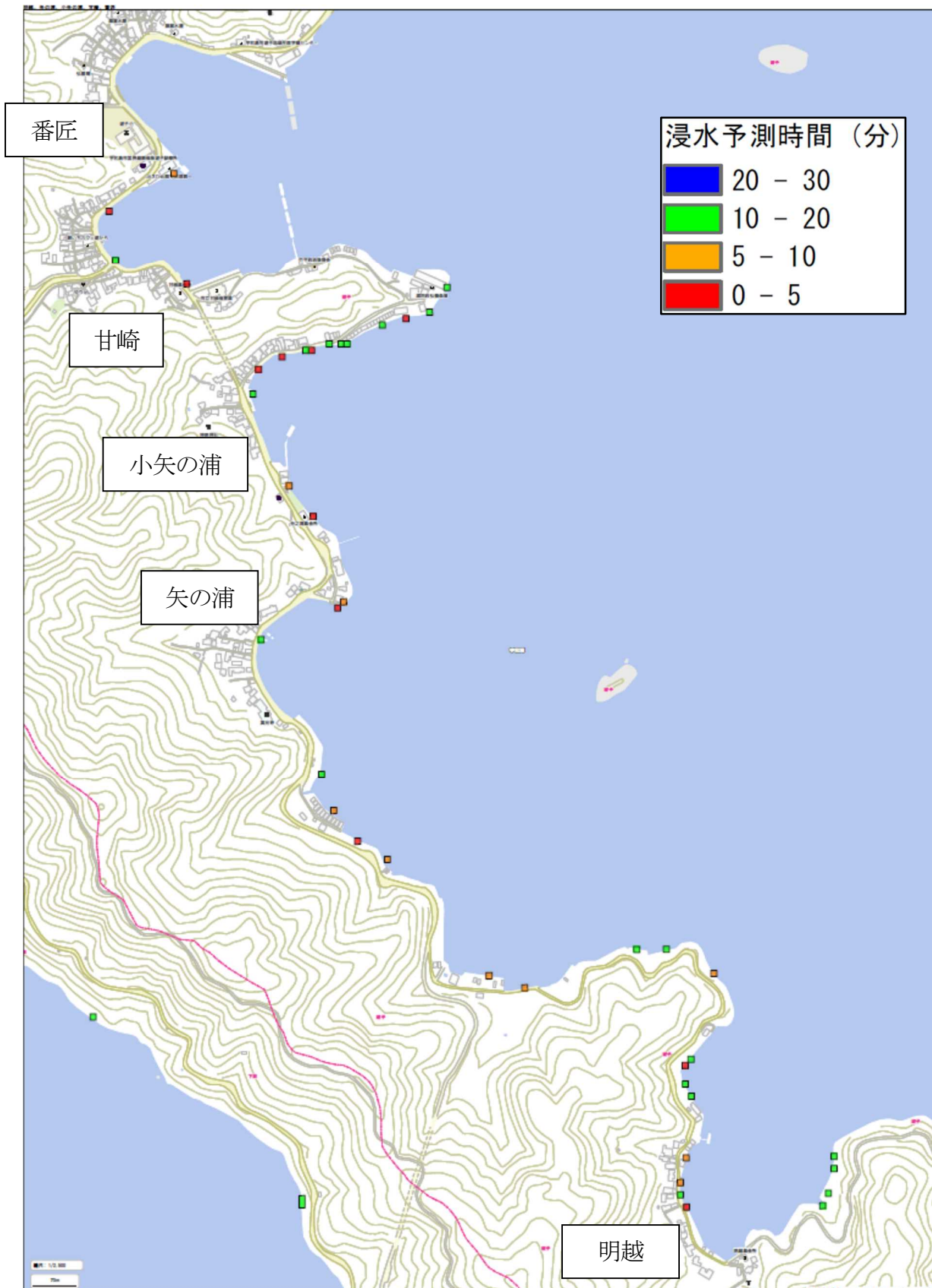


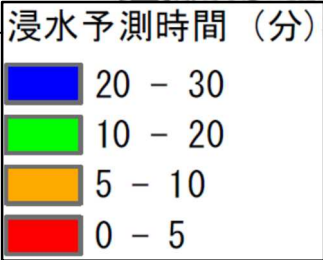
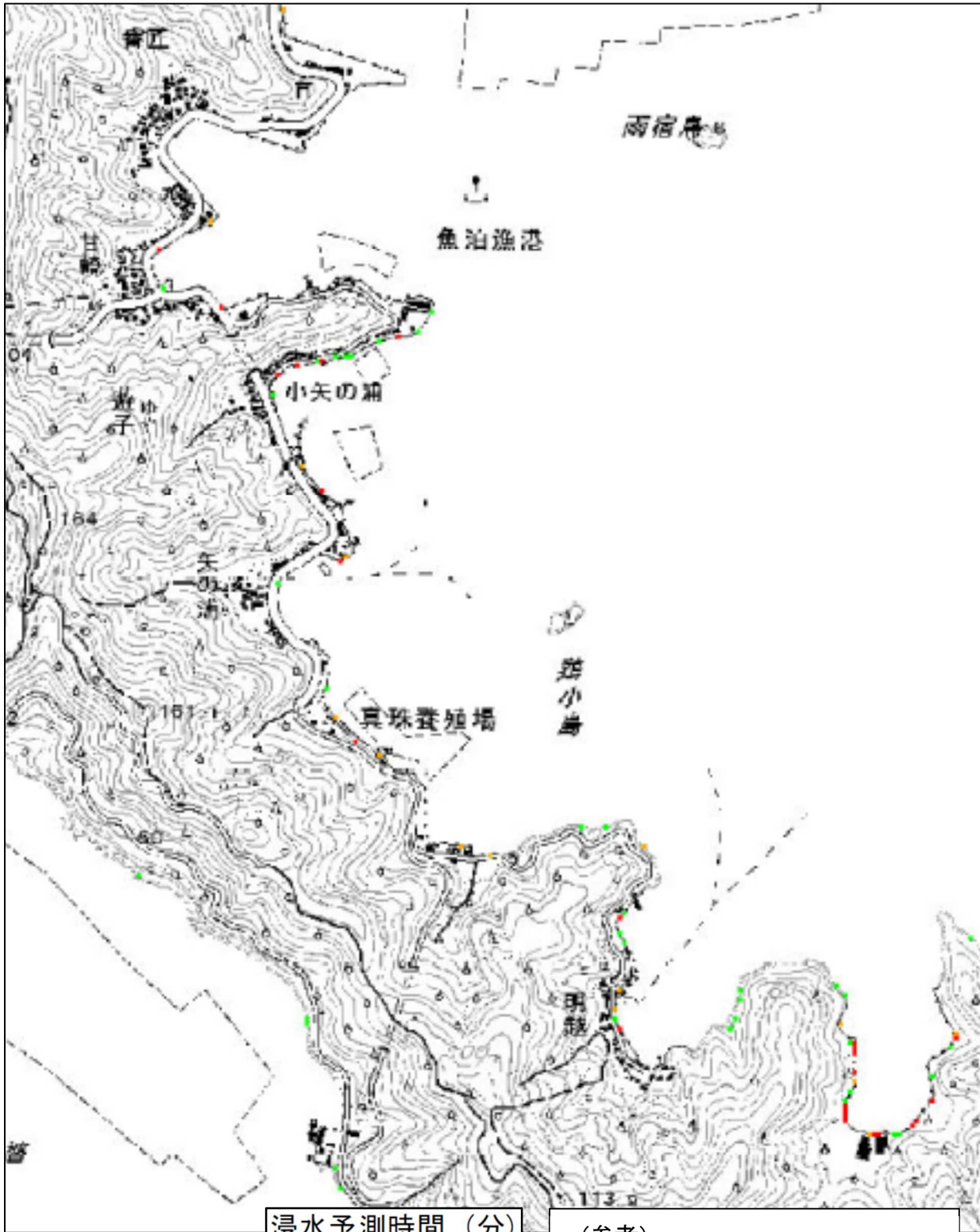
(参考)

愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(13) 明越	対象：14世帯	33人	矢の浦	対象：19世帯	62人	
	小矢の浦	対象：29世帯	91人	甘崎	対象：48世帯	105人
	番匠	対象：33世帯	108人			

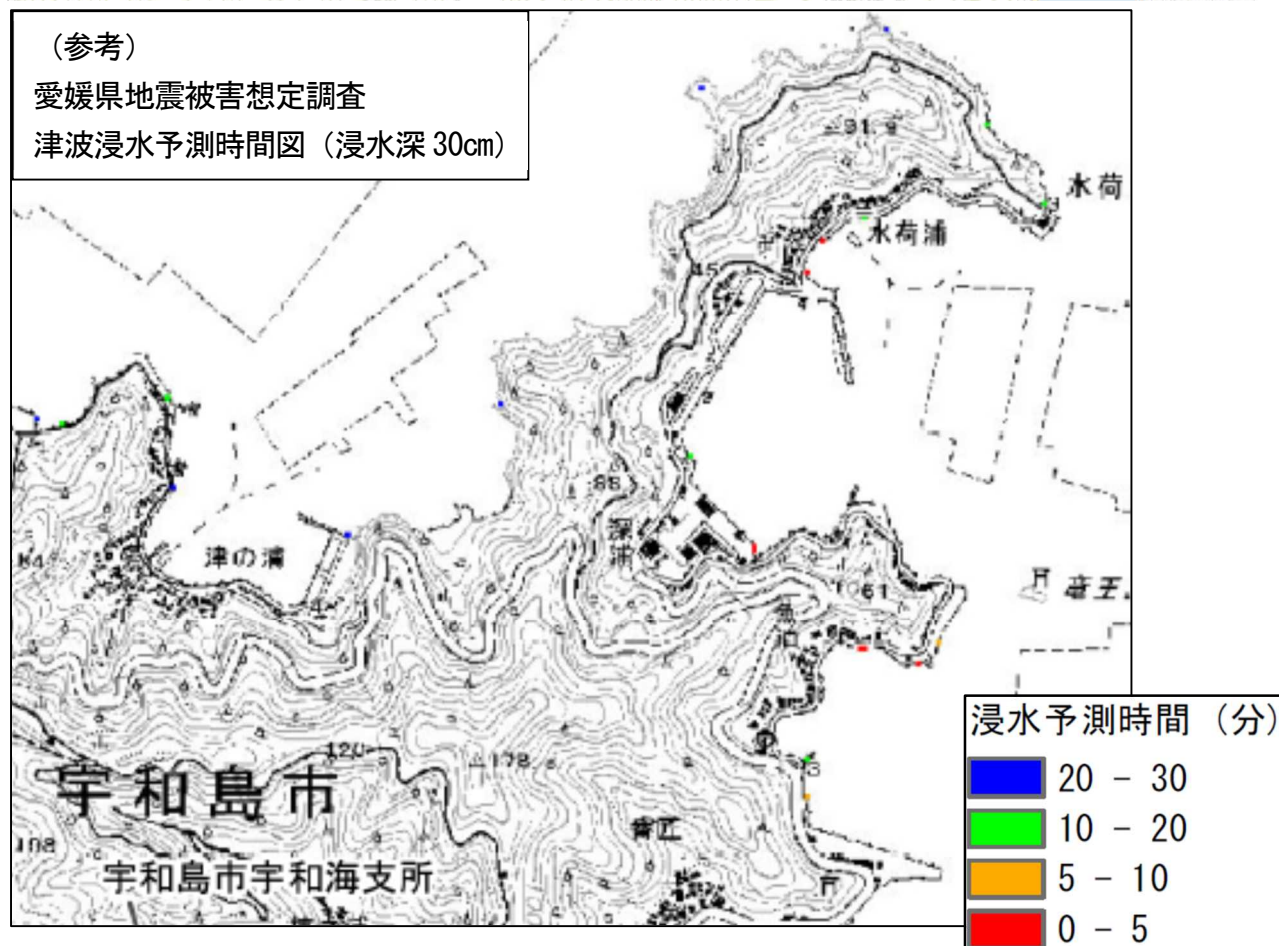
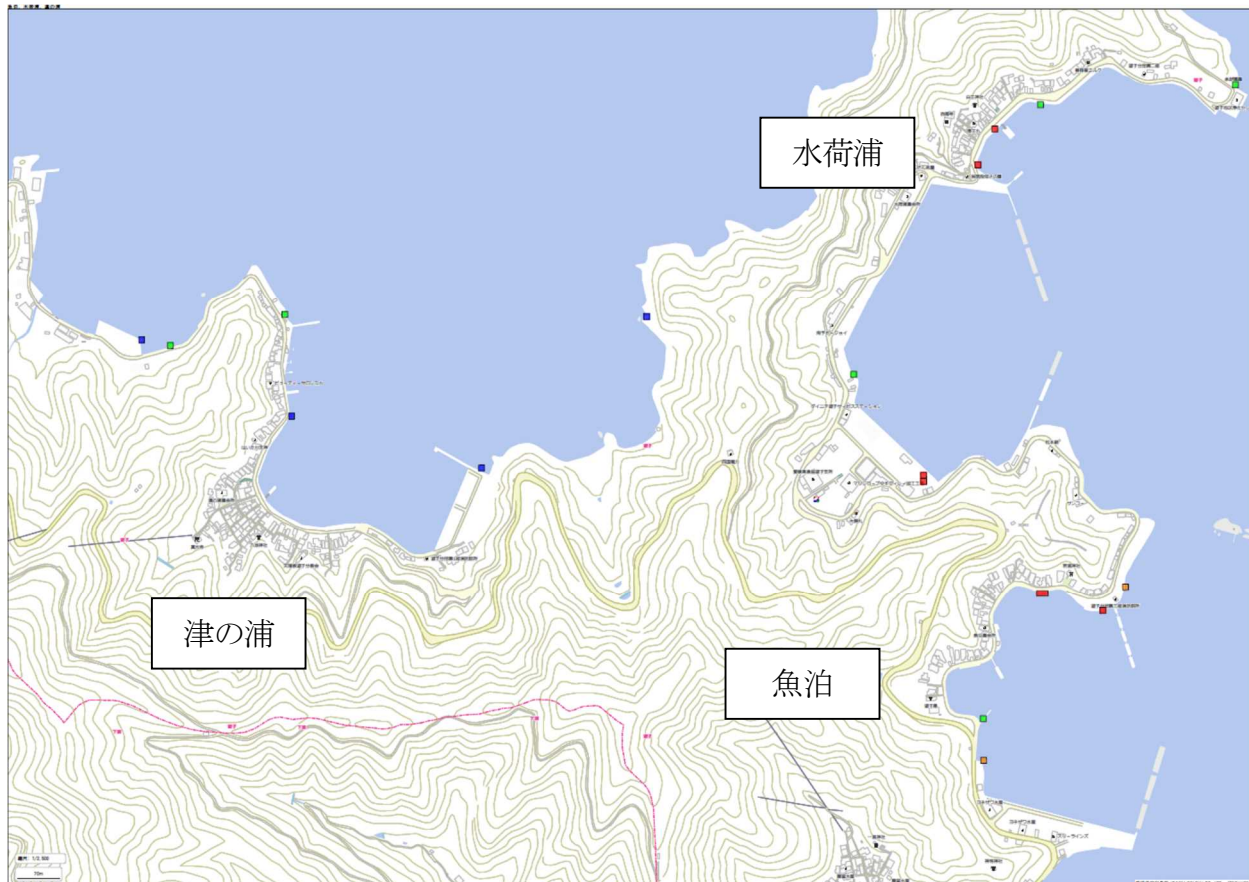




(参考)
 愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

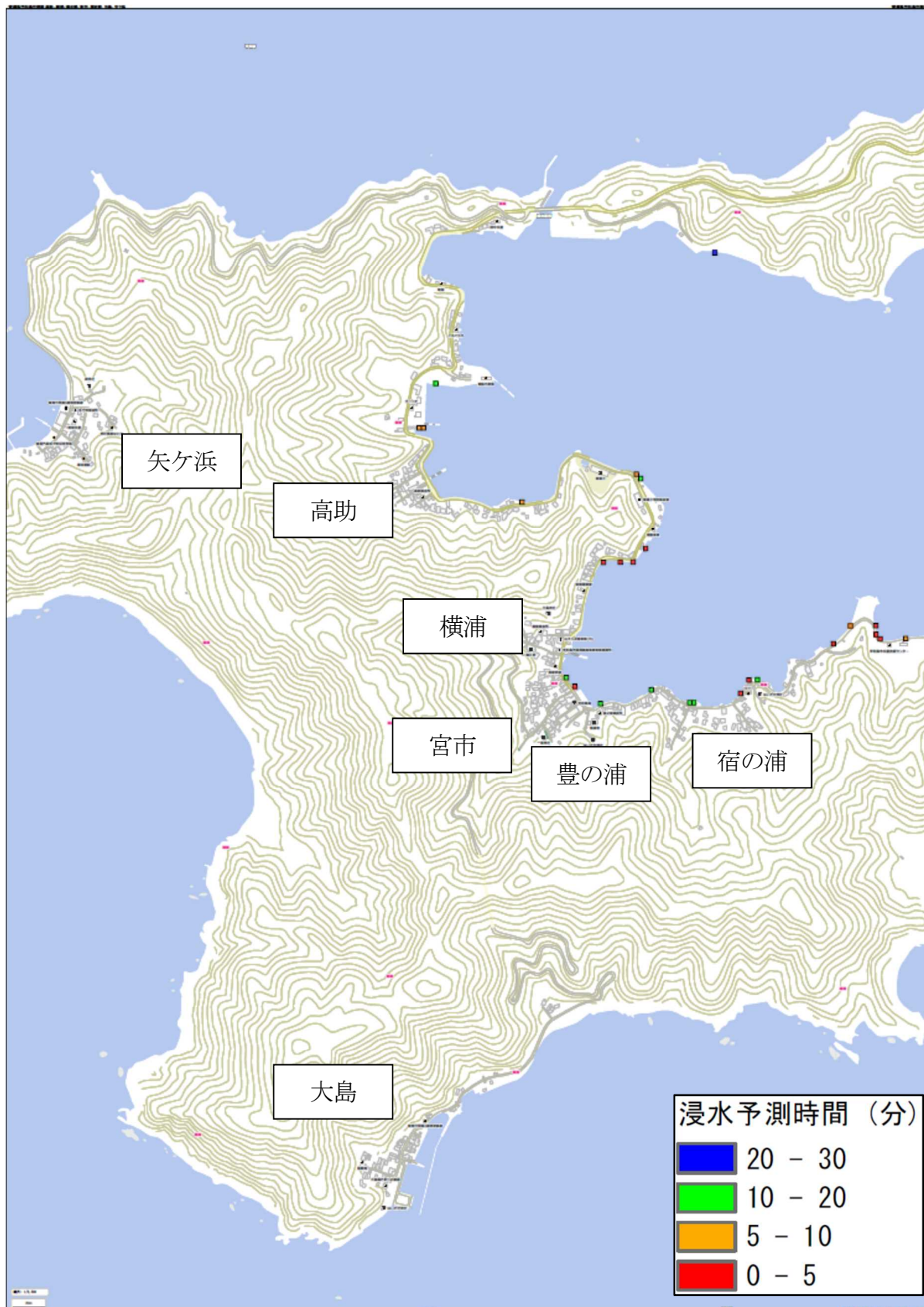
【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

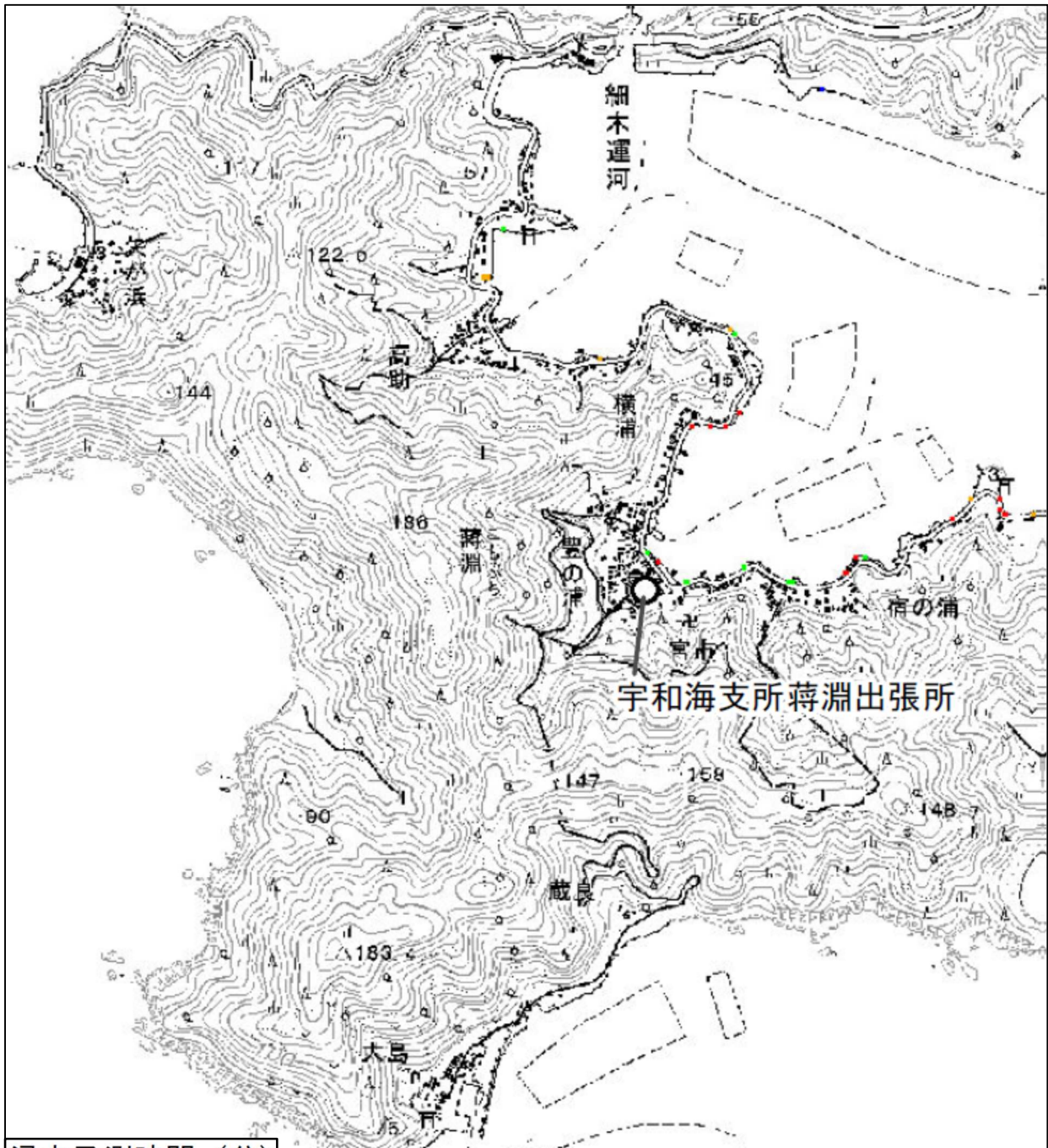
(14) 魚泊 対象：45世帯 126人 水荷浦 対象：40世帯 105人
 津の浦 対象：53世帯 133人



【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(15) 高助	対象：33世帯	76人	横浦	対象：21世帯	52人
豊の浦	対象：20世帯	29人	宮市	対象：16世帯	31人
宿の浦	対象：20世帯	39人	大島	対象：10世帯	21人
矢ヶ浜	対象：20世帯	32人			





浸水予測時間 (分)

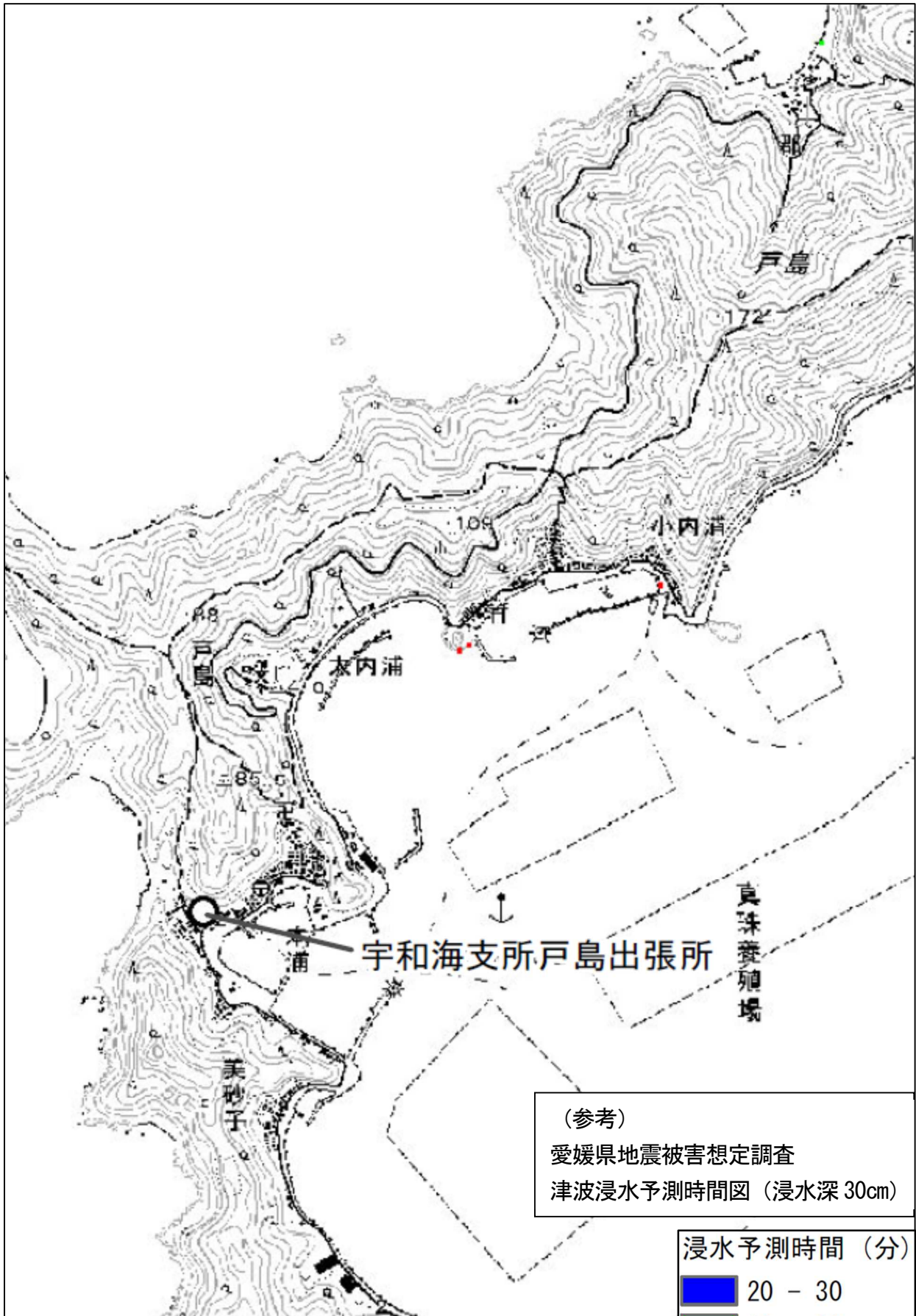
Blue	20 - 30
Green	10 - 20
Orange	5 - 10
Red	0 - 5

(参考)
 愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(16) 本浦 対象：69世帯 137人 小内浦 対象：55世帯 119人
郡 対象：2世帯 4人





【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(17) 嘉島 対象：33世帯 67人

愛媛県宇和島市嘉島

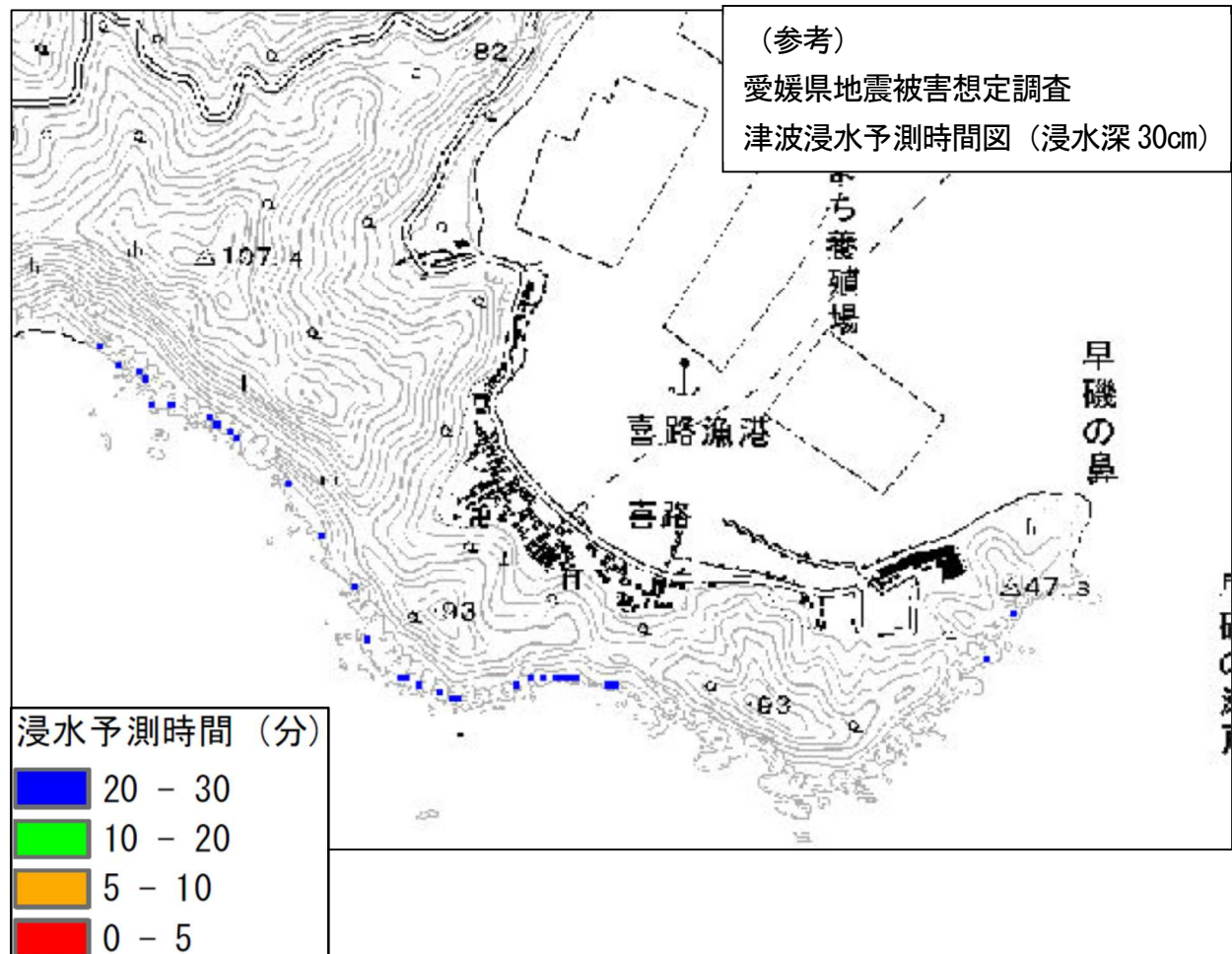
愛媛県宇和島市戸島



愛媛県宇和島市 (C)2022 ZENRIN CO., LTD. (Z20LW0015)

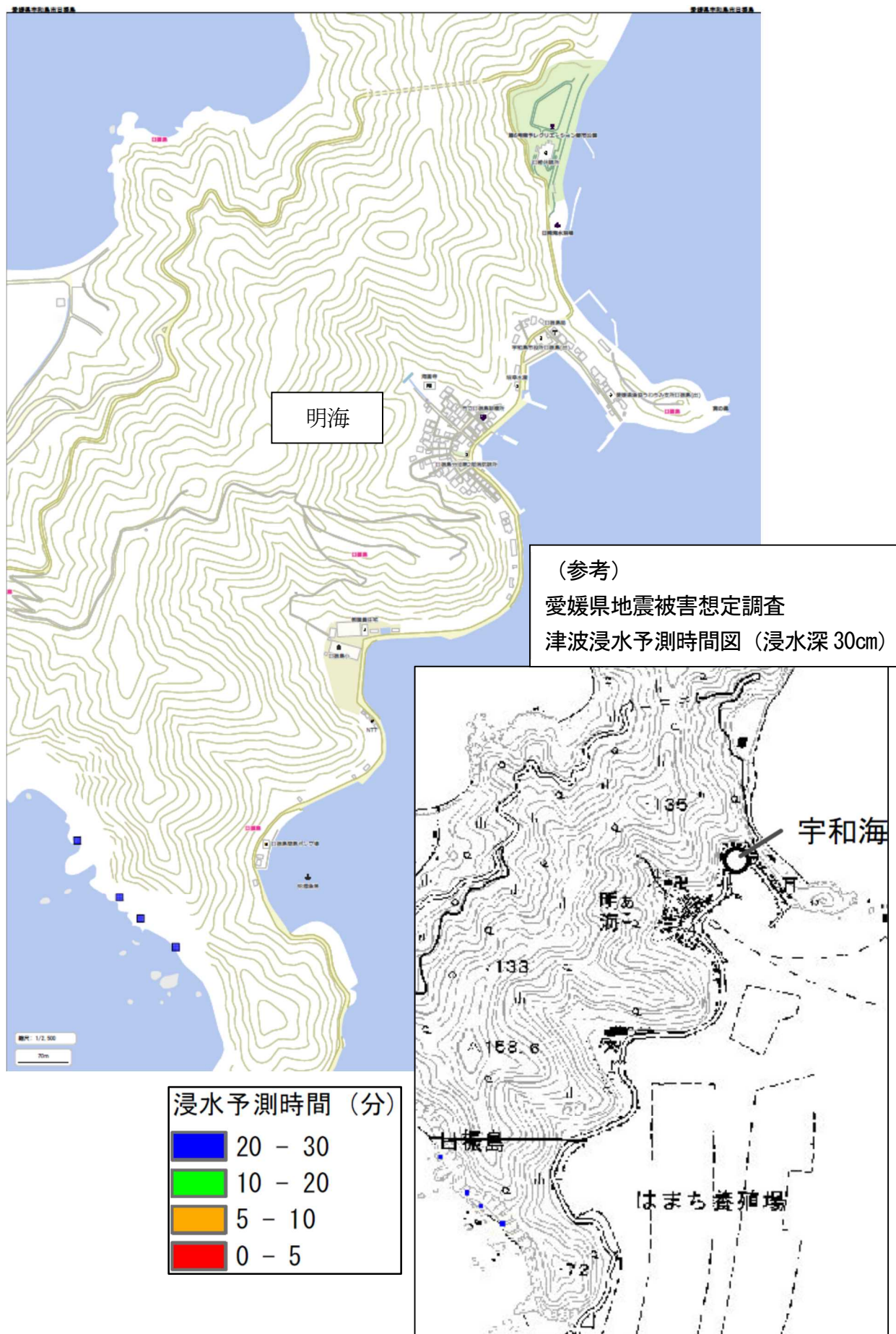
【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(18) 喜路 対象：67世帯 142人



【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(19) 明海 対象：34世帯 65人

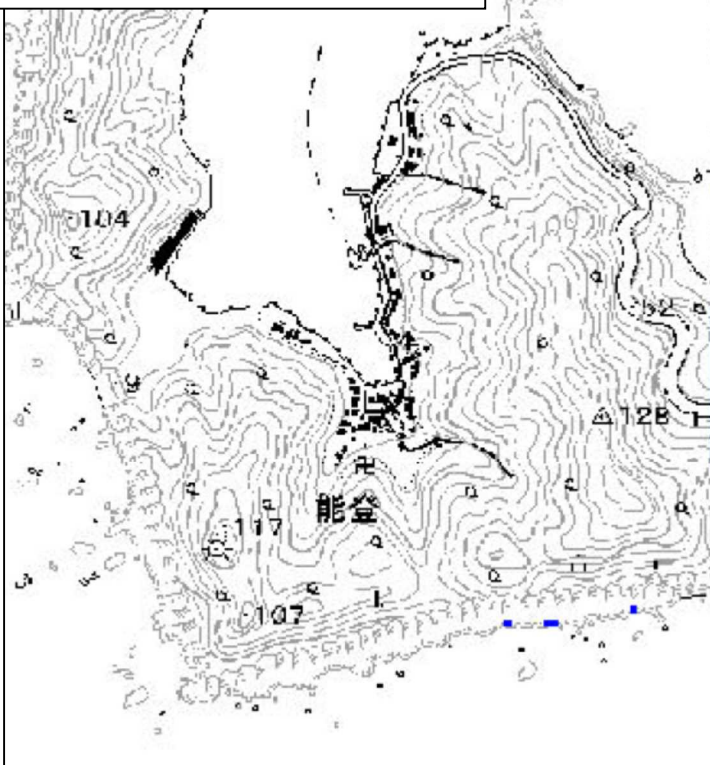


【宇和島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(20) 能登 対象：41世帯 88人



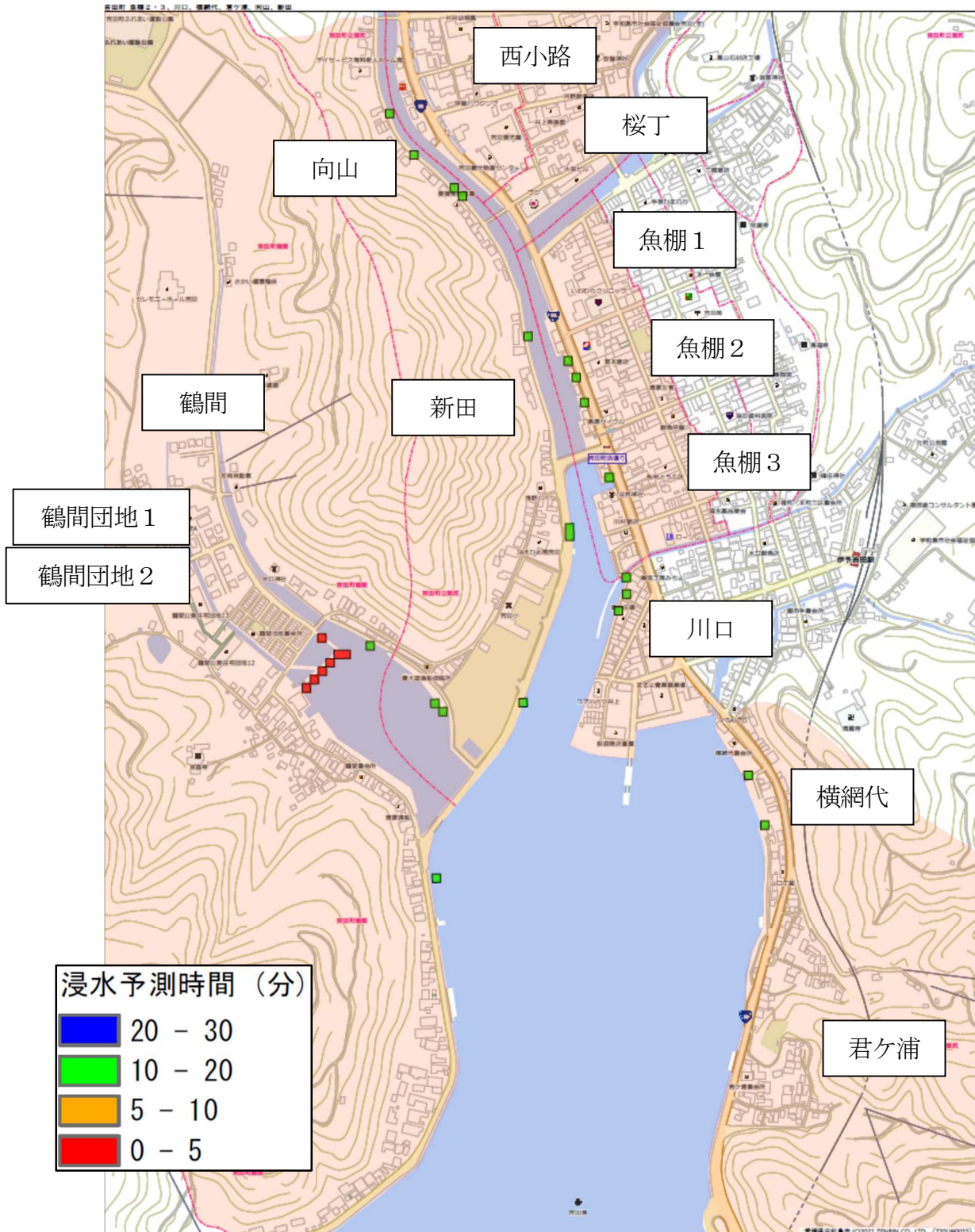
(参考)
愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

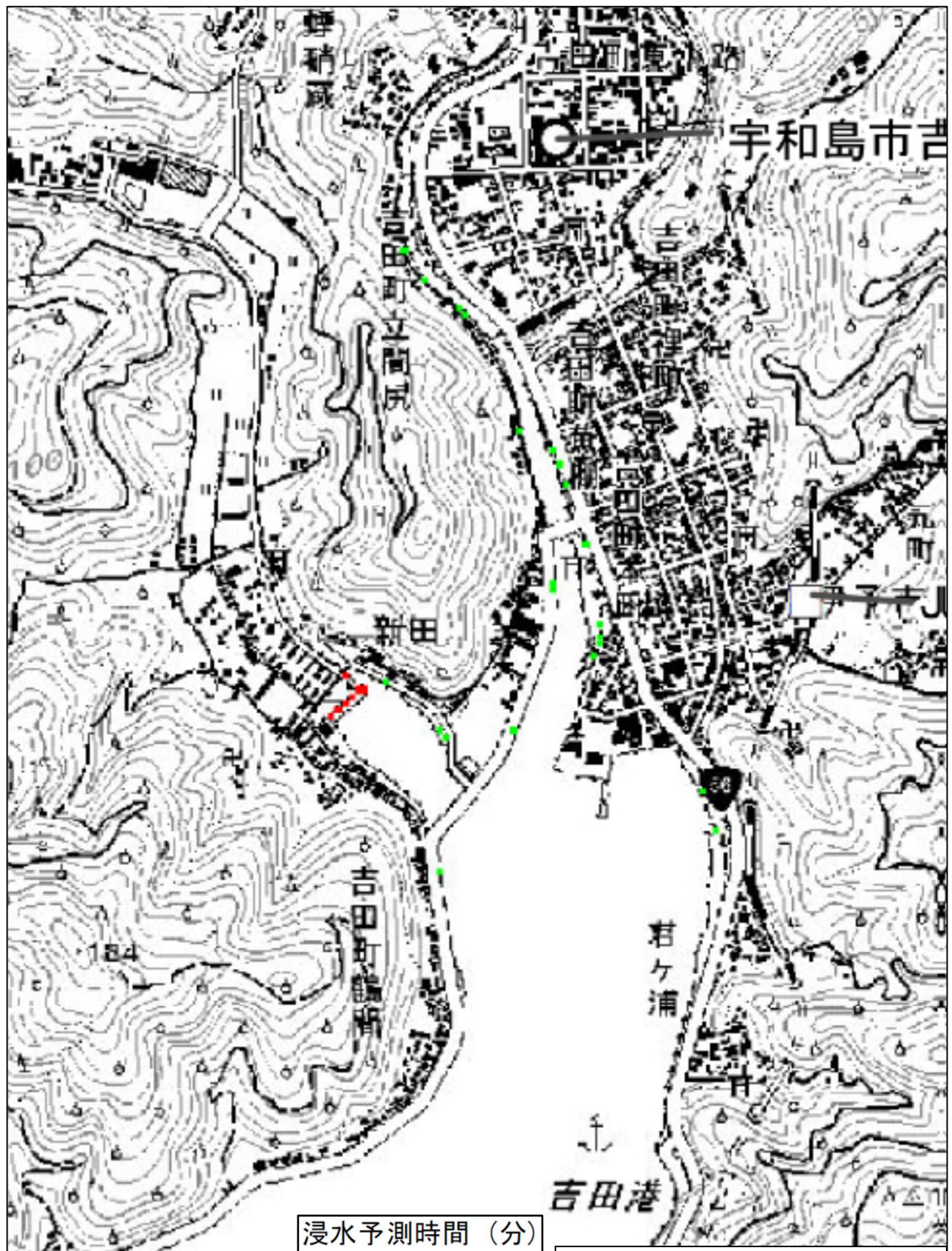


浸水予測時間 (分)	
■	20 - 30
■	10 - 20
■	5 - 10
■	0 - 5

【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(1) 桜丁	対象： 79世帯 163人	西小路	対象： 34世帯 74人
魚棚1	対象： 25世帯 47人	魚棚2	対象： 36世帯 75人
魚棚3	対象： 55世帯 108人	川口	対象： 55世帯 110人
横網代	対象： 15世帯 22人	君ヶ浦	対象： 38世帯 66人
向山	対象： 22世帯 34人	新田	対象： 28世帯 62人
鶴間	対象： 141世帯 348人	鶴間団地1	対象： 51世帯 60人
鶴間団地2	対象： 34世帯 60人		



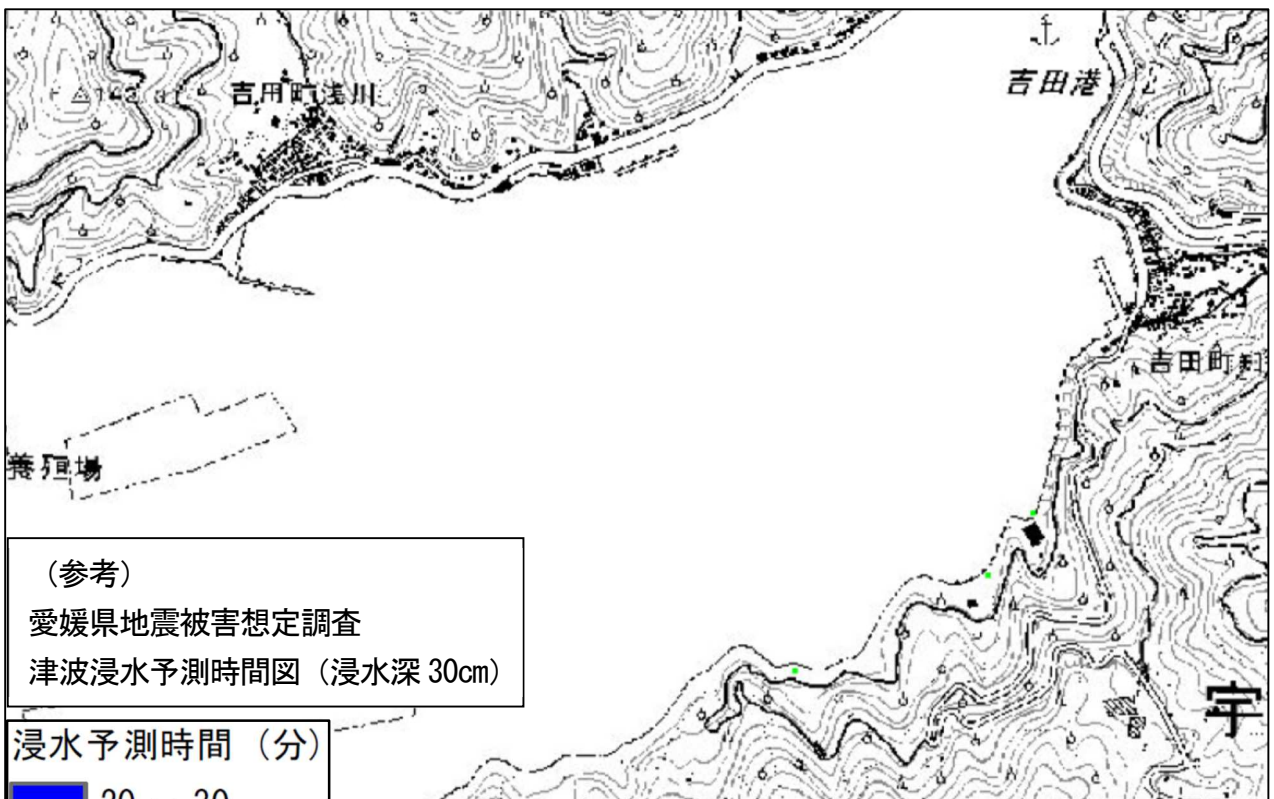


浸水予測時間 (分)	
	20 - 30
	10 - 20
	5 - 10
	0 - 5

(参考)
 愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

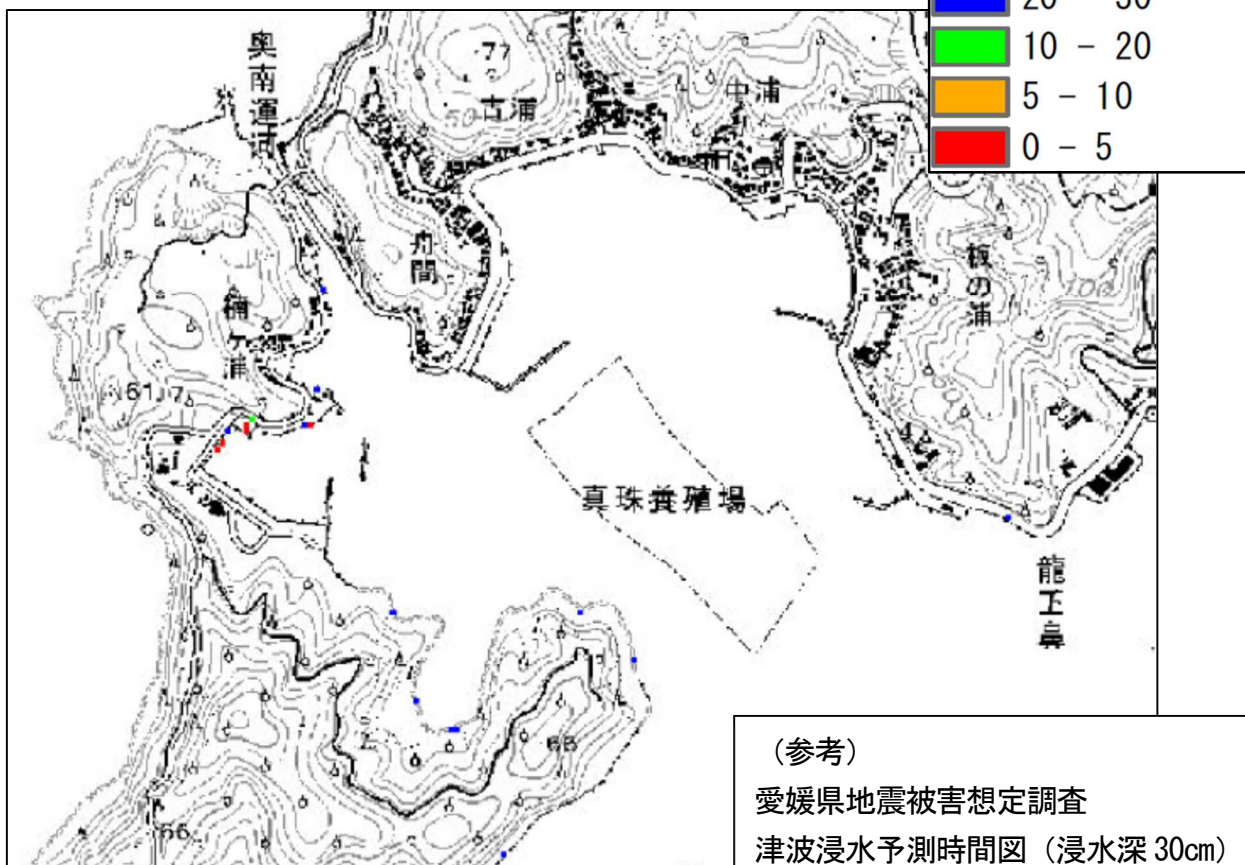
【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(2) 浅川 対象：91世帯 232人 知永 対象：71世帯 206人



【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

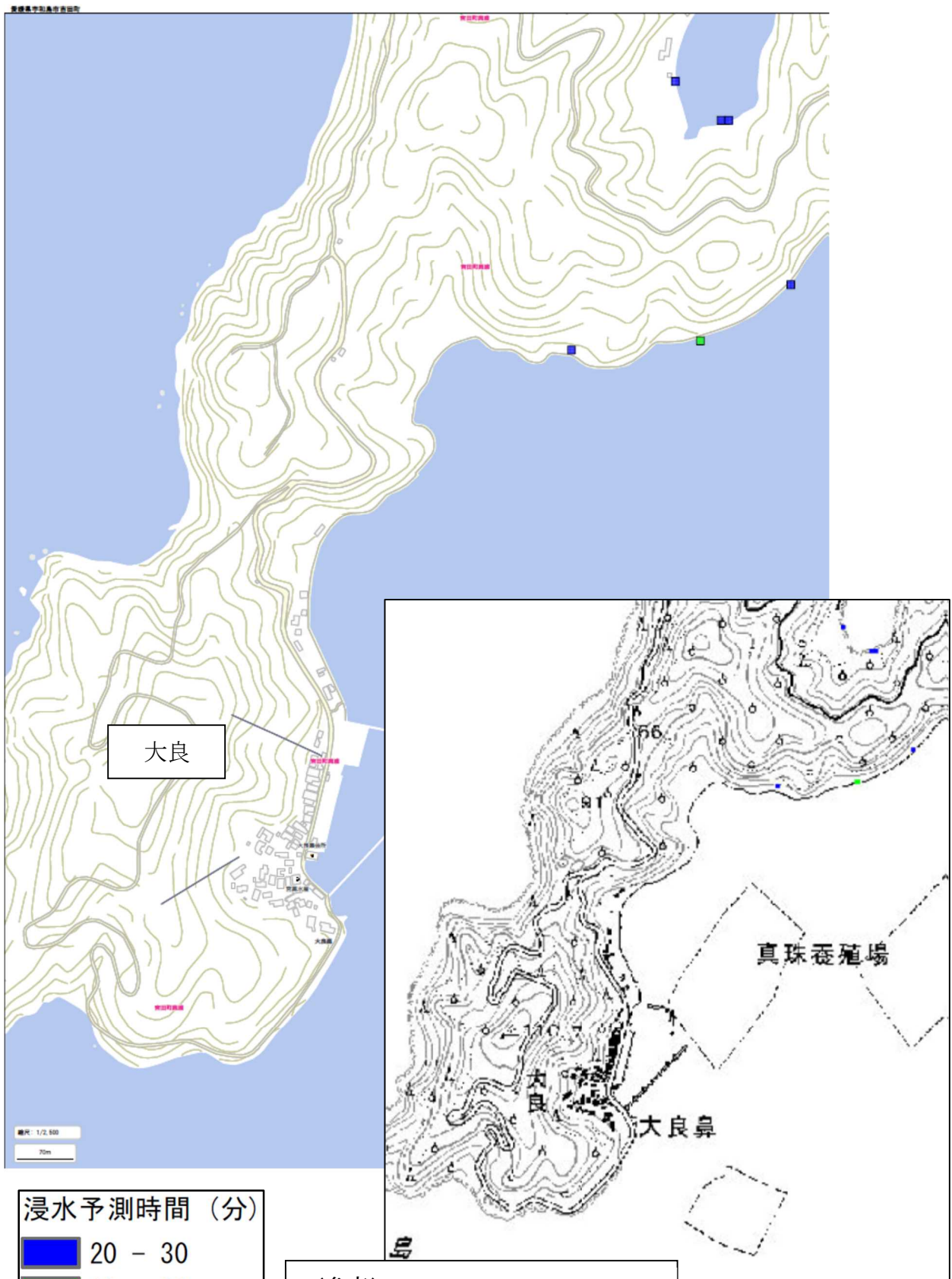
(3) 板ノ浦	対象：44世帯	94人	中浦	対象：55世帯	130人
古浦	対象：36世帯	101人	船間1	対象：44世帯	101人
船間2	対象：52世帯	140人			



(参考)
愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(4) 大良 対象：25世帯 47人

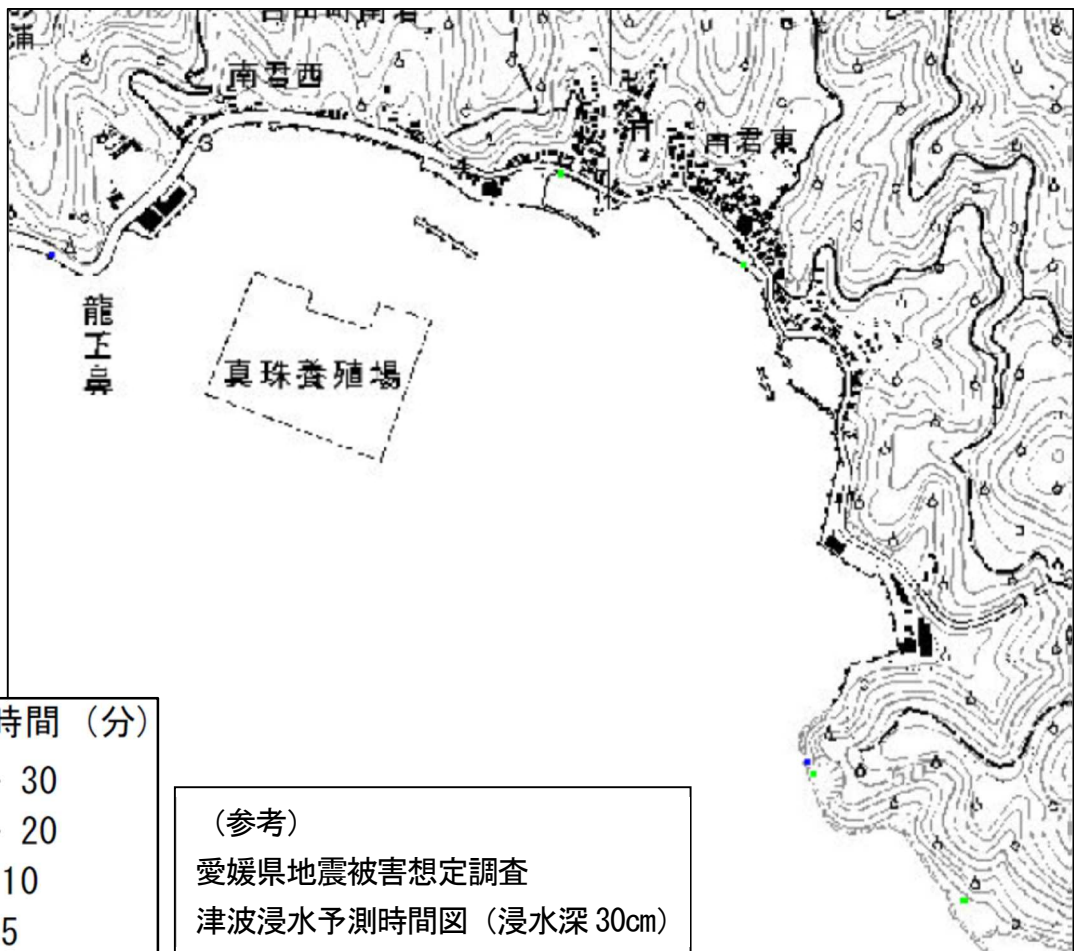


浸水予測時間 (分)	
	20 - 30
	10 - 20
	5 - 10
	0 - 5

(参考)
愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

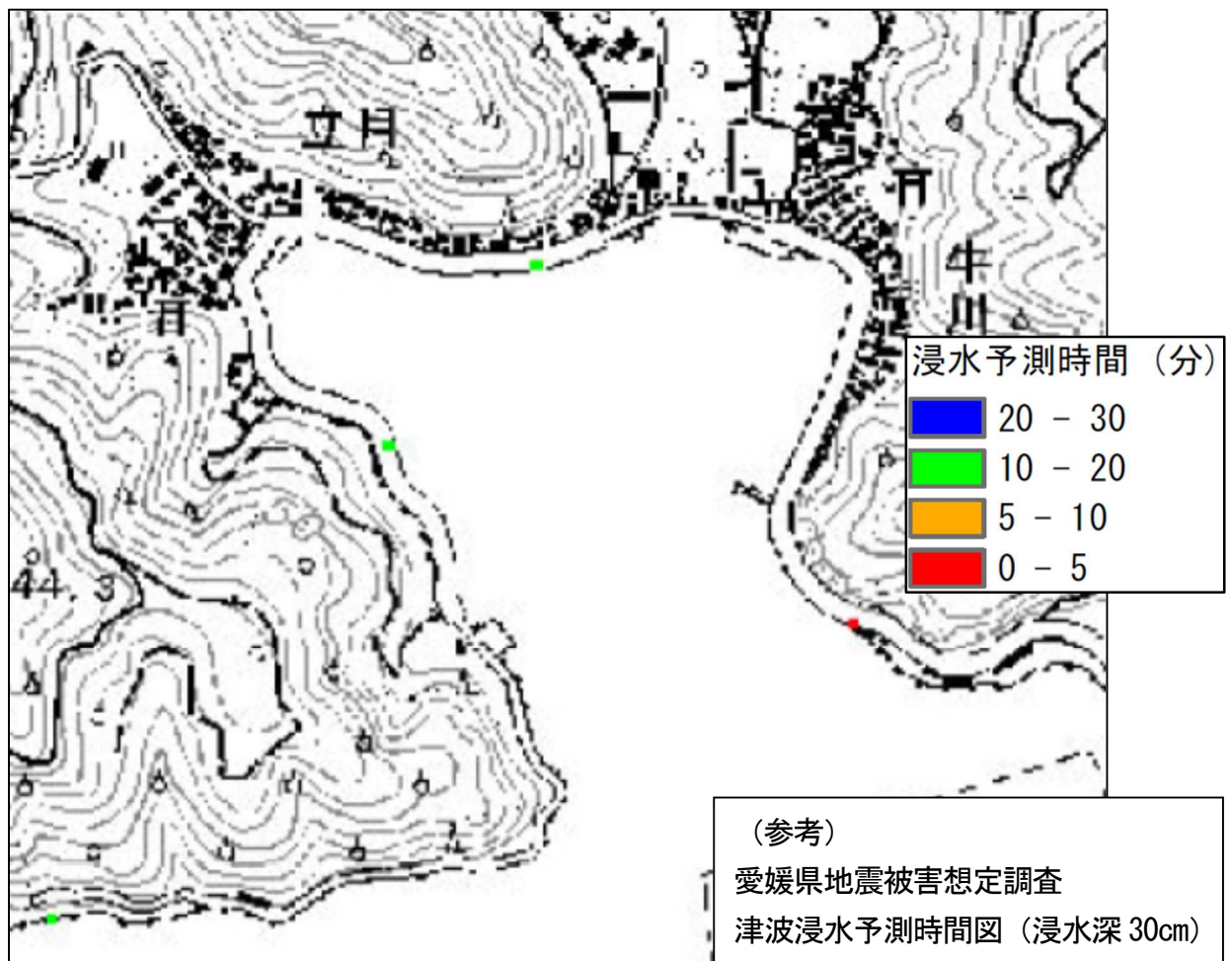
【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(5) 南君西 対象：80世帯 194人 南君東 対象：71世帯 159人



【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

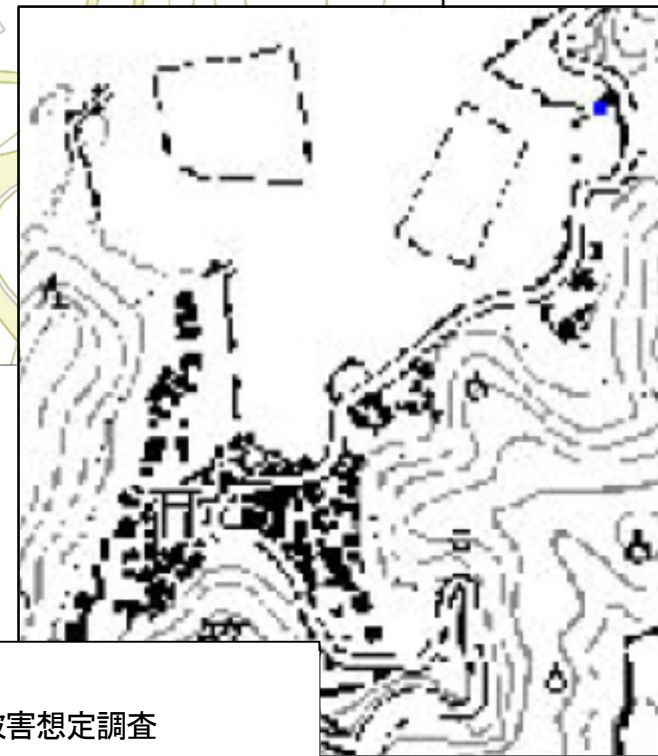
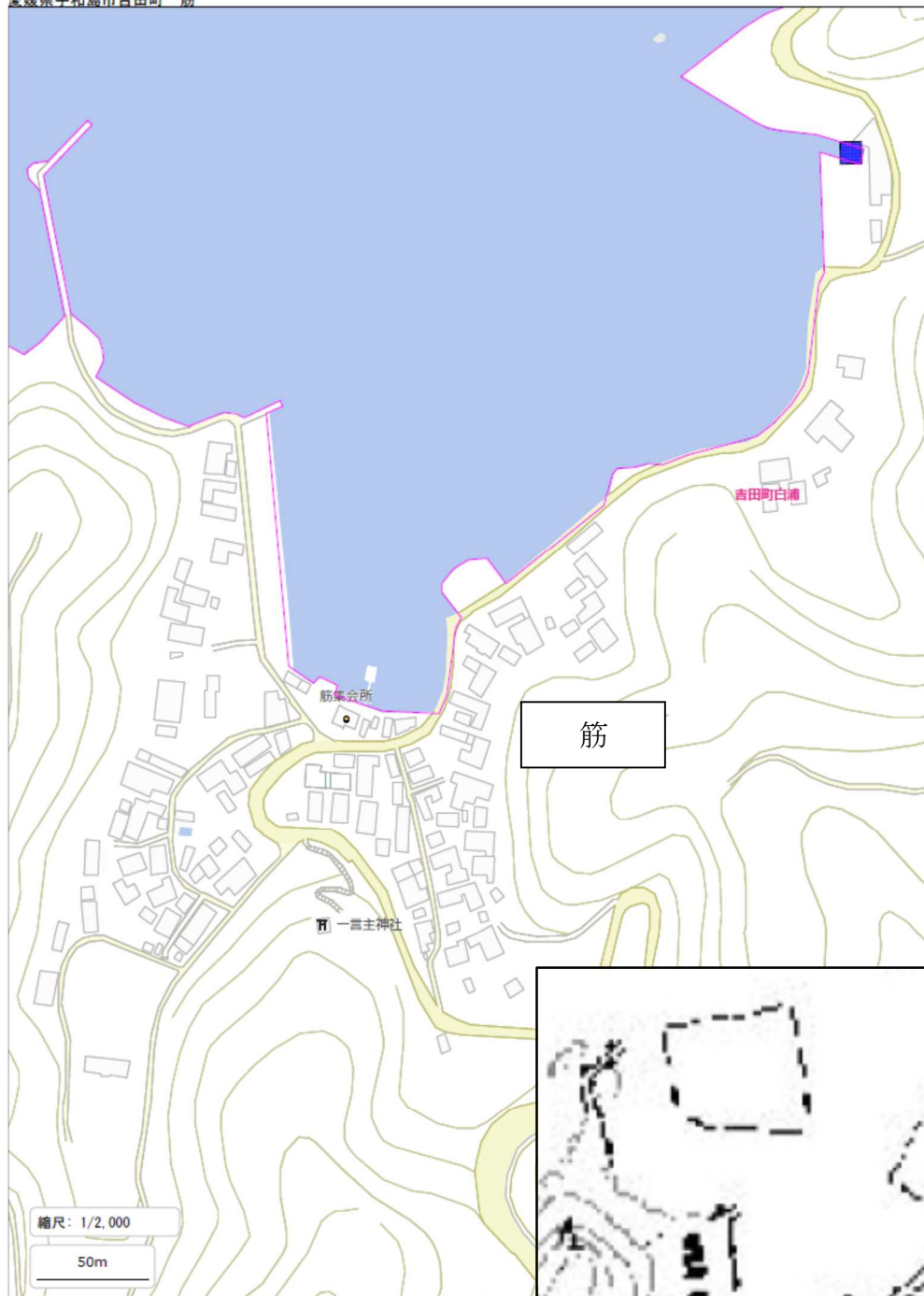
(6) 立目 対象：86世帯 199人 牛川 対象：73世帯 158人



【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(7) 筋 対象：35世帯 97人

愛媛県宇和島市吉田町 筋

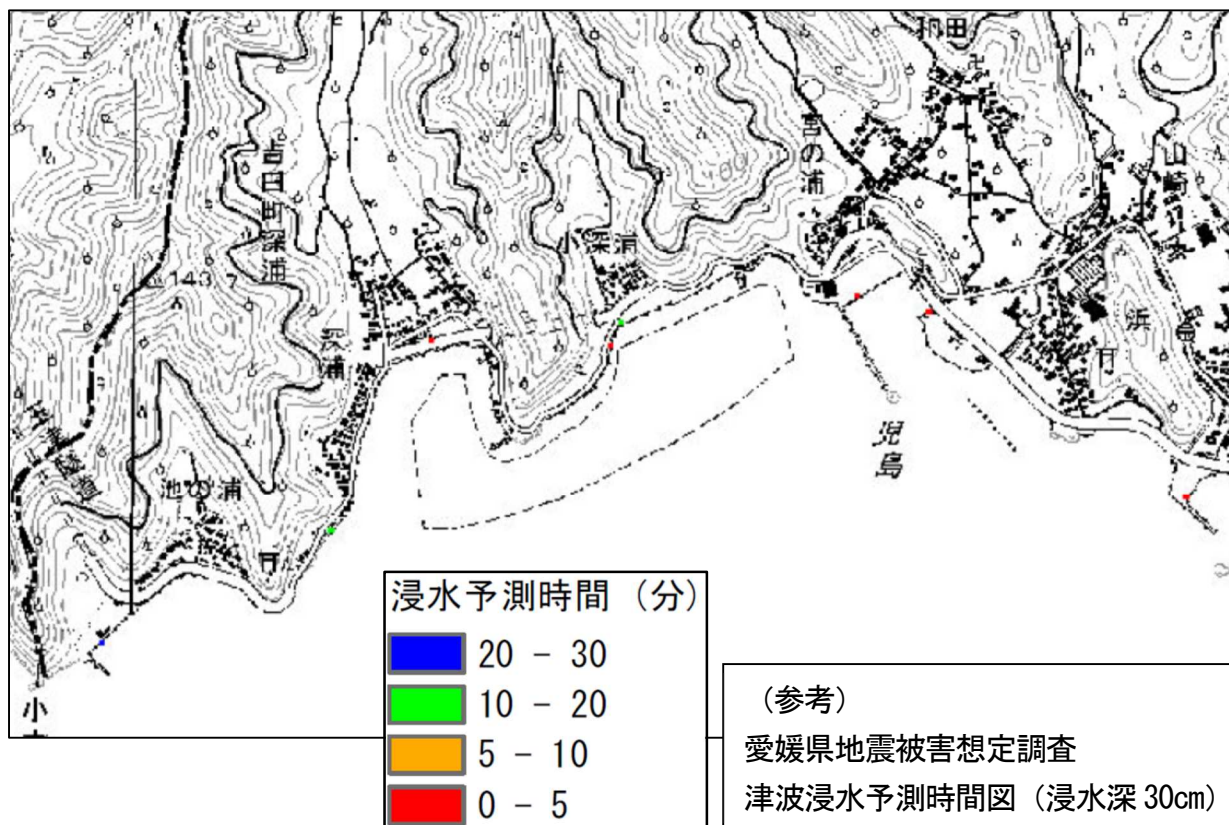


浸水予測時間 (分)	
	20 - 30
	10 - 20
	5 - 10
	0 - 5

(参考)
愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

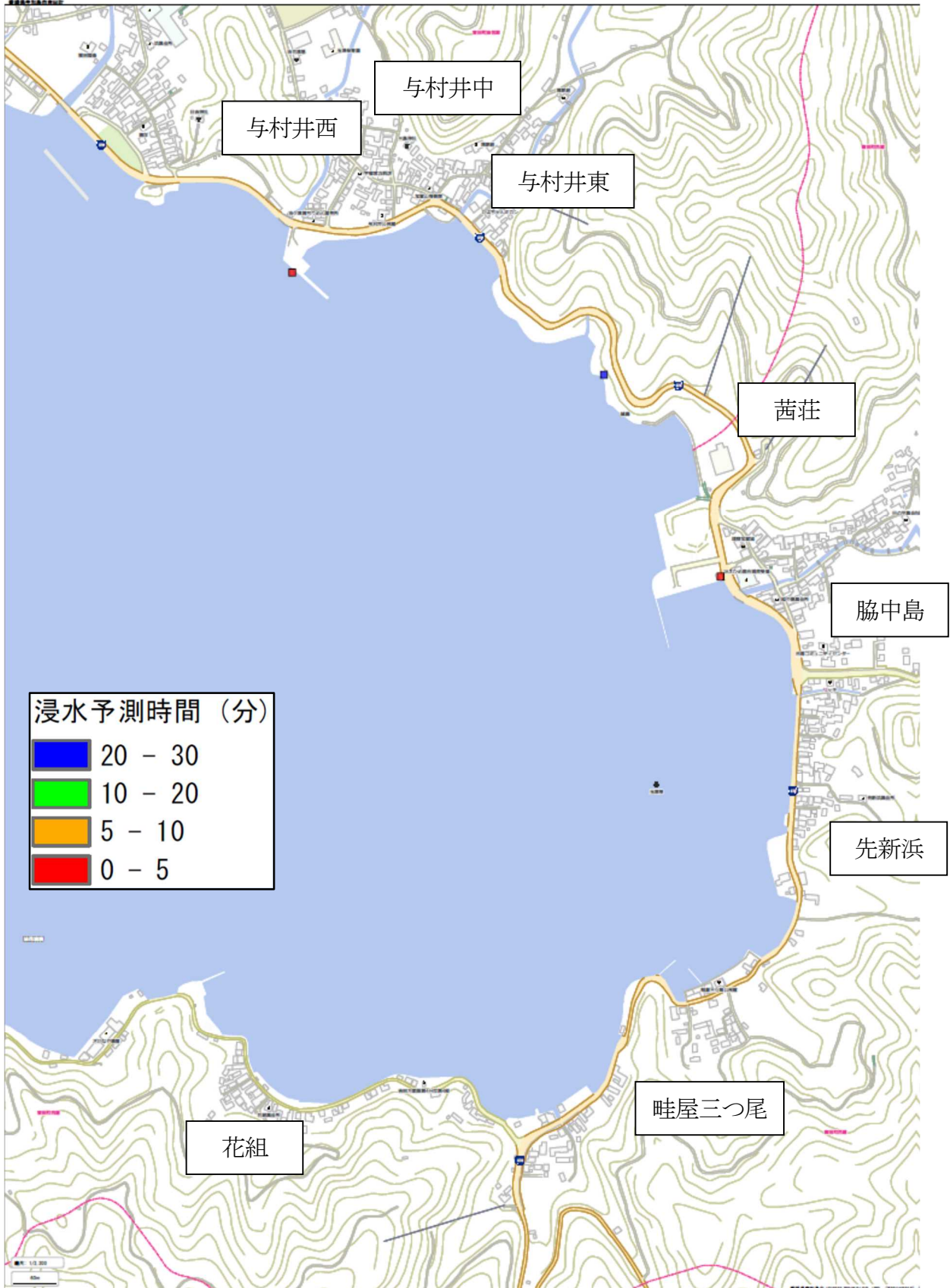
【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

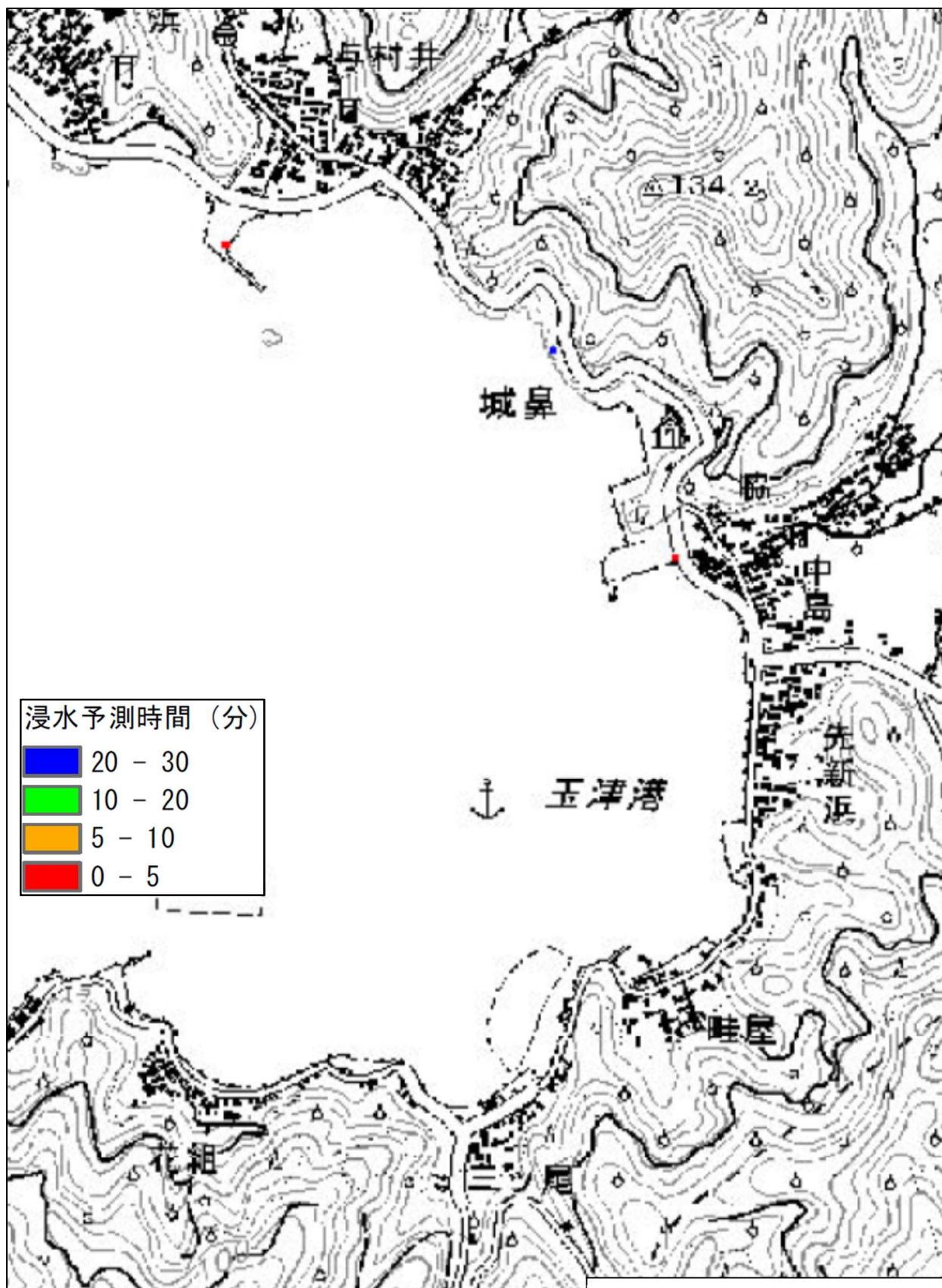
(8) 池の浦	対象：30世帯	67人	深浦下	対象：24世帯	57人
深浦上	対象：32世帯	80人	宮の浦西	対象：31世帯	88人
宮の浦東	対象：45世帯	132人	浜	対象：53世帯	121人



【吉田地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(9) 与村井西	対象：43世帯	104人	与村井中	対象：28世帯	69人
与村井東	対象：30世帯	70人	脇中島	対象：38世帯	92人
先新浜	対象：34世帯	87人	畦屋三つ尾	対象：29世帯	69人
花組	対象：60世帯	26人	茜荘	対象：46世帯	46人

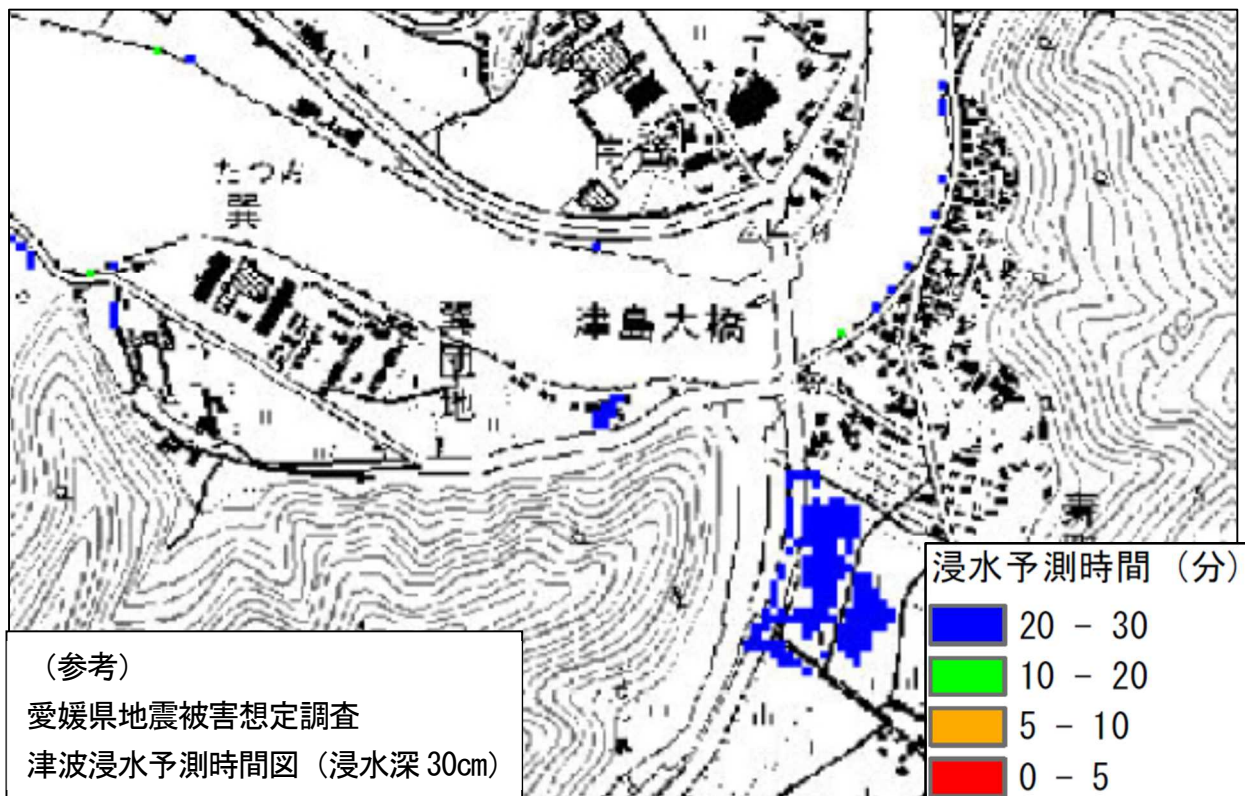
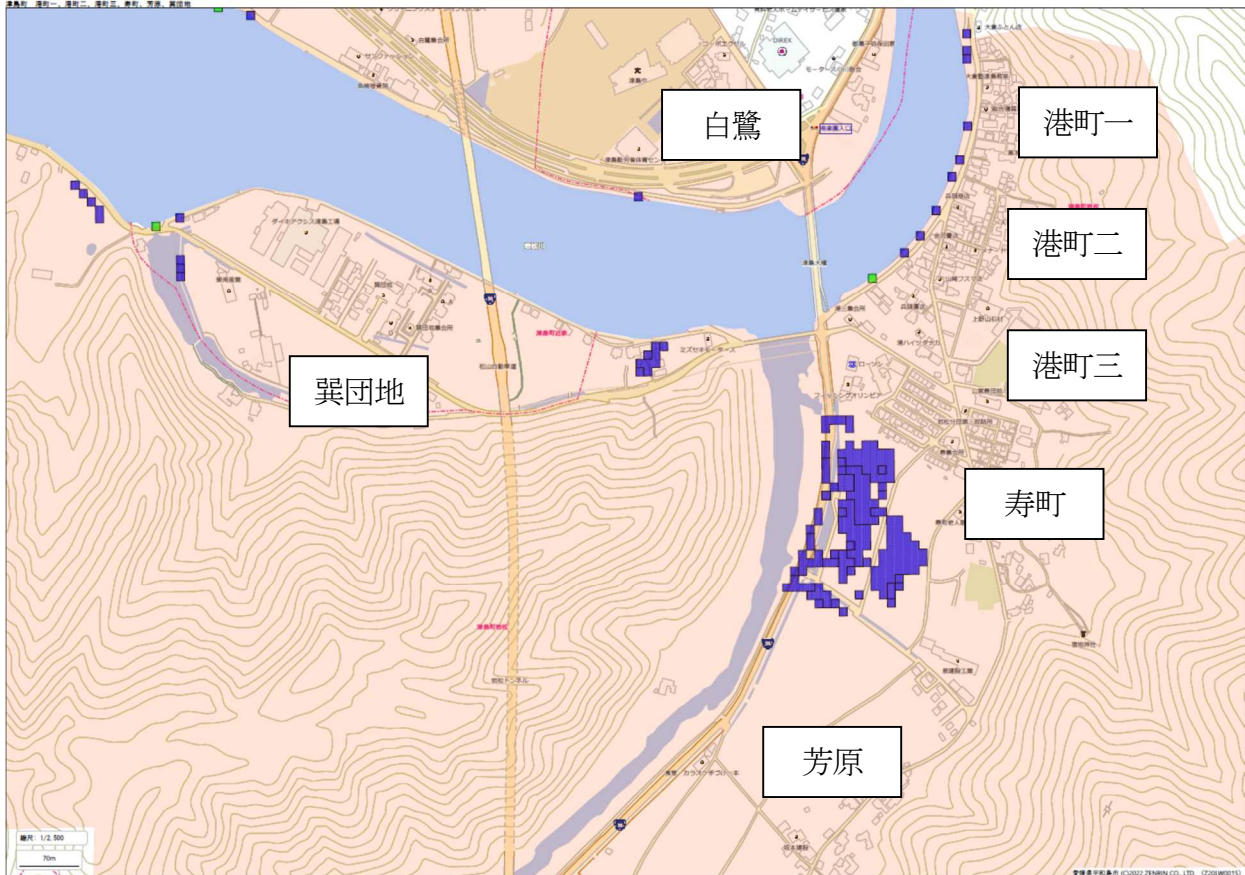




(参考)
 愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

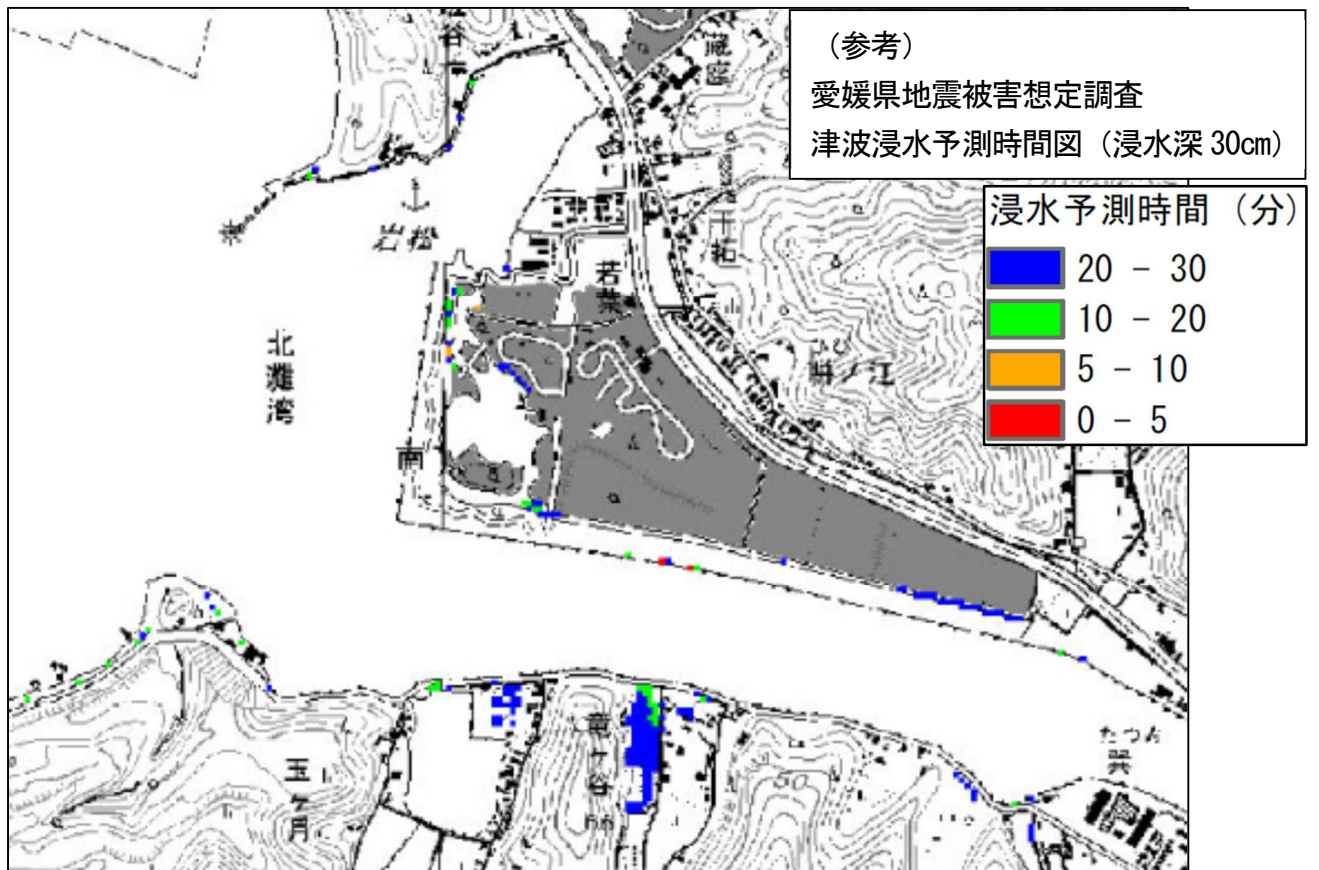
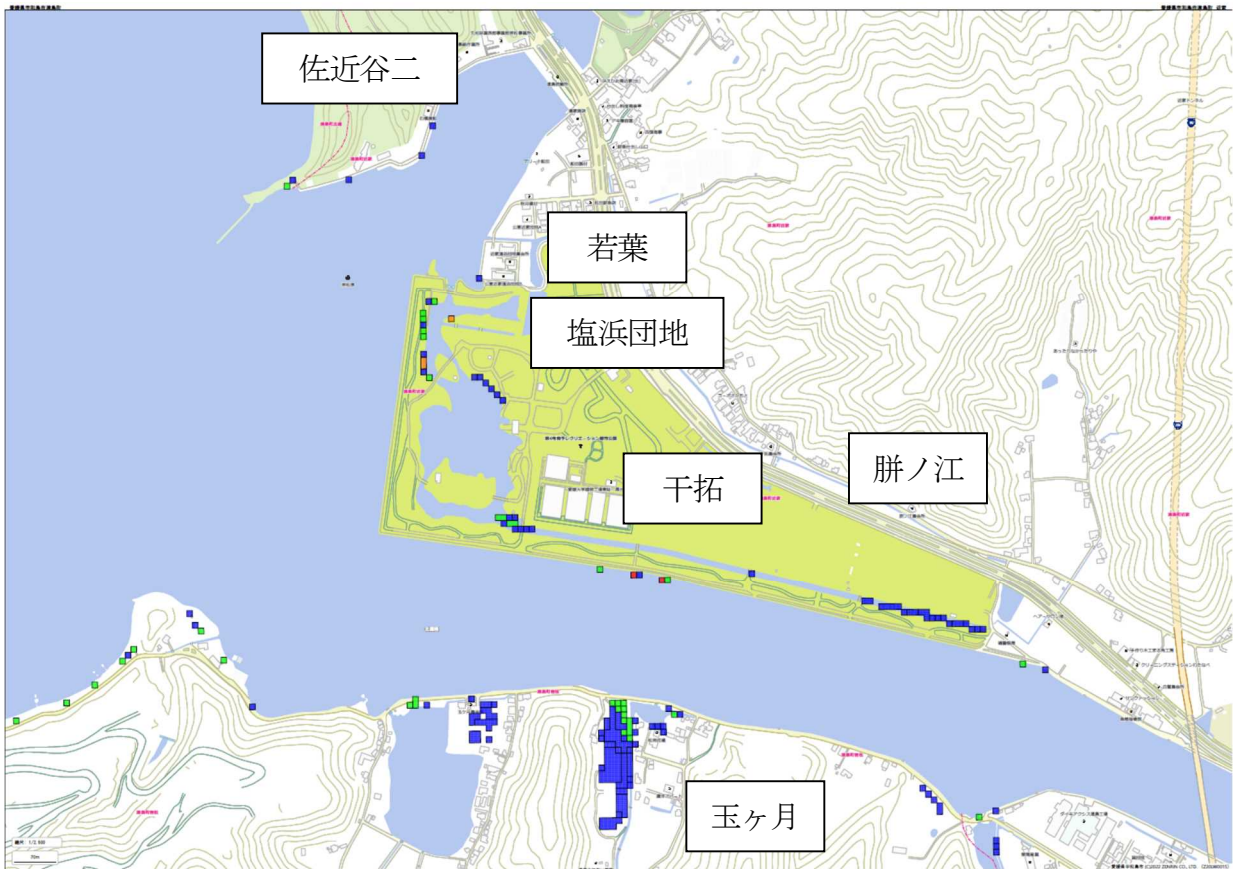
【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(1) 港町一	対象： 7世帯	12人	港町二	対象： 31世帯	60人
港町三	対象： 64世帯	123人	寿町	対象： 56世帯	100人
芳原	対象： 49世帯	98人	巽団地	対象： 53世帯	104人
白鷺	対象： 40世帯	78人			



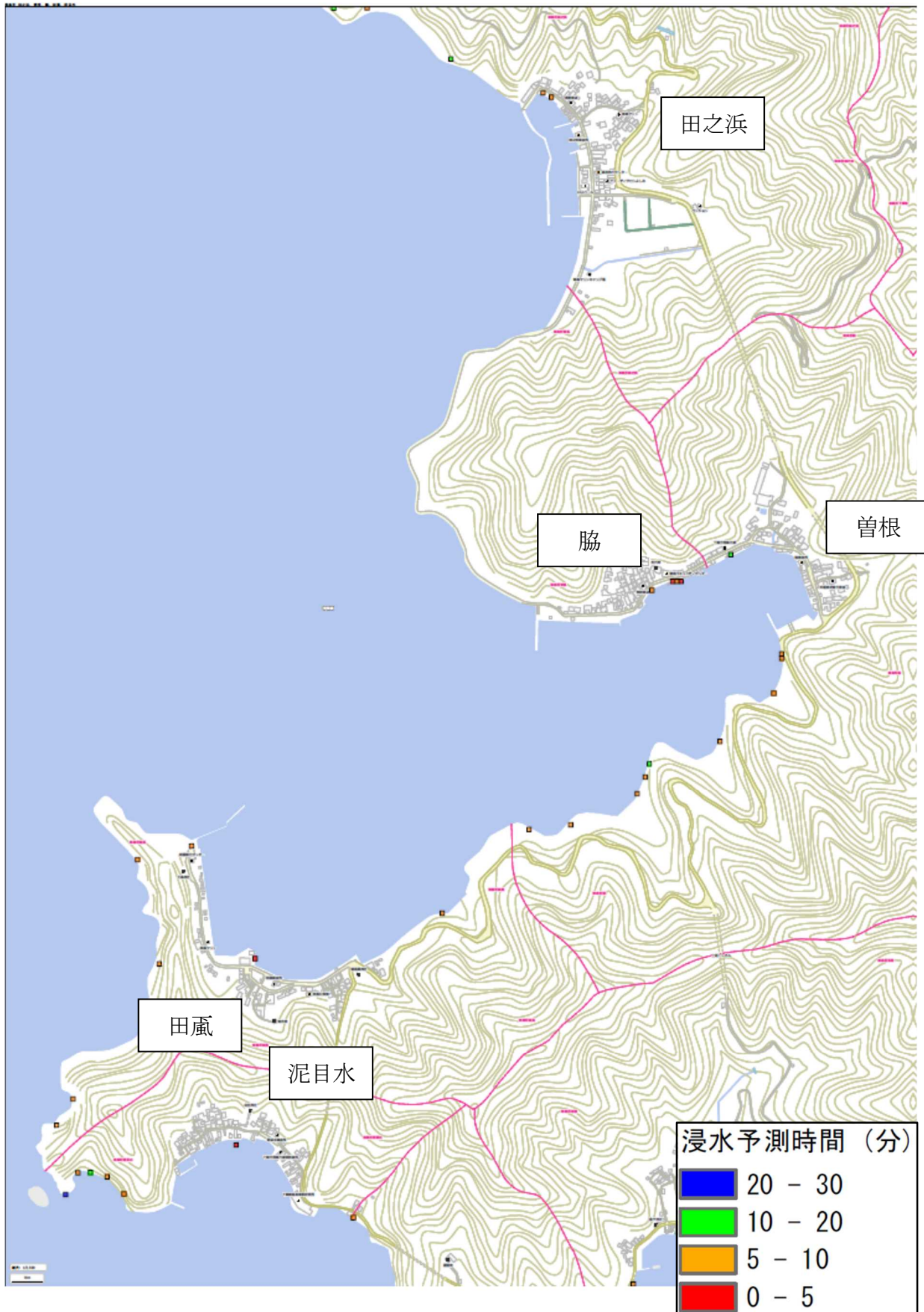
【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

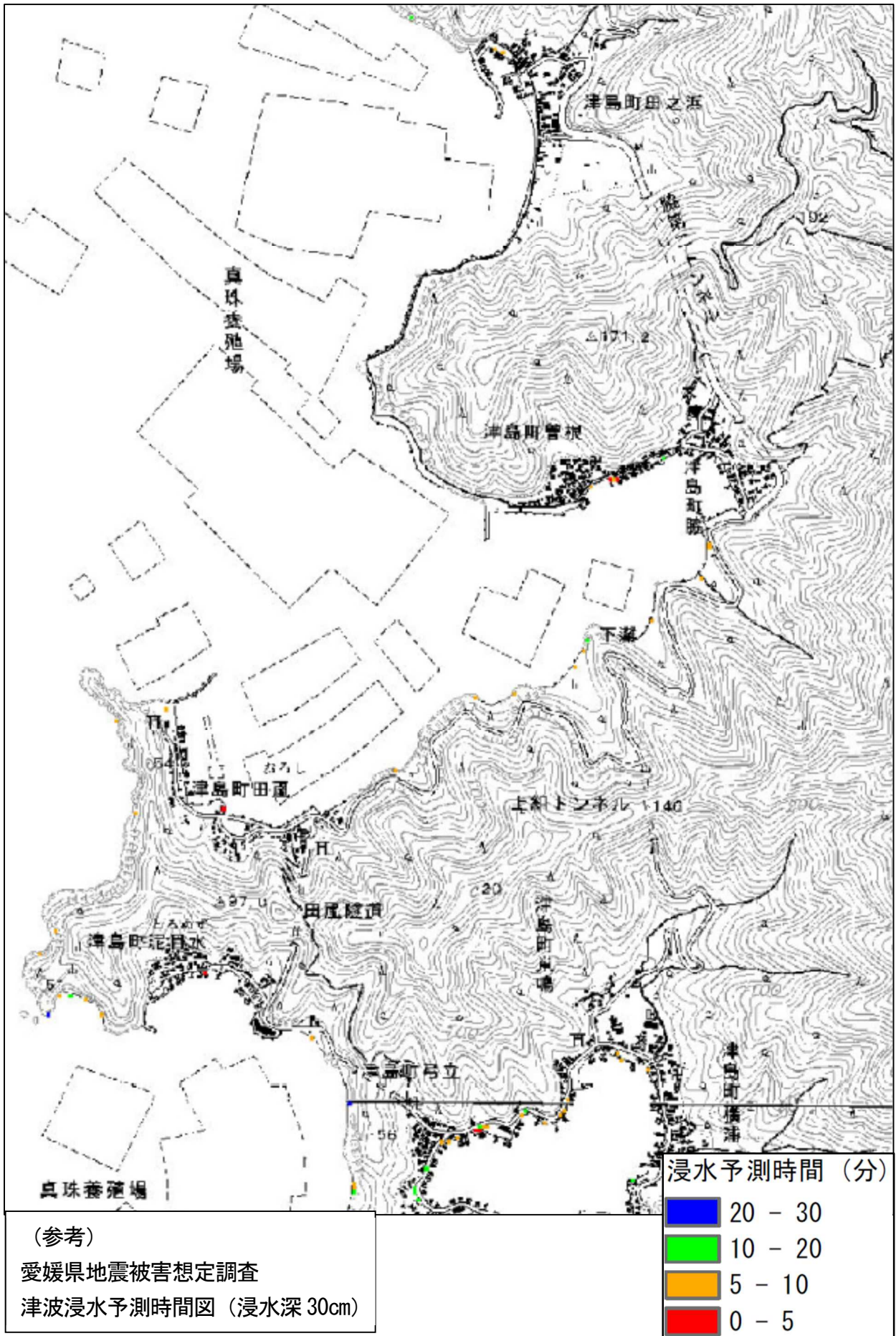
(2) 玉ヶ月	対象：79世帯	160人	胼ノ江	対象：58世帯	121人
干拓	対象：26世帯	57人	若葉	対象：13世帯	21人
塩浜団地	対象：37世帯	83人	佐近谷二	対象：17世帯	33人



【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

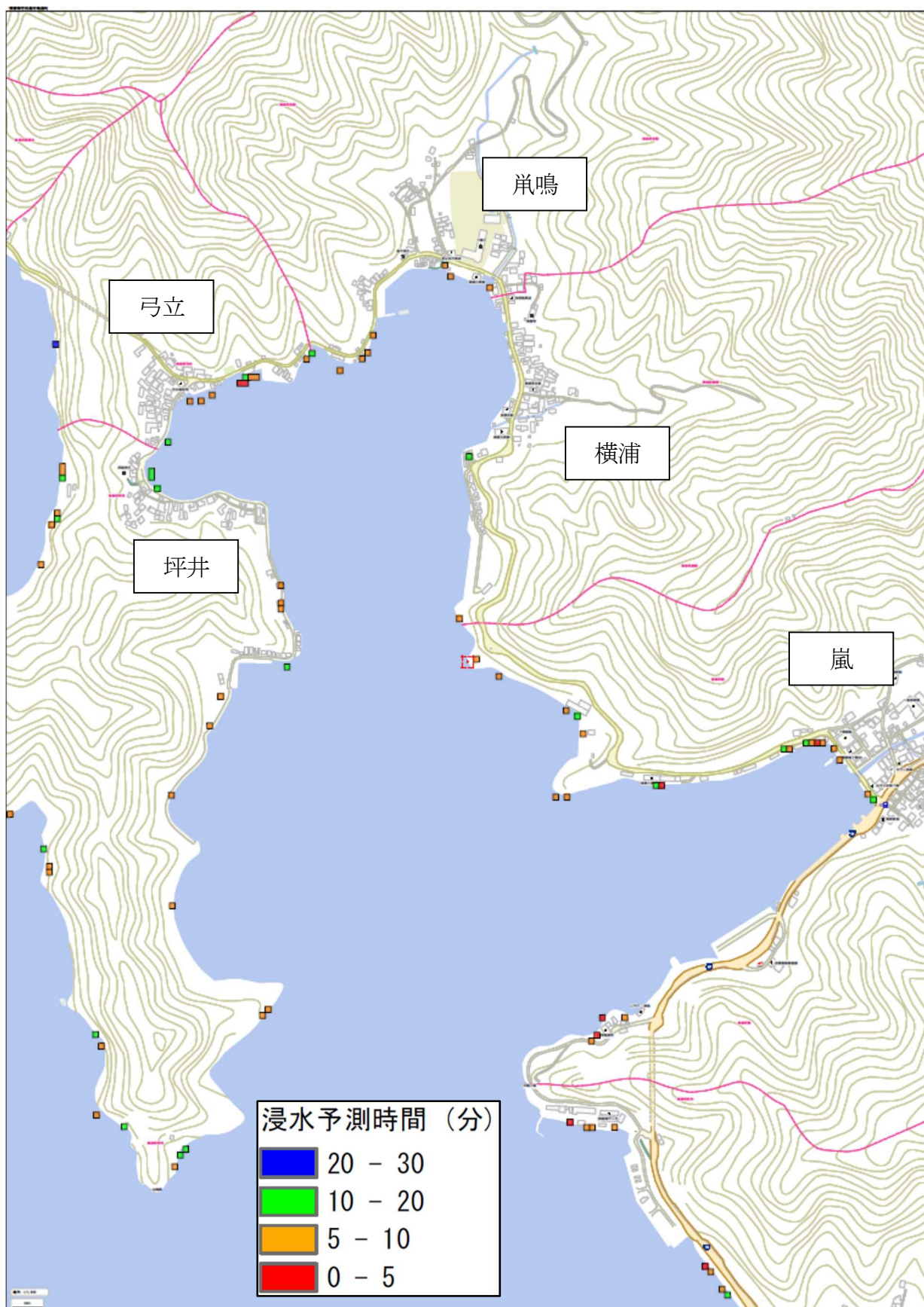
(3) 田之浜	対象：61世帯	148人	曾根	対象：36世帯	96人
脇	対象：29世帯	87人	田夙	対象：31世帯	71人
泥目水	対象：30世帯	63人			

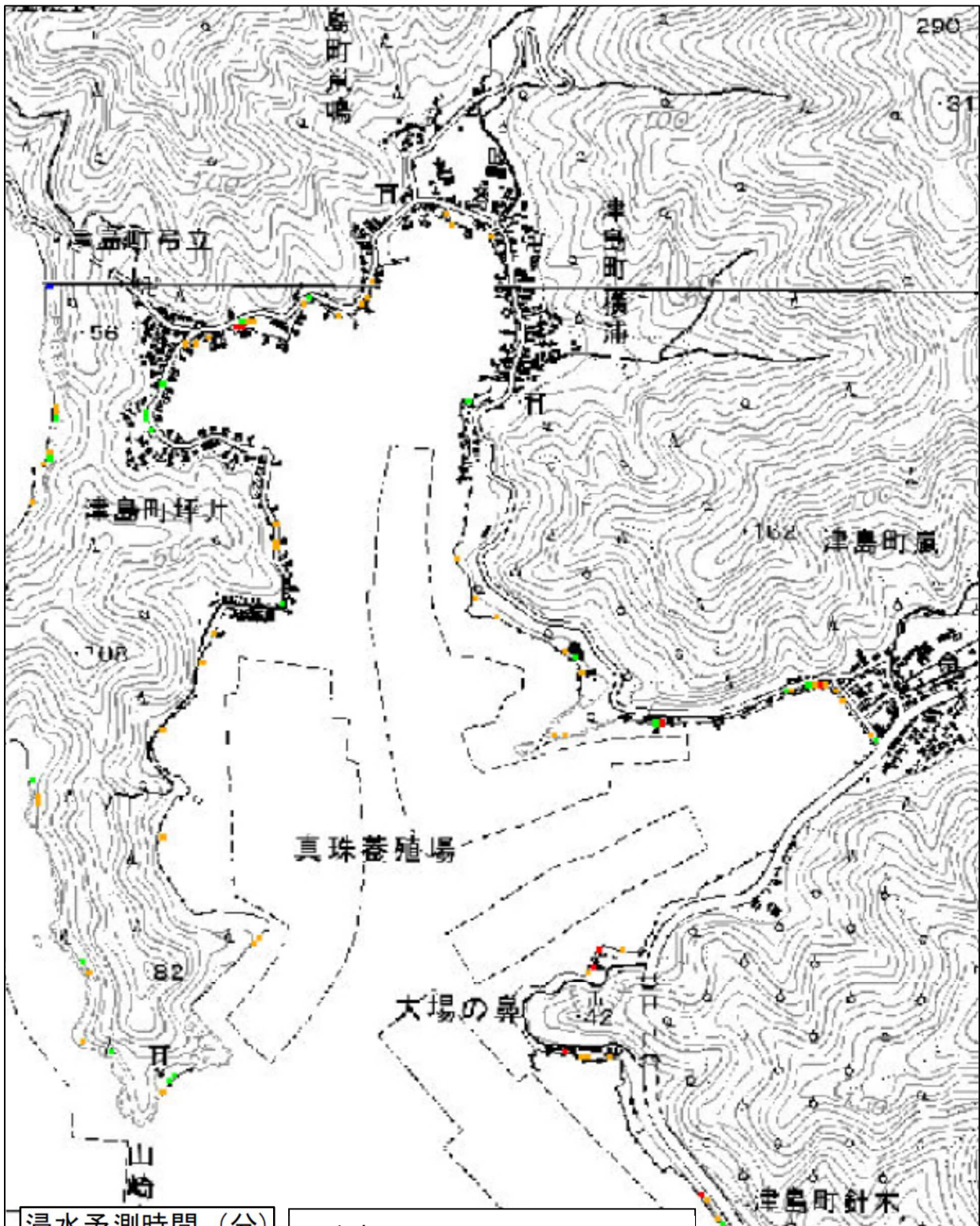




【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(4) 坪井	対象：37世帯	89人	弓立	対象：22世帯	55人
単鳴	対象：34世帯	86人	横浦	対象：30世帯	81人
嵐	対象：86世帯	195人			





浸水予測時間 (分)

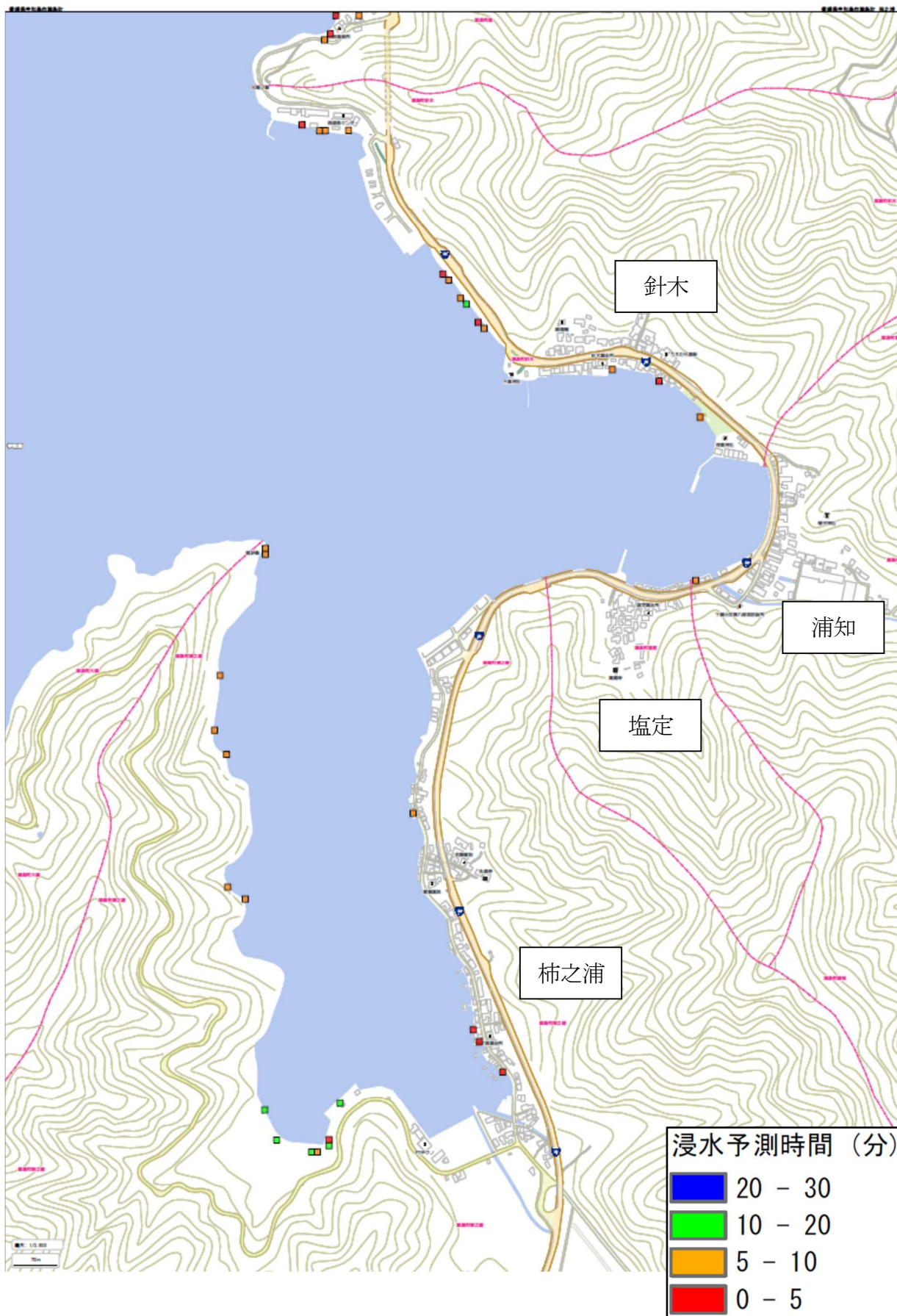
- 20 - 30
- 10 - 20
- 5 - 10
- 0 - 5

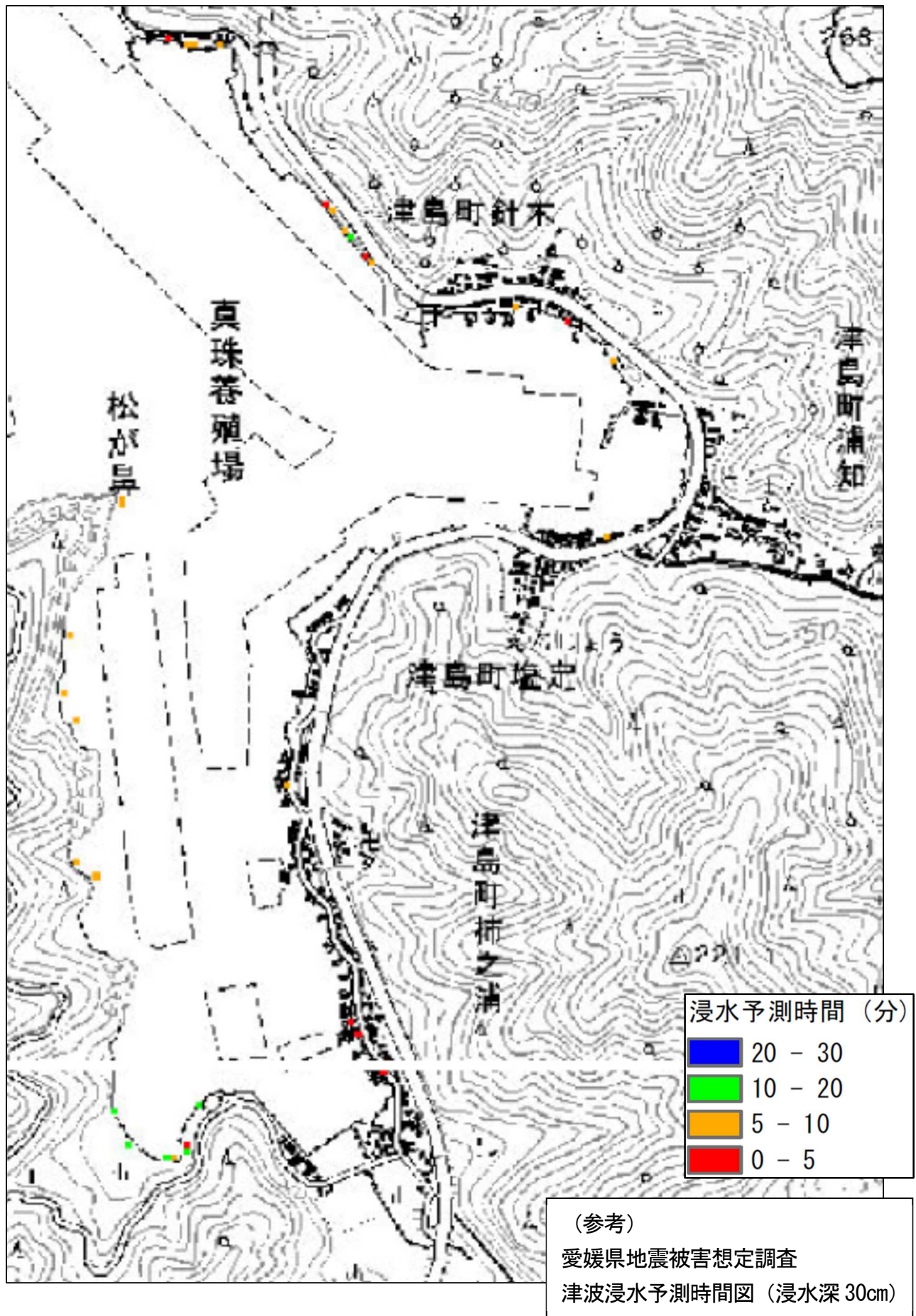
(参考)

愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

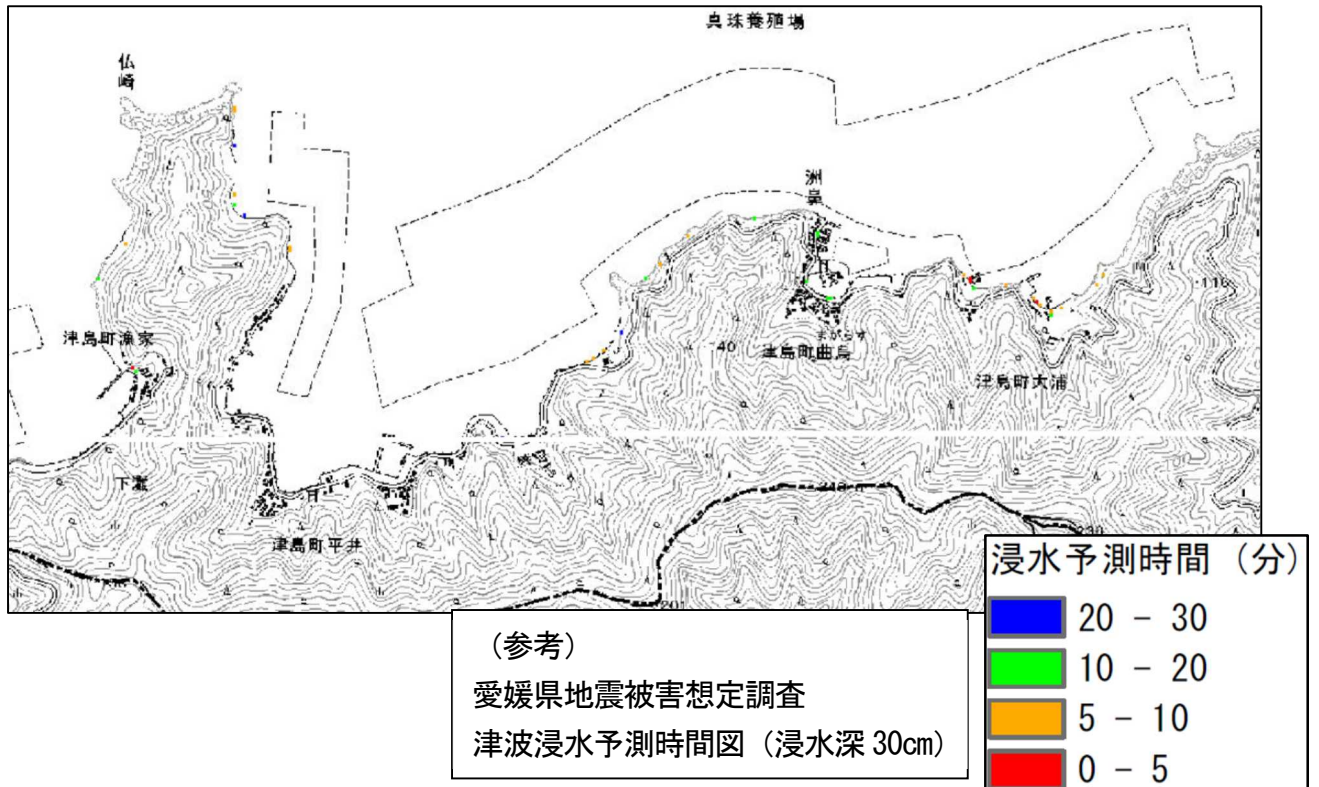
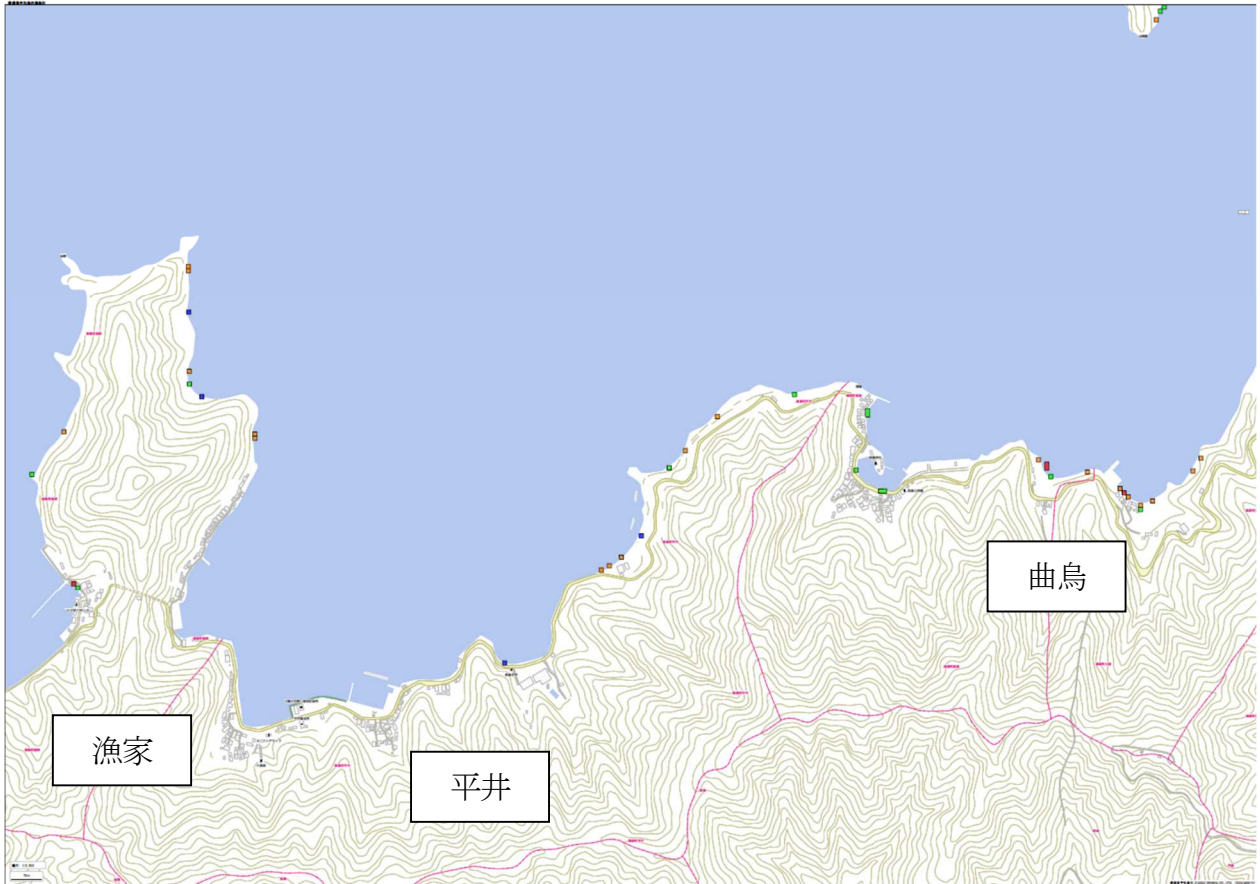
(5) 針木	対象：29世帯	89人	浦知	対象：36世帯	91人
塩定	対象：19世帯	56人	柿之浦	対象：51世帯	103人





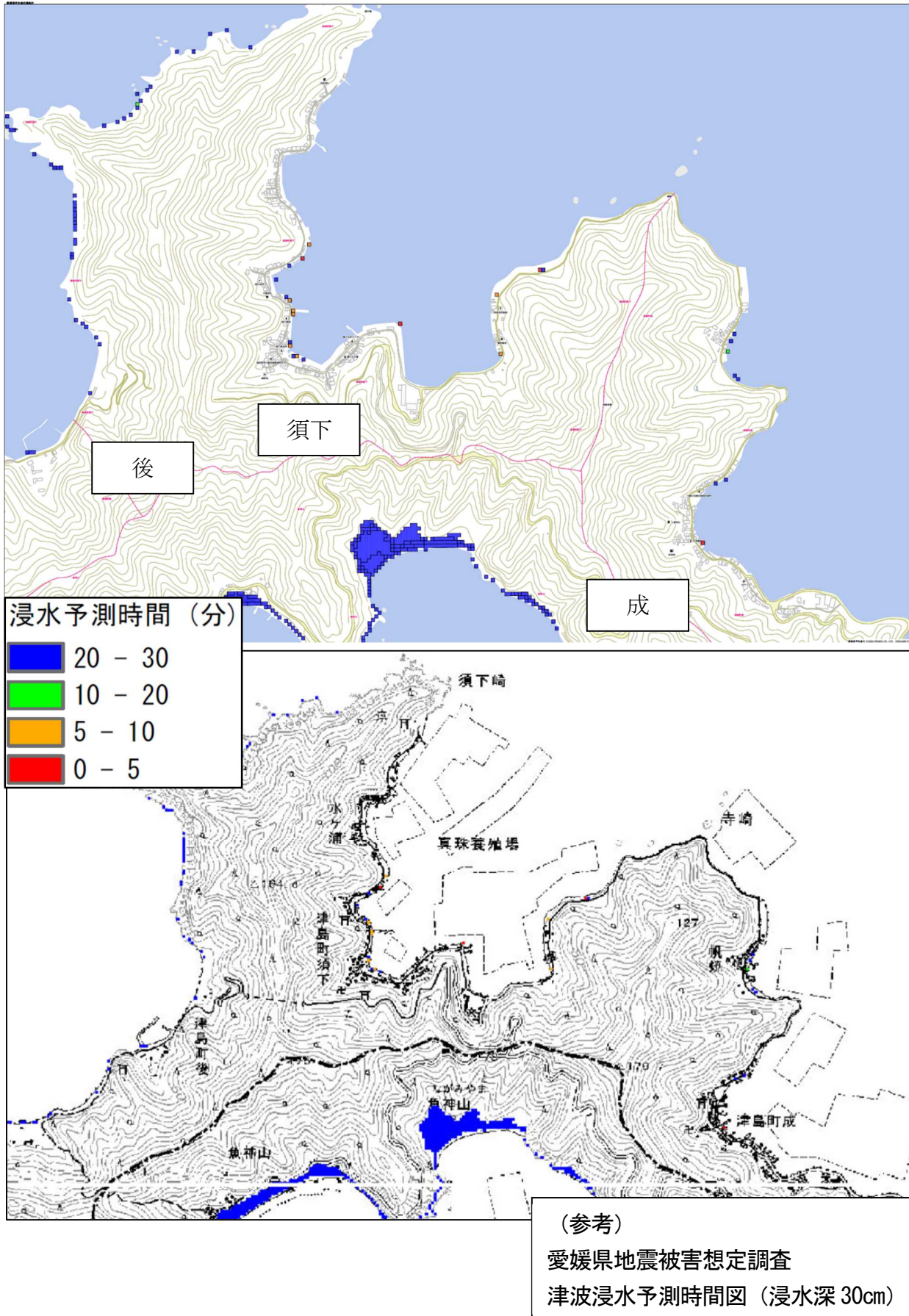
【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(6) 曲烏 対象：32世帯 95人 平井 対象：35世帯 83人
 漁家 対象：8世帯 15人



【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(7) 成 対象：50世帯 112人 須下 対象：67世帯 150人
 後 対象：5世帯 6人



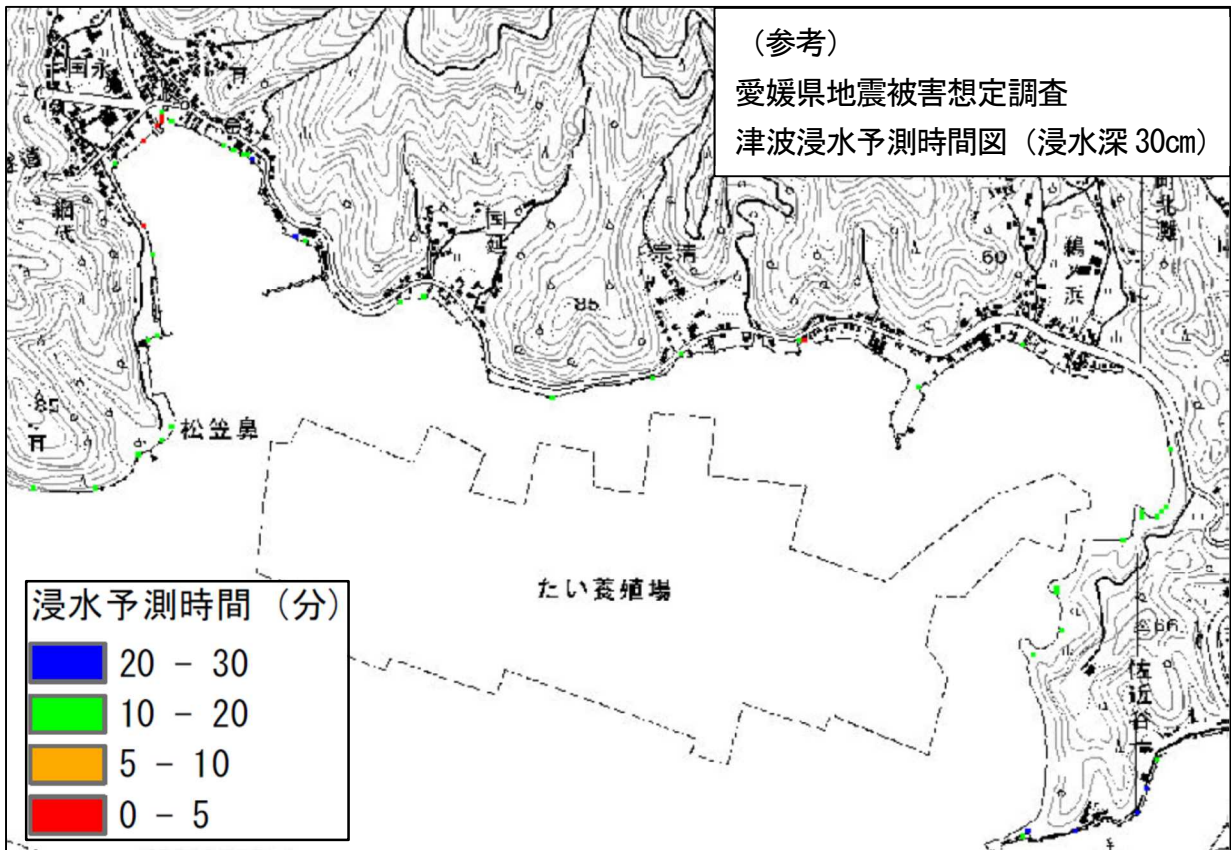
【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(8) 竹ヶ島 対象：13世帯 23人



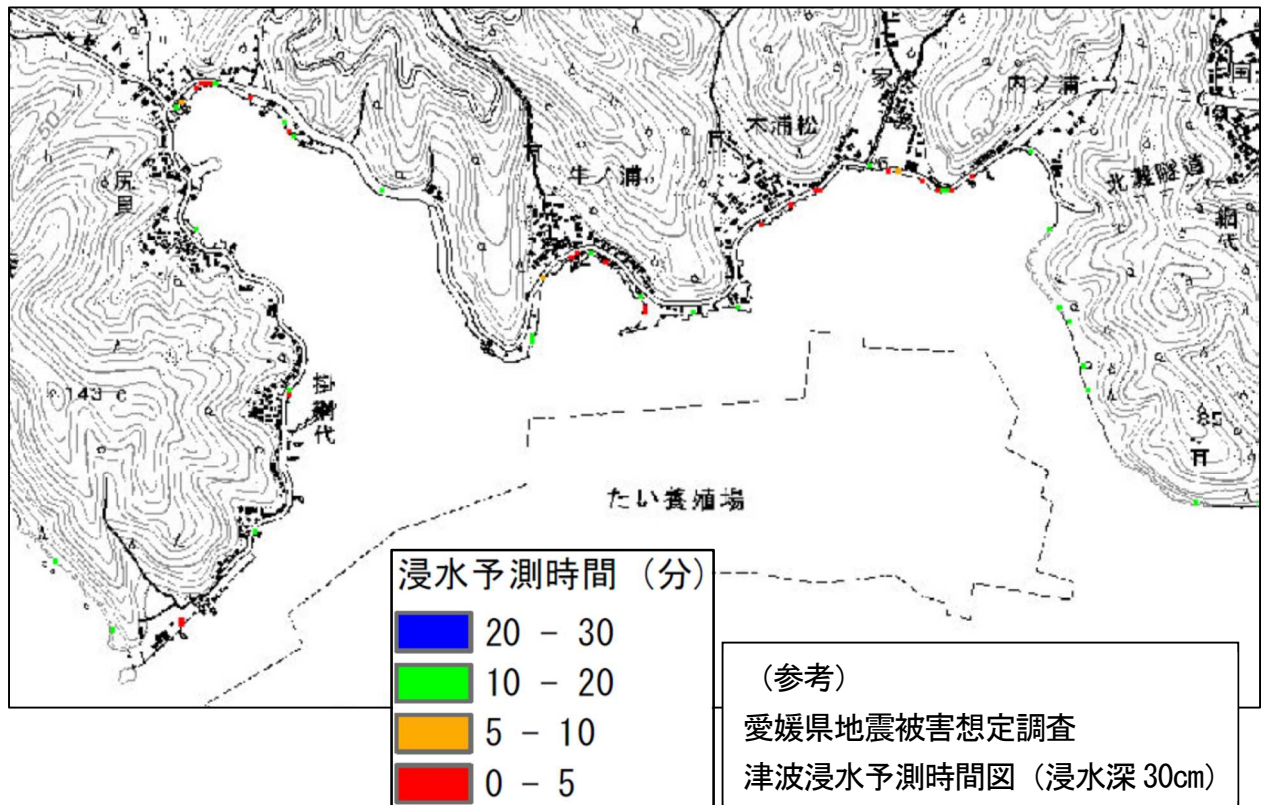
【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(9) 鵜之浜	対象：110世帯	200人	宗清	対象：37世帯	95人
国延	対象：31世帯	67人	面浦	対象：71世帯	146人
網代	対象：67世帯	138人			



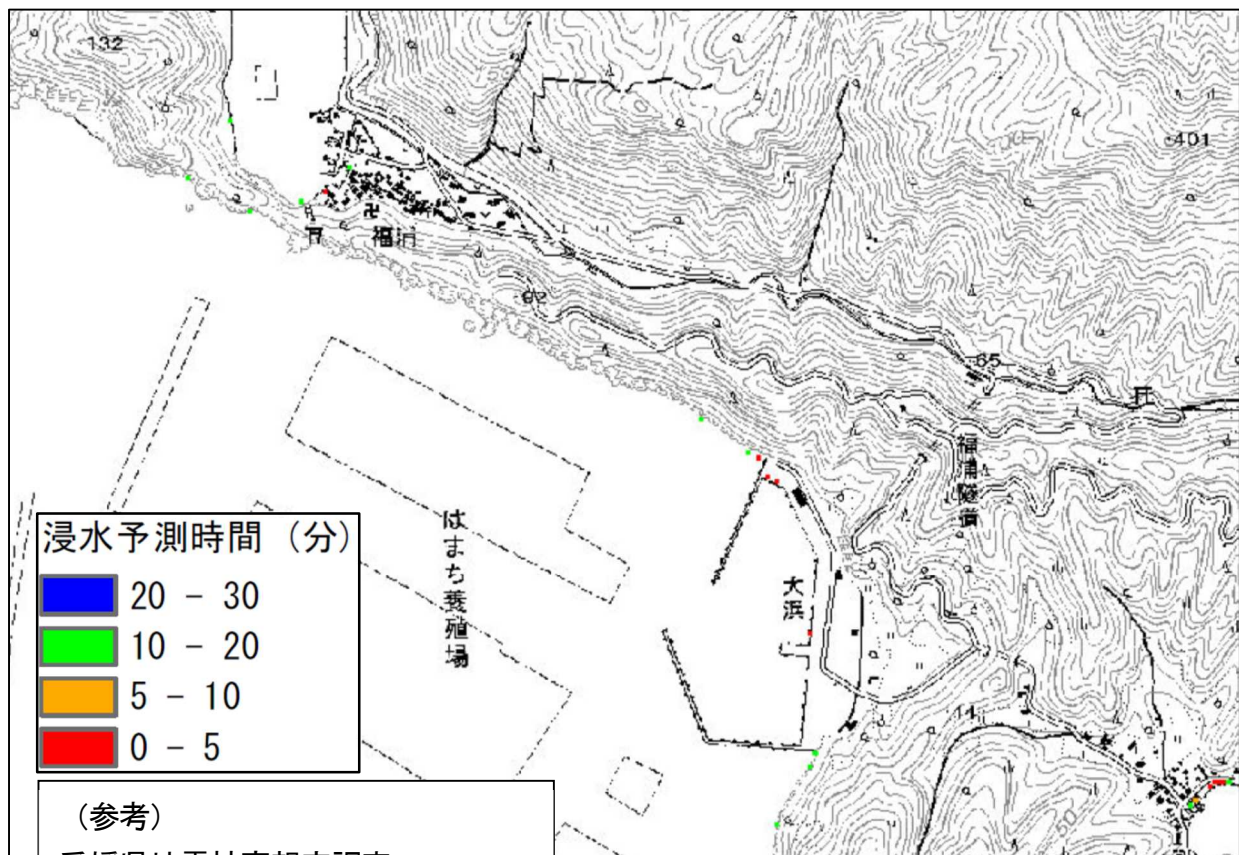
【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(10) 家次	対象：49世帯	108人	木浦松	対象：46世帯	92人	
	牛之浦	対象：42世帯	103人	尻貝	対象：77世帯	173人
	掛網代	対象：46世帯	123人			



【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(11) 福浦 対象：28世帯 71人

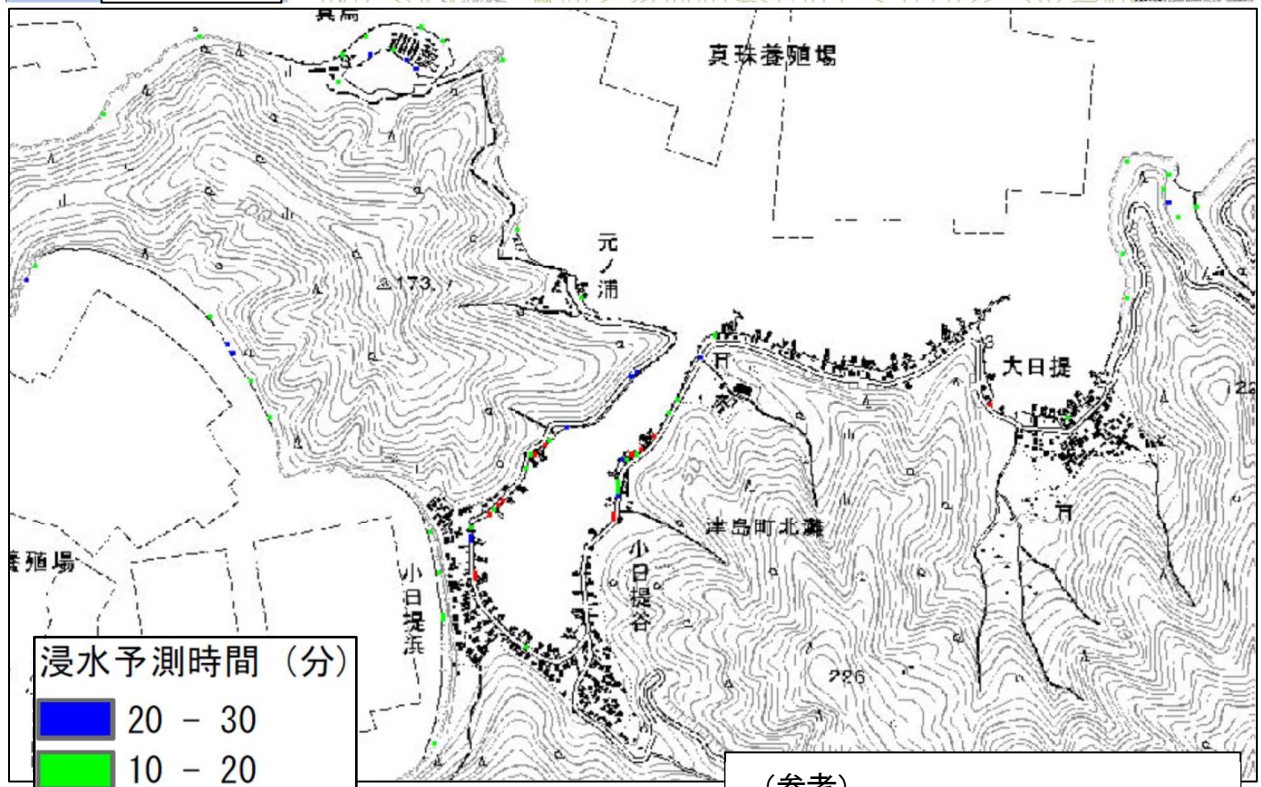


浸水予測時間 (分)	
20 - 30	Blue
10 - 20	Green
5 - 10	Orange
0 - 5	Red

(参考)
愛媛県地震被害想定調査
津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

【津島地区】 <高齢者等事前避難対象地域>

(12) 大日提 対象：58世帯 127人 小日提谷 対象：62世帯 145人
 小日提浜 対象：56世帯 126人



浸水予測時間 (分)	
■	20 - 30
■	10 - 20
■	5 - 10
■	0 - 5

(参考)
 愛媛県地震被害想定調査
 津波浸水予測時間図 (浸水深 30cm)

第5章 本市の防災対応方針

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報であり、後発地震発生の可能性が高まっていることを知らせるものですが、後発地震の発生を予知した情報ではないことに留意する必要があります。

不確実性を伴う情報であるため、臨時情報を活かして市民の生命及び財産等の安全を最大限図る一方で、通常の経済・社会活動についても十分勘案し、いたずらに市民の不安を煽ったり、企業活動を阻害したりするようなことはあってはなりません。

また、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、社会的な混乱が発生しないよう、あらゆる機会を捉えて、情報を正しく発信し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう市民等に周知する必要があります。

以上を踏まえ、臨時情報が発表された際の本市の防災対応を示します。

1 災害対策本部の設置基準（庁内体制）

○臨時情報発表時における本市の配備基準については、宇和島市地域防災計画「第3編 地震災害対策編」で定める、「災害対策本部等設置基準」に、以下のとおり、臨時情報発表時の非常配置基準を設定します。（災害対策本部等の設置は24時間体制となるため、各班の中で交代して対応が必要となります。）

災害対策本部体制等の非常配備基準

災害種別	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
		第一配備基準	第二配備基準	第三配備基準
地震	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度4が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 その他の状況により、本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5強の地震が発生したとき。 相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるとき。 その他の状況により、本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 大規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 その他の状況により、本部長が必要と判断したとき。
二次災害		<ul style="list-style-type: none"> 市内で地震による火災が複数箇所が発生したと通報があったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で地震による火災が複数箇所が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災が拡大し、重大な被害が発生するおそれがあるとき。
津波		<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県宇和海沿岸に津波注意報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県宇和海沿岸に津波警報が発表されたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県宇和海沿岸に大津波警報が発表されたとき。 津波警報が発表され重大な被害が予想されるとき。 津波により、重大な被害が発生し、緊急の対応が必要であると市長が認めるとき。

（参照：宇和島市地域防災計画第3編「地震災害対策編 災害対策本部体制等の非常配備基準」から抜粋）

2 臨時情報が発表された際の防災対応

○臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合の本市の具体的な防災対応を記載します。

○ただし、南海トラフの東側で最初の地震が発生し、本市に「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている最中に、臨時情報が発表された場合は、本市は、地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編〕等に基づき、地震・津波への防災対応を既に取りっていますので、次に示す内容は、臨時情報が発表された場合に、特別に対応を要する事項のみ記載していることに留意ください。

（1）臨時情報（調査中）が発表された場合

①庁内体制及び災害情報の収集等

○災害警戒本部を設置し、関係職員の緊急参集と愛媛県及び関係機関（宇和島市地域防災計画に記載する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体及び重要な施設の管理者など）から情報収集を行います。また、全部局に対して次の事項を連絡します。

（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表）

《連絡事項》

- ・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表され、災害警戒本部を設置したこと。
- ・次の「南海トラフ地震臨時情報」は、○時頃に発表され、発表され次第、災害対策本部体制を取ること。

②市民等への呼びかけ

○市は、市民及び事業者等に対して、日頃からの地震の備えに対する再確認や、今後発表される情報に留意するよう、多重の通信手段により周知を図ります。

（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表）

《防災放送伝達文》

こちらは宇和島市災害警戒本部です。

気象庁は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表しました。

次の「南海トラフ地震臨時情報」は、○時頃に発表される予定です。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

また、食料・水の備蓄、家具の固定など、地震への備えを再度確認するとともに、今後の情報に

（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表）

《安心安全情報メール等伝達文》

《タイトル》

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

《本文》

気象庁は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表し、今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。

次の「南海トラフ地震臨時情報」は、○時頃に発表される予定です。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

また、食料・水の備蓄、家具の固定など、地震への備えを再度確認するとともに、今後の情報に十分注意してください。

＜参考＞後発地震に備えた防災対応の例

市民	避難場所・避難経路の再確認、家族との安否確認手段の再確認、非常持出品（避難所での感染症対策（マスク、アルコール消毒液などを含む。）の準備、懐中電灯（電池を含む。）など）の再確認、家具等の転倒防止、飲料水・食料の備蓄の再確認、携帯電話・モバイルバッテリーの充電等
事業者	避難場所・避難経路の再確認、重要設備の点検、資機材等の転倒防止の再確認、重要情報のバックアップ、防災設備等の点検、輸送代替ルートの見直し、非常用電源の確保、備蓄品の再確認、その他後発地震に備える体制の見直し・準備等

（２）臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

○臨時情報（巨大地震警戒）は、南海トラフの東側で地震が発生し、宇和島市に「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている最中に、臨時情報が発表されるケースです。

①庁内体制

- 市では、宇和島市地域防災計画（地震災害対策編・津波災害対策編）等に基づき、地震・津波への防災対応を既に取っていますので、引き続き災害対策本部の機能を維持します。
- 後発地震が発生しないまま原則として1週間が経過した場合は、非常配備体制を第1配備体制に切り替え、さらに1週間本部機能を維持します。
- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、災害対策本部を廃止します。

②市民等への呼びかけ【高齢者等避難】

- 第4章1（12頁）で示した高齢者等事前避難対象地域に、避難情報「高齢者等避難」を発令し、最初の地震の避難からの継続避難を、多重の通信手段により周知徹底します。
- すべての市民等に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するとともに、できるだけ安全な防災行動をとることを促します。また、第3章4（2）及び（3）（10頁）に示す対象者に対して、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の見直しを促します。
- 後発地震が発生しないまま、原則として1週間が経過した場合は、避難情報を解除し、さらに1週間は、すべての市民等に対して、継続した防災対応をとることを促します。
- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、すべての市民等に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけます。

＜後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合の対応イメージ＞

区分	市全域	
	事前避難対象地域	
最初の地震発生から1週間	★「高齢者等避難」を発令	
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	
地震発生後2週間以降	通常の生活 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	

(参照：ガイドライン概要版「巨大地震警戒対応開始から通常の生活までの住民の地域別対応」を加筆修正)

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表)

《防災放送伝達文(高齢者等避難発令)》

こちらは宇和島市災害対策本部です。

気象庁は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表しました。

南海トラフ地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。

これに伴い、沿岸部の行政区に対し、津波からの事前避難のため、高齢者等避難を発令しました。市ホームページなどを確認のうえ、沿岸部の行政区にお住いの、お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、慌てず、避難してください。

それ以外の方も、家具の固定や食料、水の備蓄等、日頃から避難の準備を整え、今後の地震情報に十分注意して、後発地震に備えてください。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表)

《安心安全情報メール等伝達文(高齢者等避難発令)》

《タイトル》

津波からの事前避難に関する高齢者等避難発令

《本文》

気象庁は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表しました。

南海トラフ地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。

これに伴い、沿岸部の行政区に対し、津波からの事前避難のため、高齢者等避難を発令しました。沿岸部の行政区にお住いの、お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、慌てず、避難してください。

それ以外の方も、家具の固定や食料、水の備蓄等、日頃から避難の準備を整え、今後の地震情報に十分注意して、後発地震に備えてください。

なお、対象の行政区は、【宇和島地区】丸之内5丁目、新町2丁目、栄町港1・2丁目、恵美須町1丁目、新田町1～4丁目、文京町(4・5)、明倫町1・2・5丁目、樹形町2・3丁目、弁天町2丁目、築地町1・2丁目、住吉町2・3丁目、住吉町3区、大浦1・3区、赤松、蛤1・2区、百之浦、本九島1・2区、平浦、蕨、小池、小浜、大小浜、石応1・2区、白浜、坂下津1～3区、保手1丁目、戎山、船隠、天満1・2区、豊正園、豊浦、尾崎、大内、安米、大池、神崎、柿之浦、東、結出、西、島津、狩津、明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎、番匠、魚泊、水荷浦、津の浦、高助、横浦、豊の浦、宮市、宿の浦、大島、矢ヶ浜、本浦、小内浦、嘉島、郡、喜路、明海、能登

【吉田地区】桜丁、西小路、魚棚1～3、川口、横網代、君ヶ浦、向山、新田、鶴間、鶴間団地1・2、浅川、知永、板ノ浦、中浦、古浦、船間1、船間2、大良、南君西、南君東、立目、牛川、筋、池の浦、深浦下、深浦上、宮の浦西、宮の浦東、与村井西、与村井中、与村井東、脇中島、先新浜、畦屋三つ尾、花組、茜荘

【津島地区】港町一～三、寿町、芳原、巽団地、玉ヶ月、白鷺、胼ノ江、干拓、若葉、塩浜団地、佐近谷二、田之浜、曾根、脇、田風、泥目水、坪井、弓立、嵐鳴、横浦、嵐、針木、浦知、塩定、柿之浦、曲島、平井、漁家、成、須下、後、竹ヶ島、鶴之浜、宗清、国延、面浦、網代、家次、木浦松、牛之浦、尻貝、掛網代、福浦、大日提、小日提谷、小日提浜です。

(後発地震が発生しないまま1週間が経過)

《防災放送伝達文(高齢者等避難解除)》

こちらは宇和島市災害対策本部です。

気象庁より「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されてから1週間が経過しました。沿岸部の行政区に発令していた高齢者等避難を解除します。

なお、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。家具の固定や食料、水の備蓄等、日頃から避難の準備を整え、引き続き、今後1週間は大規模地震の発生に備えてください。

(後発地震が発生しないまま1週間が経過)

《安心安全情報メール等伝達文(高齢者等避難解除)》

《タイトル》

津波からの事前避難に関する高齢者等避難解除

《本文》

気象庁より「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されてから1週間が経過しました。沿岸部の行政区に発令していた高齢者等避難を解除します。

なお、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。家具の固定や食料、水の備蓄等、日頃から避難の準備を整え、引き続き、今後1週間は大規模地震の発生に備えてください。

③その他

- 宿泊者・旅行者などの一時滞留者に対して、避難所等への誘導、帰宅支援など必要な対策を講じます。
- 海水浴客、釣り人などの一時利用者に対して、後発地震の発生後では避難が間に合わない可能性があることから、沿岸地域への立ち入りを控えるように注意喚起を行います。また、市及び関係者は、これらの者が周辺の地理状況を十分把握できていないことや喫緊の避難が必要であることなどを踏まえ、的確な情報伝達の実施に努めます。

(3) 臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

- 臨時情報(巨大地震注意)は、「一部割れ」及び「ゆっくりすべり」を観測した場合に発表される情報です。

①庁内体制

- 災害対策本部を設置します。既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持します。
- 関係機関との連絡調整を図り、後発地震への備えを徹底します。
- 最大1週間は、後発地震への注意が必要となります。庁舎の地震対策、緊急連絡網や各課の業務継続計画(以下「BCP」という。)の確認を行います。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、災害対策本部を廃止します。ただし、ゆっくりすべりが観測された場合は、それが収まったと評価されるまで本部機能を維持します。

②市民等への呼びかけ

- すべての市民等に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するとともに、できるだけ安全な防災行動をとることを促します。また、第3章4(2)及び(3)(10頁)に示す対象者に対して、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促します。
- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、すべての市民等に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るよう呼びかけます。ただし、ゆっくりすべりが観測された場合は、それが収まったと評価されるまで安全な防災行動をとることを促します。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表)

《防災放送伝達文(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意))》

こちらは宇和島市災害対策本部です。

気象庁は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表しました。

今後、大きな地震が発生する可能性があります。

家具の固定や食料、水の備蓄等、日頃から避難の準備を整え、避難先や家族との安否確認手段について確認するなど、少なくとも1週間は巨大地震に十分注意してください。

また、個々の状況に応じて身の安全を守るなど、防災対応に心掛けてください。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表)

《安心安全情報メール等伝達文(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意))》

《タイトル》

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表

《本文》

気象庁は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表しました。

今後、大きな地震が発生する可能性があります。

家具の固定や食料、水の備蓄等、日頃から避難の準備を整え、避難先や家族との安否確認手段について確認するなど、少なくとも1週間は巨大地震に十分注意してください。

また、個々の状況に応じて身の安全を守るなど、防災対応に心掛けてください。

3 避難所の開設

(1) 開設する避難所の考え方

- 巨大地震警戒対応時の避難は、津波災害警戒区域外の親類宅や知人宅等への避難が基本となりますが、それが難しい方のために、公民館等の避難所を開設します。また、健康上の問題がある方には、福祉避難所など、適切な避難先の提供を検討します。
- 避難所は、臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に開設することとし、以下の避難所を開設することを基本とします。
- 第3章4(11頁)に示す対象者の自主的な避難(以下「自主避難」という。)など、避難所が不足する場合は、津波災害警戒区域外の小・中学校の体育館を避難所として開設を検討します。

＜開設する避難所＞

番号	施設名	住所	収容可能面積・人員			高齢者等事前避難対象地区			対象地区(人)	災害種別					海拔		
			面積(m ²)A	人員(A/2)		地区	人数	計		土砂	洪水計画	最大	地震	津波			
1	中央公民館	堀端町1番25号	1,904	952	952	鶴島	637	883	宇和島 (4,263)	○	○	○	○	○	10		
2	宇和津公民館	妙典寺前乙640番地	364	182	412	戸島	129			▲	○	○	○	○	○	17	
3	天神公民館	丸穂町甲893番地	460	230		天神	50			△	○	○	○	○	○	30	
4	祝森公民館	祝森甲3000番地3	381	190	1,463	明倫	590	△		○	○	○	○	○	38		
5	宇和島市保健センター	祝森甲811番地	1,641	820		下波	267	△		○	○	○	○	○	31		
6	番城公民館	宮下甲201番地	549	274		遊子	302	△		○	○	○	○	○	10		
7	番城福祉会館	寄松171番地2	359	179	690	石応	209	○		○	○	○	○	○	12		
8	小池保育園	小池1607番地1	1,007	503		小池	205	○		○	○	○	○	○	9		
9	三浦公民館西三浦分館	三浦西1289番地	374	187	690	三浦	342	▲		○	○	○	○	○	8		
10	高光公民館	高串2番耕地134番地1	363	181		蔭淵	111	▲		○	○	○	○	○	33		
11	三間公民館	三間町宮野下835番地	963	481	1,043	住吉	988	988		○	○	○	○	○	150		
12	三間町隣保館	三間町務田681番地1	361	180						○	×	×	○	○	○	○	147
13	高齢者コミュニティセンター	三間町古藤田367番地	403	201						×	○	○	○	○	○	○	141
14	ふれあい運動公園	吉田町鶴間1507番地	1,453	726						726	吉田	660	660	▲	○	○	○
15	三間保健福祉センター	三間町迫目126番地	1,800	900	1,072	奥南	524	1,014	吉田 (1,674)	○	○	○	○	○	149		
16	ふれあい交流館	三間町迫目128番地	345	172		玉津	452			○	○	○	○	○	○	149	
17	コスモスホール三間	三間町迫目138番地	2,576	1,288	1,288	喜佐方	38	1,095	津島 (1,805)	○	○	○	○	○	149		
						北灘	679			○	○	○	○	○			
						岩松	260			○	○	○	○	○			
						高田	31			○	○	○	○	○			
18	清満公民館	津島町岩瀨丙560番地	765	382	382	近家	125	351		▲	×	×	○	○	12		
						曾根	159			○	○	○	○				
						由良	183			○	○	○	○				
19	畑地コミュニティセンター(畑地公民館)	津島町上畑地甲568番地	717	358	358	竹ヶ島	9	359		▲	△	○	○	○	15		
						下灘	225			○	○	○	○				
						浦知	134			○	○	○	○				
合計			16,785	8,386	65歳以上39.6%の人数			7,742									

(2) 避難所の運営等

- 避難所の開設期間は、臨時情報「巨大地震警戒」の発表から1週間を基本とします。
- 避難所の運営は「避難所運営マニュアル」により、避難状況など必要に応じて、可能な範囲で、自治会や自主防災組織、防災士が中心となって避難所運営の支援を行うことを期待しています。
- 避難生活に必要な食料、日用品等は避難者が用意することを基本とします。
- 公民館等の拠点の避難所には、避難所の連絡員として、市職員を派遣します。
- 避難所設置に関する経費(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給を含む)については、災害救助法が適用される。

(3) その他避難所開設にあたっての対応

- 高齢者等事前避難対象地域において、多くの市民が避難している地区等の防犯・防火対策については、市が警察及び消防団と連携して実施することとします。

第6章 市役所・学校・保育園等の対応

臨時情報が発表された場合は、発表された臨時情報のキーワードに応じた、市役所・学校・保育園等の対応を取ることが必要です。また、臨時情報発表直後における対応は、各施設が作成した災害対応マニュアル等に基づき、個々の状況に応じて対応することとします。

なお、県立高校、私立学校、私立子ども園等の対応については各施設の判断が基本となります。

1 臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間

○後発地震発生に備えて、市有施設の室内安全対策、緊急連絡網やBCPの再確認をするとともに、一部の地域に対して「避難情報」を発令することからも、業務停止や休校・休館など、具体的な避難行動に繋げるための踏み込んだ対応を検討します。

(1) 市役所・公共施設

○市役所の業務を停止することは、通常の世界生活・経済活動を阻害するおそれがあるなど影響が大きいため、業務を継続することを基本としますが、災害対応業務が優先となります。

○公共施設（高齢者等事前避難対象地域外）の一部については、自主避難者受入れのために避難所として開設するなど、業務の継続が困難な場合は業務（貸館等）を停止することがあります。

(2) 高齢者等事前避難対象地域内にある学校・公民館

○高齢者等事前避難対象地域内にある小・中学校・公民館等は、1週間の休校・休館を基本とします。（高齢者等事前避難対象地域外は通常どおり）

○休校となった学校の教職員は、休校中、避難所運営への協力を行うとともに、避難児童・生徒の学習支援等を行うことを基本とします。

<休校・休館、業務停止とする施設>

小・中学校		公民館・公共施設	
明倫小学校	住吉小学校	住吉公民館	九島公民館
三浦小学校	結出小学校	小池公民館	石応公民館
遊子小学校	蔦淵小学校	三浦公民館、西三浦分館	下波公民館
戸島小学校	日振島小学校	遊子公民館	蔦淵公民館
吉田小学校	奥南小学校	戸島公民館	日振島公民館
玉津小学校	下灘小学校	奥南公民館	玉津公民館
北灘小学校	城東中学校	下灘公民館	北灘公民館
津島中学校		総合体育館	勤労者体育センター

(3) 保育園・放課後児童クラブ

○保育園・放課後児童クラブは、通常 of 社会生活・経済活動を維持するため、預かり機能・体制の確保として、通常どおり開園・開設することを基本としますが、高齢者等事前避難対象地域内の施設は、休園・閉設することを基本とします。

<休園・閉設とする施設>

保育園		放課後児童クラブ
住吉保育園	小池保育園	明倫放課後クラブ
甘崎保育園	日振島保育所	
吉田愛児園	奥南保育園	
玉津保育園	岩松保育園	
嵐保育園	北灘保育園	

※上記以外の休校・休館する小・中学校・公民館の学童保育は、開設することを基本とします。

(4) 市が主催するイベント等

○1週間の中止を基本とします。

2 臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間

- 室内安全対策や避難路・避難場所の再確認をするとともに、緊急連絡網やBCPの確認を行うなど、後発地震に備えておくことが重要となりますが、市役所・学校・保育園等は、それぞれ注意対応にとどめ、通常どおりの業務や授業等を継続することを基本とします。
- 公共施設の一部については、自主避難者受入れのために避難所として開設するなど、業務の継続が困難な場合は業務（貸館等）を停止することがあります。

第7章 配慮事項

1 臨時情報の理解促進

- 市は、従前から実施している突発地震への備えを最重要事項としつつ、気象庁から発表される「臨時情報」を最大限有効に活用して被害の軽減に努めます。
- 市は、「臨時情報」の誤った理解による社会的混乱が発生しないよう、あらゆる機会を捉えて、臨時情報の内容及び本方針に記載する防災対応を市民その他の関係者へ周知し、正しい情報の理解に努めます。特に、高齢者等事前避難対象地域に居住する市民に対しては、周知徹底を図ります。
- 市は、「臨時情報」の周知を進める際は、臨時情報は必ずしも発表されるものではなく、突発的に南海トラフ地震が発生するものであることを前提に最大限留意します。
- 「臨時情報」を有効に活用するため、市の各部局、関係機関及び事業者が、「臨時情報」が発表された際の具体的な体制、防災対応手順、関係者の連絡先等を平常時に検討しておくよう、周知徹底を図ります。

2 訓練等の実施

- 市は、現在実施している地震防災訓練等に加えて、臨時情報が発表された際に取りべきべき防災対応についても訓練を実施します。
- 市は、臨時情報を最大限活用するため、事業継続計画（BCP）・各災害対応マニュアル等の見直しを定期的に行います。
- 市は、関係部局や関係機関と継続して協議を進め、臨時情報を最大限活用し、被害の軽減策の充実に努めます。
- 市は、関係者からの意見を踏まえつつ、定期的に「宇和島市地域防災計画」、本方針及びその他の関係計画・マニュアル等の見直しを行います。

参考資料

1 市民、事業者の方々の検討の際の参考

- 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月（一部改訂）／内閣府）」に、それぞれが検討する防災対応が「住民編」「企業編」として取りまとめられています。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf

- 南海トラフ地震臨時情報に係る事例集、動画、リーフレットが、内閣府のホームページに掲載されています。

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/leaflet.html>

- 災害発生時の防災情報や南海トラフ地震臨時情報など、正確な情報を得ることが大切になります。以下のQRコードから読み取るなど、参考にしてください。

 内閣府 Cabinet Office 政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企業担当） 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8号館 3F TEL：03-5253-2111（大代表） FAX：03-3501-6820 http://www.bousai.go.jp/ 	 気象庁 Japan Meteorological Agency 地震火山部地震火山技術・調査課 〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9 TEL：03-6758-3900（代表） FAX：03-3584-8643（総機内線受付） https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html 	 総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency 国民保護・防災部防災課 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2号館 TEL：03-5253-5111（代表） FAX：03-5253-7535 https://www.fdma.go.jp/ 
---	---	--

2 用語集

あ行

○大津波警報

- ・ 気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表する。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

○一部割れ

- ・ 南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7 クラス）が発生したケース。

か行

○後発地震

- ・ 最初の地震発生の後、又はゆっくりすべりケースでの地殻変動の後に発生するおそれがある大規模地震。

○高齢者等事前避難対象地域

- ・ 事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する方とその支援者が1週間を基本とした避難行動を取るべき地域。

○高齢者等避難

- ・ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、妊産婦、乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促すために市町村が発令する避難情報。

さ行

○最初の地震

- ・ ①「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上」、②「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、8.0 未満」、③「南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上」の地震が発生し、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価される基準を満たす地震。

○事業継続計画（BCP : Business Continuity Planning）

- ・ 企業等が、自然災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法、手段等を取り決めておく計画。

○事前避難対象地域

- ・ 地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された後、国からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定める地域。
- ・ 住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。

○住民事前避難対象地域

- ・ 事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示等を発令し、すべての住民が1週間を基本とした避難行動を取るべき地域。

○想定震源域

- ・地震時に動く想定される断層の領域。本方針においては、強震断層域に津波断層域を加えた範囲を想定震源域として扱う。

た行

○津波警報

- ・気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

○津波災害警戒区域

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和3年3月27日に愛媛県知事により指定された区域。
- ・最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危険が生ずる恐れがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的としている。

○津波注意報

- ・気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

○津波の高さ

- ・「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

○津波予報区

- ・全国を66区域に分けた津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表区域。

○突発地震

- ・地震発生可能性の高まりの予測につながるような現象が観測されることなく突然発生する地震。

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき都道府県が指定した、住民の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。

な行

○南海トラフ

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）では、「南海トラフ」を「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域」と定義している。

○南海トラフ地震

- ・南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。

○南海トラフ地震関連解説情報

- ・南海トラフ沿いで観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、又は南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合に気象庁から発表されるもの。

○南海トラフ地震臨時情報

- ・南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるため、気象庁から発表されるもの。

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- ・南海トラフ地震による被害が甚大で、かつ、その被災地域が広範囲にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めることにより、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、地震防災対策特別措置法（平成 28 年法律第 63 号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として制定された法律。

○南海トラフ地震防災対策推進地域

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、推進地域として指定している。平成 26 年 3 月 28 日現在において、1 都 2 府 26 県 707 市町村が指定されている。※本市も同日付けで指定

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波により 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じるおそれがある地域を、特別強化地域として指定している。平成 26 年 3 月 28 日現在において、1 都 13 県 139 市町村が指定されている。※本市も同日付けで指定

は行

○半割れ

- ・南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発

生の可能性が高まったと評価されたケース。

○ひずみ

- ・物体に力を加えたときに生じる形状変化（変形）のこと。地殻のひずみは、大きさを表す量（長さ又は面積、体積）について、単位量当たりの変化量の単位量に対する割合として測定される。例えば、体積ひずみ計は単位体積当たりの体積変化を、単位体積に対する割合として測定するものである。

○避難指示

- ・災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

○プレート境界

- ・陸のプレートと海洋プレートの境界面。

や行

○ゆっくりすべり

- ・プレート境界面等の断層面で発生するすべり現象を、ガタガタという地面の揺れをもたらすような短周期の地震波を発生させる地震性すべりと、短周期の地震波をあまり発生させないゆっくりとした非地震性すべりに分けて考える場合がある。本方針は、後者のことをゆっくりすべりと表記する。

○要配慮者

- ・平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

策定・改定 記録一覧

年月	内容	担当部署
令和4年1月	田原市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針	【愛知県田原市】 防災対策課
令和4年3月	宇和島市版「南海トラフ地震臨時情報防災対応マニュアル【暫定版】」に修正	【宇和島市】 危機管理課
令和 年 月		